

平成 29 年

第 5 回定例会会議録

平成 29 年 9 月 7 日

）

平成 29 年 9 月 21 日

田 上 町 議 会

目 次

○田上町告示第26号	1
○会期日程	2
○応招議員	3
○町長提出議案一覧表	4

会期第1日 [第1号] (9月7日 (木))

○招集年月日、招集場所	7
○出席議員	7
○欠席議員	7
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	7
○本会議に職務のため出席した者の氏名	7
○開 会	8
○開 議	9
○日程第 1 会議録署名議員の指名	9
○日程第 2 会期の決定	9
○日程第 3 諸般の報告	9
○日程第 4 同意第12号 田上町教育委員会委員の任命について	15
○日程第 5 同意第13号 田上町教育委員会委員の任命について	15
○日程第 6 同意第14号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任につ いて	17
○日程第 7 承認第 6号 専決処分(平成29年度田上町一般会計補正予 算(第3号))の報告について	18
○日程第 8 承認第 7号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第 4号))の報告について	18
○日程第 9 議案第40号 平成29年度田上町一般会計補正予算(第5号) 議定について	19
○日程第10 議案第41号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第 2号)議定について	19
○日程第11 議案第42号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第1 号)議定について	19

○日程第12	認定第1号	平成28年度田上町一般会計歳入歳出決算認定 について	21
○日程第13	認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について	21
○日程第14	認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決 算認定について	21
○日程第15	認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定について	21
○日程第16	認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について	21
○日程第17	認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決 算認定について	21
○日程第18	認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認 定について	21
○日程第19	認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	21
○日程第20	一般質問		25
	2番	笹川修一君	25
	9番	川崎昭夫君	37
	11番	池井豊君	42
	3番	小嶋謙一君	52
○散会			58
○議事日程第1号			59

会期第2日 [第2号] (9月8日 (金))

○招集年月日、招集場所	61
○出席議員	61
○欠席議員	61
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	61
○本会議に職務のため出席した者の氏名	61
○開議	62
○日程第1 一般質問	62
5番 今井幸代君	62

7番 浅野一志君	69
1番 高取正人君	73
4番 皆川忠志君	79
○散会	92
○議事日程第2号	93

会期第15日 [第3号] (9月21日 (木))

○招集年月日、招集場所	95
○出席議員	95
○欠席議員	95
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	95
○本会議に職務のため出席した者の氏名	95
○開議	96
○日程第1 承認第6号 専決処分(平成29年度田上町一般会計補正予算(第3号))の報告について	96
○日程第2 承認第7号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第4号))の報告について	96
○日程第3 議案第40号 平成29年度田上町一般会計補正予算(第5号)議定について	99
○日程第4 議案第41号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について	99
○日程第5 議案第42号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について	99
○日程第6 議案第43号 同年度田上町一般会計補正予算(第6号)議定について	103
○日程の追加	104
○追加日程第1 議案第43号 同年度田上町一般会計補正予算(第6号)議定について	105
○日程第7 認定第1号 平成28年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	107
○日程第8 認定第2号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	107

○日程第 9	認定第 3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	107
○日程第10	認定第 4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	107
○日程第11	認定第 5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	107
○日程第12	認定第 6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	107
○日程第13	認定第 7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	107
○日程第14	認定第 8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	107
○日程第15	請願第 1号	「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する請願について	110
○日程第16	請願第 2号	「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願について	111
○日程の追加			113
○追加日程第2	発委第2号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書について	114
○追加日程第3	発委第3号	学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書について	115
○日程第17	発議第 2号	道路財特法による補助率等のかさ上げ措置に関する意見書について	117
○日程第18	発議第 3号	北朝鮮の「核ミサイル軍事行動」と拉致問題の解決を求める意見書について	117
○日程第19		議員派遣の件について	122
○日程第20		閉会中の継続調査について	123
○閉 会			124
○議事日程第3号			125

田上町告示第26号

平成29年 第5回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年8月17日

田上町長 佐藤邦義

1. 期 日 平成29年9月7日
2. 場 所 田上町議会議場

平成29年 第5回 田上町議会（定例会）会期日程

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
9. 7 (木)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 (開議) ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・人事案件上程 (提案説明・質疑・採決) ・議案上程 (提案説明・質疑・委員会付託) ・一般質問 ・散 会
	本会議終了後	委 員 会	広報常任委員会
9. 8 (金)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・一般質問 ・散 会
9. 9 (土)			(休 会)
9. 10 (日)			(休 会)
9. 11 (月)			議案調査
9. 12 (火)	午前 9 : 0 0	委 員 会	総務産経常任委員会 (付託案件審査)
9. 13 (水)	午前 9 : 0 0	委 員 会	社会文教常任委員会 (付託案件審査)
9. 14 (木)	午前 9 : 0 0	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 15 (金)	午前 9 : 0 0	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 16 (土)			(休 会)
9. 17 (日)			(休 会)
9. 18 (月)			(休 会) 敬老の日
9. 19 (火)	午前 9 : 0 0	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 20 (水)			議案調査
9. 21 (木)	午後 1 : 3 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・閉 会

応招議員（13名）

1番	高	取	正	人	君
2番	笹	川	修	一	君
3番	小	嶋	謙	一	君
4番	皆	川	忠	志	君
5番	今	井	幸	代	君
6番	椿		一	春	君
7番	浅	野	一	志	君
8番	熊	倉	正	治	君
9番	川	崎	昭	夫	君
10番	松	原	良	彦	君
11番	池	井		豊	君
12番	関	根	一	義	君
14番	小	池	真	一郎	君

平成29年第5回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議案番号	件名
同意第12号	田上町教育委員会委員の任命について
同意第13号	田上町教育委員会委員の任命について
同意第14号	田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
承認第6号	専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第3号））の報告について
承認第7号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第4号））の報告について
議案第40号	平成29年度田上町一般会計補正予算（第5号）議定について
議案第41号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について
議案第42号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
認定第1号	平成28年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案番号	件名
認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について

第 1 号

(9 月 7 日)

平成29年田上町議会
第5回定例会会議録
(第1号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 平成29年9月7日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 8番 | 熊 倉 正 治 君 |
| 2番 | 笹 川 修 一 君 | 9番 | 川 崎 昭 夫 君 |
| 3番 | 小 嶋 謙 一 君 | 10番 | 松 原 良 彦 君 |
| 4番 | 皆 川 忠 志 君 | 11番 | 池 井 豊 君 |
| 5番 | 今 井 幸 代 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君 | 14番 | 小 池 真一郎 君 |
| 7番 | 浅 野 一 志 君 | | |
- 4 欠席議員
な し
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 佐 藤 邦 義 | 町 民 課 長 | 鈴 木 和 弘 |
| 副 町 長 | 小日向 至 | 保健福祉課長 | 吉 澤 宏 |
| 教 育 長 | 丸 山 敬 | 会 計 管 理 者 | 佐 藤 正 |
| 総 務 課 長 | 吉 澤 深 雪 | 教 育 委 員 会 長 | 福 井 明 |
| 地 域 整 備 課 長 | 土 田 覚 | 事 務 局 長 | |
| 産 業 振 興 課 長 | 渡 辺 仁 | 代 表 監 査 委 員 | 大 島 甚一郎 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 小 林 亨 |
| 書 記 | 渡 辺 真夜子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 会

議長（熊倉正治君） 改めておはようございます。本日、平成29年第5回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

佐藤町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） 改めまして、皆さんおはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日、平成29年第5回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては秋の収穫期を迎えて何かとご多用のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

9月に入り、ようやく朝晩は過ごしやすい気候となってまいりましたが、東京都心では8月に入ってから21日間も連続して雨の日が続くなど、今年の夏も異常気象となっております。田上町でも、7月に入り毎週のように発生した豪雨により、一部道路の冠水や路面の流失、あるいは車庫などへの床下浸水等がありました。幸いにして住宅等への被害はありませんでした。これから台風シーズンを迎えるに当たり、先日町の消防団訓練演習を実施するなど、災害に対し万全の備えを行っておりますが、そんなやさきに、先週8月29日の早朝、何の通告もなく北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本の上空を通過いたしました。ミサイルの発射から数分で日本に到達し、避難する時間も対処方法もない中で、今度は水爆実験の報道がありました。まさに平穏な暮らしを混乱させる、許されざる行為であり、大変な不安と怒りを感じております。

さて、今定例会におきましては、教育委員及び固定資産評価審査委員の任期満了に伴います人事案件が3件と、今ほどお話しいたしました7月の集中豪雨に伴う災害関連予算等の専決処分の2件、また平成29年の一般会計と下水道事業及び介護保険のそれぞれの特別会計において急を要する経費の補正予算の3件と、平成28年度の一般会計及び各特別会計の決算認定についての8件についての、全部で16議案を提案したものです。今議会は決算議会ということもありまして、内容からいたしましても長期になると存じますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

午前9時04分 開 議

議長（熊倉正治君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（熊倉正治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により

10番 松原良彦 議員

11番 池井 豊 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（熊倉正治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日7日から21日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日7日から21日までの15日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（熊倉正治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書の5月分、6月分、7月分、並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定

による田上町教育に関する事務の点検及び評価報告書が提出されております。お手元に写しを配付いたしましたので、ごらん願います。

次に、本日までに受理した請願は、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する請願、「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願の2件であります。この請願については、会議規則第91条及び第92条第1項の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員の出席を求めています。

以上で議長報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査について、委員長からの報告を行います。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 皆川忠志君登壇)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 改めまして、おはようございます。総務産経常任委員長の皆川でございます。総務産経常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

委員会は、8月17日に開催いたしました。今回の所管事務調査は、1点は、8月4日の全員協議会におきまして説明がありました、7月4日、18日、そして24日に発生しました大雨対応について、これのフォローとして視察することになりました。もう一点は、平成23年7月に発生しました新潟・福島豪雨についてであります。この豪雨は、予想をはるかに超える雨量で、町に重大な被害をもたらしました。農地、道路はもとより、信濃川が氾濫危険水位を超えたため、町として初めて避難指示が発令されました。議会といたしましても、全議員で構成する調査特別委員会を設置し、調査、審議を行いました。そして、問題点を総括しまして町に提起し、関係機関に速やかに実行するよう要望したところであります。その後工事は進んでおりますけれども、総括的に一回棚卸しの必要があるかどうかということで、今回確認を行いました。

それでは、概略を報告します。まず、7月の大雨についてでございますが、関連でフォローしたわけですけれども、上吉田の新田堀、ここは大雨となると通行止めとなる場所でございます。

次に、川船河北の茗ヶ谷川の法面洗掘箇所、そして羽生田の大原今滝線の法面崩壊箇所、羽生田3区の羽生田川の護岸破損箇所を視察いたしました。この中で、新田堀の今後の対策について現地でいろいろ議論、視察いたしましたけれども、町は

道路を高くするなどの対応を検討しているというような説明がございました。ここは、地形上の課題はあるにせよ、抜本的な対策をとる必要があるのではないかとこのように感じております。また、羽生田3区の羽生田川の護岸破損ですけれども、ここは3回の大雨の影響となりますが、後日判明したというところでございますけれども、状況としては大変危険だということを思っております。早急な対策が必要であるというふうに判断しております。今回のこの3カ所は、9月の補正の中で審議し、工事を進めていきたいというような説明がございました。

最後に、羽生田の今滝冬鳥越林道の法面崩壊箇所を視察しました。今後対応策を検討していきたいというような説明がございました。

その後、会議室に戻りまして、今回の3回の大雨対応に関して、避難準備情報、高齢者等避難開始発令などについて説明がございました。

まず、7月4日の避難準備情報、高齢者等避難開始が朝の5時10分に発令されたわけですが、どのように周知したのかというような質疑がございました。山沿い地区の土砂災害警戒区域のある15の地区の区長さんに連絡するとともに、緊急のエリアメール、町の登録メールに配信したとの説明がありました。

その後、区長さんは自主防災組織の連絡網を通じての連絡体制で周知するというような説明がありましたけれども、自主防災組織はそのような体制に本当になっているのかというような疑問も出ました。

また、7月4日に土砂災害前ぶれ注意情報、これが午前2時50分に発表されております。これにもかかわらず、避難準備情報を5時10分に発令したことに関しまして、執行側はその発令を夜中に出した場合、避難に混乱が生じ、危険であるという判断からこの時間になったというような説明がございました。議員のほうからは、一旦発令は出すべきであり、判断は自主防災あるいは個人に任せればいいのではないかとこのような意見が出されました。また、避難勧告、避難指示の場合は時間にかかわらず、勧告と指示、これについては時間にかかわらず出していくというような考えが示されました。

また、避難勧告等の判断、伝達に当たり、マニュアルはあるのかというような質疑があり、町としてマニュアルを作成しており、これに基づき決定しているというような説明がございました。これは、先日の全員協議会で配付を依頼したものでございます。

次に、冒頭申し上げましたように、平成23年7月29日に発生しました新潟・福島豪雨の関連について説明がございました。概略を報告しますと、茗ヶ谷川の関係で

調整池、田んぼダムの検討経緯や、あるいは大正川の嵩上げの質疑、あるいは五社川の嵩上げ、河床の浚渫などの質疑がございました。しかし、今回は途中での結果であり、経過の状況などの整理ができていないというような説明がございました。今後はこれを整理させた上、総務産経委員会の場、あるいは所管事務調査などの場を活用して議論を深めていきたいというふうに考えております。

ちょっと長くなりましたが、以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。皆川委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） おはようございます。それでは、私のほうから社会文教常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

期日は、平成29年7月25日でございました。

2つございまして、1つ目は町社会福祉協議会との2回目の懇談会についてでございます。今回は、事前に社協より質問内容の要旨申し込みがあり、懇談会形式でざくばらんにお話をしましょうとの打ち合わせもあり、始めました。当方からは、1番、社会福祉協議会と福祉施設の相違や、2番、会費負担の意義、あり方など、3番、平成28年度予算決算、4番目にいきいきサロンの方向性、5番目に町協議会の要望など、合わせて11項目のお話をお聞きいたしました。

幾つかの質問のお答えでは、市町村社会福祉協議会は、社会福祉を目的にする事業を経営する者と社会福祉に関する活動を行う者が参加する等と規定されていますとのことでもございました。社協が各家庭にお願いする金額は、会費負担金600円、これはあくまでも目安ということでもございます。そして、歳末助け合い募金運動の2種類だけのお話もございました。また、社協の職員数は、サポート要員合わせて52名ということでもございます。いきいきサロンの活動では、平成10年より始まり、28年度は16地区、参加者延べ数は2,207人、これはボランティアを除く数でもございまして、社協より1地区に一律1万円の補助金を出しているということでもございました。また、後日田上社協会長より懇談会でお話のできなかつた町議会への要望を追加資料にして、委員会に報告いたしました。

次に、コミュニティスクールについてお話し申し上げます。これもあらかじめ質問事項と提出した内容について教育委員会局長より説明とお話がありました。

教員にとって業務負担につながらないかについては、今回は今年度から小学校3、4年生は週1時間外国語活動についての時間が増えますし、5、6年生は週2時間

になり、外国語活動が外国語になりますとのお話でした。この対応については、英語教育に関心のある方、NPOや大学連携など人材活用を試み、貢献投資を考えているとのことでした。

次に、地域コーディネーターの役割が多岐にわたるが、1人で大丈夫かの質問では、コーディネーターには今まで一番大事な大仕事の中学2年生の課外授業、職場体験の会社との折衝や内容の段取りをしていただいたし、今後は小学校の伝統文化について、田上学や羽生田小の竹プロジェクトなどを予定しているとのことでした。また、コーディネーターの人員については、当面は1人で小さく始めて、大きく育てる方針とお話がありました。

その他、関連のお話では、自治会報で「ぼくの夢・わたしの夢」では小学校1年生の子どもたちが将来ビジョンをしっかりと考えていることや、田上夏まつりではボランティアの中学生がああの中、持ち場を離れず、最後まで頑張ってくれた田上魂の話など、ホットなお話がありました。

以上、報告終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で所管事務調査の報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の報告を求めます。

（7番 浅野一志君登壇）

7番（浅野一志君） おはようございます。7番、浅野です。加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の7月の臨時会についてご報告いたします。

7月の臨時会は2件ありまして、1件は一般会計補正予算の専決処分でした。これは、消防庁舎の空調設備が故障したため、その修繕料650万円を増額するものでした。650万円を増額して、予算の総計は11億808万9,000円となりました。

もう一件については、監査委員の選任でした。監査委員については、不肖私が、田上町の議員の浅野が監査委員となりました。また、副議長の選任に当たっては、本議会の川崎昭夫議員が副議長になりました。

以上です。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。浅野議員、ご苦労さまでした。

次に、三条地域水道用水供給企業団議会の報告を求めます。

（1番 高取正人君登壇）

1番（高取正人君） おはようございます。1番、高取です。三条地域水道用水供給企

業団議会の報告を行います。

期日は7月24日、三条市長野の企業団事務所で開催されました。今年は当町で2人、加茂市で4人の構成議員の交代があったことから副議長選挙が行われ、加茂市の茂岡議員が副議長に当選されました。同じように監査委員の交代もあり、議員の中から選出される監査委員は当町の皆川議員が、7月末で任期が満了する識見を有する者から選任される監査委員は三条市の識見の監査委員であります大久保氏が提案され、それぞれ同意されました。

平成28年度の決算の認定では、配付資料のとおり提案され、特に質疑、討論はなく、認定されました。

なお、当年度の利益剰余金の処分は、資料記載のとおり資本的収支の不足額に充当されました。

以上です。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。高取議員、ご苦労さまでした。

次に、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会の報告を求めます。

（3番 小嶋謙一君登壇）

3番（小嶋謙一君） 去る7月18日に開会しました三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会第2回臨時会の報告をいたします。

提出議案は、監査委員の任期満了に伴う後任の監査委員2名を選任するに当たり、議会の同意を求める2件であります。審議の結果、監査委員に田上町の小嶋、新潟市の金子孝議員が選任されましたことを報告いたします。

以上です。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。小嶋議員、ご苦労さまでした。

次に、新潟県中越福祉事務組合議会の報告を求めます。

（2番 笹川修一君登壇）

2番（笹川修一君） おはようございます。新潟県中越福祉事務組合の報告を行います。

7月13日、まごころ学園で平成29年第2回新潟県中越福祉事務組合議会臨時会が開催されました。

専決第1号、平成29年度新潟県中越福祉事務組合の補正予算が専決処分され、承認されました。内容は、補正予算はまごころ学園の新築工事費で、オリンピックの工事関連での人件費上昇で、地方債起債により3,702万8,000円が増額補正されました。歳入歳出の予算総額は11億3,490万3,000円となりました。

議第5号、まごころ学園新築工事、6億3,396万円の契約金額で、長岡市の大石組

が制限つき一般競争入札で決まり、工事請負契約が議会で承認され、可決しました。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。笹川議員、ご苦労さまでした。

最後に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

（10番 松原良彦君登壇）

10番（松原良彦君） それでは、私のほうから新潟県後期高齢者医療広域連合8月定例会の報告をいたします。報告書の28ページからでございます。

期日は平成29年8月31日、場所は新潟県自治会館で行われました。予算関係のものしかありませんので、それについてお話しします。

28年度一般会計、歳入10億8,003万8,000円、歳出9億5,973万8,000円で、差し引き4,830万円で、これは29年度に繰り越して共通経費負担金の減額や国庫補助の返還などで精算いたします。

次に、28年度特別会計、歳入2,643億3,418万3,000円、歳出は2,595億590万9,000円で、差し引き48億2,827万4,000円で、負担金を精算して、29年度へ繰り越しとなります。

次に、29年度広域連合一般会計補正予算（第1号）は1万2,000円を追加し、28年度の国庫補助金事業の実績に基づく精算に係る経費などを補正するものでございます。

次に、29年度広域連合特別会計補正予算（第1号）は47億7,254万4,000円を追加し、28年度保険給付費等の実績に基づく各種負担金等の精算に係る経費を補正するものでございます。4議案は、採決の結果、いずれも原案認定、可決いたしました。

次に、監査委員の選任について、追加提案が出され、承認され、三条市の笹川信子氏が原案どおり可決いたしました。

以上、報告終わります。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。松原議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 同意第12号 田上町教育委員会委員の任命について

日程第5 同意第13号 田上町教育委員会委員の任命について

議長（熊倉正治君） 日程第4、同意第12号及び日程第5、同意第13号 田上町教育委

員会委員の任命についての2案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案件は人事案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいま一括上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この議案は、いずれも田上町教育委員会委員の任命についてであります。同意第12号は石田一平氏を、同意第13号は長澤幸枝氏をそれぞれ任命するものであります。

両名は現在その任に当たっておられますが、本年9月30日をもって4年の任期が満了しますことから、引き続き委員に再任したいので、議会の同意を求めるものであります。

なお、石田氏におかれましては、町教育委員会の委員を2期8年、長澤氏におかれましては1期4年務めていただいております。参考資料としてお二人の略歴をお手元に配付いたしております。

以上、2議案につきましてご説明申し上げましたが、全員のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長(熊倉正治君) 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの2案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの2案件については討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決することに決しました。

これより順次採決を行います。この採決は、起立採決といたします。

最初に、同意第12号の採決を行います。本案は原案どおり同意することに賛成の

方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(熊倉正治君) 起立全員であります。よって、同意第12号は原案どおり同意することに決しました。

次に、同意第13号の採決を行います。本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(熊倉正治君) 起立全員であります。よって、同意第13号は原案どおり同意することに決しました。

日程第6 同意第14号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長(熊倉正治君) 日程第6、同意第14号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいま上程になりました同意第14号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現在その任に当たっておられます早津紳也氏が本年9月29日をもって3年の任期が満了しますことから、引き続き委員に再任したいので、議会の同意を求めるものであります。

なお、早津紳也氏におかれましては、田上町固定資産評価審査委員会の委員を7期21年務めていただいております。参考資料として早津氏の略歴をお手元に配付いたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、全員のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長(熊倉正治君) 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決することに決しました。

これより同意第14号の採決を行います。この採決は起立採決といたします。

本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(熊倉正治君) 起立全員であります。よって、同意第14号は原案どおり同意することに決しました。

日程第7 承認第6号 専決処分(平成29年度田上町一般会計補正予算(第3号))
の報告について

日程第8 承認第7号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第4号))の報告
について

議長(熊倉正治君) 日程第7、承認第6号及び日程第8、承認第7号の2案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいま上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、承認第6号 専決処分(平成29年度田上町一般会計補正予算(第3号))の報告につきましては、歳入歳出それぞれ2,271万6,000円を追加いたしましたものがあります。その内容は、7月18日に発生しました大雨に伴う災害関連経費でありまして、消防費は水防配備体制に係る職員の時間外勤務手当を増額、また13款として災害復旧費を新設し、災害発生時の公共土木施設等の初期対応費用、応急復旧に伴う経費を追加いたしましたものがあります。これらは緊急に実施する必要があったため、7月18日付けでやむなく専決処分とさせていただいたものがあります。

次に、承認第7号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第4号））の報告につきましては、歳入歳出それぞれ738万3,000円を追加いたしましたものであります。その内容は、7月24日に発生しました大雨に伴う災害関連の初期対応費用や応急復旧に必要な経費の増額のほか、教育費におきましては中学校の浄化槽の故障により早急に修繕する必要が生じたため、7月24日付けでやむなく専決処分といたしましたものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第 9 議案第40号 平成29年度田上町一般会計補正予算（第5号）議定について

日程第10 議案第41号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について

日程第11 議案第42号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について

議長（熊倉正治君） 日程第9、議案第40号から日程第11、議案第42号の3案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました3議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第40号 平成29年度田上町一般会計補正予算（第5号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ4,814万3,000円を追加するものであります。

その主な内容といたしましては、歳入では国庫支出金におきまして、マイナンバーに関連したシステム整備等に係る補助金などの増額、財産収入におきましては旧曾根交流センター跡地の売却により、財産売払収入の受け入れ、繰入金におきましては平成28年度の精算に伴う介護保険特別会計からの繰入金の受け入れ、町債におきましては7月の大雨による公共土木施設等の復旧に関連して、単独災害復旧事業債を追加するものであります。あわせて、災害復旧事業債の借り入れに当たり、第2表、地方債補正において、起債の追加をお願いするものであります。

歳出では、総務費において、マイナンバーに関連して国の指針に基づく特定個人情報情報の管理を行うため、それらの支援業務に係る委託料の追加、国道403号線原ヶ崎地内信号機設置の要望に当たり、町道幼稚園線に歩道、横断歩道等の設置が必要なため、その整備に係る工事請負費の追加など、また民生費及び衛生費においては平成28年度の各種事業の関連により、国、県への補助金等に係る返還金などとともに、総合保健福祉センターの空調に不具合が生じたため修繕料の追加、また土木費においては事業計画変更業務に伴う下水道事業特別会計への繰出金の増額、消防費においては今後の台風や大雨の警戒に対応するため職員の時間外勤務手当の増額を、教育費においては児童・生徒の一時保護等様々な対応が必要なことから、職員の時間外勤務手当の増額を、災害復旧においては7月の水害に伴う道路や河川等、公共土木施設の本格的な復旧工事に必要となる関連経費の追加をそれぞれお願いするものであります。

次に、議案第41号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ1,300万4,000円を追加するものであります。その主な内容といたしましては、公共下水道事業計画変更業務の委託料の追加等をお願いするものであります。

次に、議案第42号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定につきましては、歳入歳出をそれぞれ2,620万6,000円を追加いたすものであります。その主な内容といたしましては、平成28年度の介護給付事業等の確定に伴う歳入では、支払基金からの交付金の受け入れ等、歳出では国や県、町への負担金の返還等をお願いいたすものであります。

以上、3議案につきまして、その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの3案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時44分 休 憩

午前10時00分 再 開

議長（熊倉正治君） 再開いたします。

- | | | |
|-------|-------|-------------------------------|
| 日程第12 | 認定第1号 | 平成28年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 認定第2号 | 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 認定第3号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 認定第4号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第5号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第6号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第7号 | 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 認定第8号 | 同年度田上町水道事業会計決算認定について |

議長（熊倉正治君） 日程第12、認定第1号から日程第19、認定第8号までの8案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました8議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この8議案は、平成28年度の各会計決算の認定でありまして、会計管理者から提出された決算書に基づき、監査委員の精査を受け、その意見書並びに主要施策の成果としてまとめた資料を添えてご提案いたすものであります。

さて、国の平成28年度の地方財政への対応につきましては、地方の一般財源総額について、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないような、実質的に同水準を確保するとされている一方で、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへ切りかえを進めていくことを基本としていることや、経済財政再生計画に沿って、平成28年度の予算から手を緩めることなく、歳出改革等を大きく前進させるとされていました。

このような状況を踏まえまして、税収入の確保やふるさと応援寄付金の推進により自主財源の確保に努める一方、道の駅を核とした新しいまちづくりを進めるとともに、田上町総合計画に基づいた人口減少対策に取り組んできました。また、限られた財源を事業選択による重点配分を行うとともに、経常経費の削減に努め、町民ニーズの高い施策と社会情勢の推移に即応した施策を推進してまいりました。

その結果、認定第1号 平成28年度田上町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、最終的には歳入額44億7,621万113円、歳出額は42億7,903万198円、歳入歳出差し引きで1億9,717万9,915円、実質収支では1億9,286万6,915円の黒字決算、単年度収支でも5,834万480円の黒字決算となりました。

歳入のうち、自主財源である町税につきましては、徴収率は97.6%と、平成27年度を0.1ポイント上回りましたが、法人町民税や軽自動車税の税制改正等によりまして、町税全体としては減額となりました。地方交付税につきましては、単位費用の引き下げなどにより、国庫支出金につきましては地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業等の終了により、それぞれ減額となりました。諸収入につきましては、地域総合整備資本貸付金の繰上償還により大幅な増額となりました。

次に、歳出のうち、平成28年度に実施いたしました新規あるいは臨時に実施した主要事業といたしまして、総務費では、田上町のまちづくりの指針である第5次総合計画後期基本計画の策定とともに、地方公会計制度に則した固定資産台帳を整備をいたしました。民生費につきましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金や臨時福祉給付金の支給と、衛生費は総合保健福祉センターの空調設備の改修、それから子ども医療費助成事業においては入院の対象年齢を高校卒業まで拡充することで子育て支援体制の充実を図ってまいりました。農林水産業費につきましては、田上町農業振興地域整備計画を2カ年で更新する予定であり、平成28年度は基礎調査を実

施いたしました。土木費につきましては、都市計画マスタープランの高度化版である立地適正化計画の策定に当たり、その基本方針を定めたところであります。消防費につきましては、県の防災行政無線の老朽化に伴う更新のほか、消防力向上のため、消防積載車の入れかえや、あるいは消防団員全員に安全靴の貸与など、消防団装備の充実強化を図りました。教育費につきましては、新たに訪問教育指導員を配置することで、学校、家庭、各関係機関との円滑な連携を図りました。また、羽生田野球場の芝生等の整備を実施いたしました。

なお、経済対策分としての臨時福祉給付金事業や介護基盤整備事業ほか3事業につきましては、平成28年度中に事業を完了できなかったため、やむなく繰越明許として平成29年度に行うことといたしました。

次に、認定第2号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入額4億5,850万4,967円、歳出額は4億4,912万9,592円、歳入歳出差引額は937万5,375円の黒字決算となりました。主な事業としましては、田上町終末処理場の老朽化により、昨年に引き続き汚泥処理施設の改築更新工事を補助事業により行いました。

次に、認定第3号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入額7,385万8,491円、歳出額は6,944万2,471円、歳入歳出差引額は441万6,020円の黒字決算となりました。集落排水事業は、施設等の維持管理等が主な事業となっております。

次に、認定第4号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入額15億7,952万2,343円、歳出額は15億3,533万6,469円、歳入歳出差引額は4,418万5,874円の黒字決算となりました。年間平均被保険者は3,004人、国民健康保険税は2億5,564万6,913円、1人当たりの保険税は8万3,782円となりました。保険給付費につきましては9億5,666万8,000円、一般被保険者の1人当たりの医療費は31万9,222円となりました。

次に、認定第5号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入額1億1,007万3,709円、歳出額は1億659万7,853円、歳入歳出差引額は347万5,856円の黒字決算となりました。歳入の主なものは後期高齢者医療保険料であり、歳出のほとんどは後期高齢者医療広域連合納付金であります。

次に、認定第6号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入額5,467万8,631円、歳出額は3,840万9,685円、歳入歳出差引額は1,626万8,946円の黒字決算となりました。訪問看護の利用者は145名で、訪問延べ回

数は5,291回でありました。

次に、認定第7号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入額12億3,059万3,326円、歳出額は11億6,427万121円、歳入歳出差引額は6,632万3,205円の黒字決算となりました。65歳以上の第1号被保険者数は4,026人で、町の人口の33.4%を占めております。また、要支援者を含めた要介護認定者は723名で、居宅の介護サービスを利用されている方は404名、施設に入所されている方は165名であります。

最後に、認定第8号 同年度田上町水道事業会計決算認定につきましては、業務量としての年間有収水量は135万1,915立方メートルとなりました。収益的収支の収入は2億5,044万1,097円、支出は2億5,391万3,962円、資本的収支の収入は212万6,425円、支出は1億6,476万3,276円となりました。資本的支出では送水管及び配水管の布設がえ工事とともに、浄水設備工事を実施いたしました。今後とも事業収入の確保と経費の節減に努め、安全で安心な水道水の安定供給と健全な事業運営に努めてまいります。

以上、それぞれの会計につきましてその概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

本決算について、監査委員の決算審査意見書の写しが提出されておりますので、ごらん願います。

大島代表監査委員から補足説明があれば発言を許します。

代表監査委員（大島甚一郎君） おはようございます。監査委員の大島でございます。

平成28年度における田上町の決算につきまして、一般会計、特別会計並びに事業会計の各会計に対して慎重に審査をいたしました。結果につきましては、皆様方にご配付の審査意見書のとおりでございます。特につけ加えることはございません。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 以上で監査委員の補足説明が終わりました。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております8案件につきましては、精査の必要がありますので、委員会条例第5条の規定により、全員をもって構成する決算審査特別委員会を

設置し、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、ただいまの8案件につきましては、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

この際、しばらく休憩いたします。

午前10時14分 休 憩

午前10時40分 再 開

議長(熊倉正治君) 再開いたします。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。決算審査特別委員会委員長に浅野一志議員、副委員長に笹川修一議員が互選されました。

以上で報告を終わります。

この際、議長からお願い申し上げます。各常任委員会及び特別委員会に付託いたしました案件につきましては、会期日程に基づき、最終日の本会議に報告できますようお取り進めをお願いいたします。

日程第20 一般質問

議長(熊倉正治君) 日程第20、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、2番、笹川議員の発言を許します。

(2番 笹川修一君登壇)

2番(笹川修一君) おはようございます。2番、笹川、一般質問を行います。入館数が戻らないごまどう湯っ多里館について質問を行います。指定管理制度とはいかにあるべきなのか。

昨年3月にごまどう湯っ多里館の入館数の減少について一般質問を行いました。平成26年度、6,200万円の予算をかけ、11月から12月まで2カ月休館し、改装工事を行い、町から民間や指定管理者制度へ営業が移管されました。町からは改装工事に多額の予算をかけ、営業は民間移行し、民間のアイデアで入館数を伸ばす方針でした。しかし、町がやっていたときは17万人、それが14万人と、大幅に入館数は減少

し、入湯税は、町がやったときは2,434万円から、民間に移って1,866万円と、568万円減少しました。町税収入の減少となりました。そして、補正予算が組まれました。過去、町の経営での支出で平成25年度では、ごまどう湯っ多里館の町の経営では、歳入歳出で1,370万円の赤字でした。町の持ち越しの経費を減らすための指定管理者制度です。しかし、民間へ指定管理を移管したところ、指定管理費用は2,680万円、入湯税の減額で568万円。先ほど言った入湯税の減少です。町の損失は3,248万円でした。指定管理者にしたことで、逆に1,878万円と大きな減額となりました。当初町は指定管理者制度によって町の歳出額が減り、指定管理者により入館者が伸びると説明がありました。全く町の方角と逆となったため、今年の3月に私は一般質問を行いました。なぜ再度一般質問を行うかは、3月の予算審査特別委員会で28年度のごまどう湯っ多里館の入館数が、減少した14万人から全く伸びずに、14万人であったことに驚き、再質問を行います。

民間では、多額の予算をかけ、改装し、2年以上も全く入館数が伸びないことは責任を問われ、責任者は交代します。また、行政においても、議会として責任を問うことは重要です。昨年入館料金、これ100円アップし700円にしたため入館数が減ったとの答弁でした。私の質問から「きずな」を使って町民に100円割引券を発行したり、平日得々プラン1,000円を実施したり、またイベントを企画し、食事の割引を実施していることはわかります。町は、今後は指定管理者と協議し、サービスの充実をさせ、入館数を上げていくと言われました。それから1年がたちました。イベント強化はわかっていますが、なぜ全く入館数が伸び悩んでいるのか、根本的原因は何なのか、何が悪くて入館数はもとに戻らないのか。

では、質問として、なぜ2年以上もたつのに入館数が全く回復しないのか、原因は何なのかを具体的な原因を教えてください。具体的な原因がわからなければ、対策はとれません。

新潟市小須戸温泉の健康センター、花の湯を昨年調べました。花の湯は、指定管理者が平成27年4月から、ビル管理会社から販売を主体とした会社に変更しました。公募し、2週間の休館で一部改装をし、4月からオープンしました。平成27年度は9万5,000人で、昨年比110%と伸びました。隣の花の湯は大幅に伸びて、ごまどう湯っ多里館は17万人から14万人と大幅に減少して、全く昨年も増加しておりません。

三条市は、しらさぎ荘の入館数が減少が続き、今年の4月16日に改装し、小須戸の花の湯の指定管理者に変更し、再出発しました。変更理由は、花の湯の入館数をV字回復させた実績を持つ指定管理者にしたそうです。改装のコンセプト、これし

らさぎ荘です。改装のコンセプトは、高齢者施設のイメージを一新して、30から40歳代、ゆったり楽しく過ごせる施設。しらさぎ荘も入館数が伸びているそうです。

花の湯は、平成27年度から、これ市からビル管理会社に指定会社を移行しましたが、入館者は減少し、平成27年4月に指定管理者に変更することになり、なぜ花の湯の入館数が減少したのか、原因分析をしました。花の湯はどのようにしたら入館数を今後増加させるのか。客層分析を実施し、どの部分が減少しているのかを調べています。同じ時期に田上町は、平成27年1月に指定管理者制度に移行しました。花の湯は、田上のごまどう湯っ多里館をマーケット調査を実施しています。花の湯は、入館数の客層分析を実施し、過去から平成25年度まで子ども、特に小学生が全体の2.6%、少ないことがわかったそうです。そこで、指定管理者は入館数を上げるため、平成27年から子どもの入館数をふやし、家族連れに来ていただくことを集客の重要なテーマとして、子ども向けのイベントを企画し、食事のメニュー、幼児の遊ぶコーナーなど、運営に取り組んでいます。

では、実績ですが、平成26年度入館数は8万6,000人が、そのうち子どもは小学生が2,200人、全体の2.6%、27年度入館数は9万5,000人、これ増えまして、子どもが小学生は3,100人、3.3%、小学生は900人増えて、小学生同士だったら140%も増加し、大きく客層が変化をしました。子どもが増えて、家族連れが大幅に増えました。つまり、ファミリー層が増えてきました。ここに重要な問題が隠されています。

ごまどう湯っ多里館の28年、29年の事業計画には、客層分析、計画は全くありません。これ皆さんももらったと思うのですが、その内容には触れておりません。安くすることやポイントをつけることばかりです。私の昨年的一般質問において、ファミリー層の客層拡大を提案しています。客層分析、年代別分析、町内と町外の入館数の分析、幼児用の入浴用具の設置などを提案しましたが、しかし全く動きはありません。隣の花の湯は、ごまどう湯っ多里館の営業分析を行っています。マーケットリサーチを行っています。なぜごまどう湯っ多里館が17万人から14万人に減少したのか。民間発想なら、いかに分析から対策を立てるかが重要です。

近郊の日帰り温泉の事業内容はどうか。日帰り温泉の事業は業績が低迷していると言われておりますが、しかし見附市のほっとぴあ、これ平成28年8月25日に福祉施設、老人憩いの家から、大浴場や岩盤浴などを備えたスーパー銭湯をオープンしました。毎月チラシを三条市まで配布しております。指定管理者制度で見附市の維持費用は450万円。450万円だけは指定管理者に支払い、黒字なら利益の半分を市に納めるそうです。客層は女性が多く、30から50代が多いそうです。近郊の日帰

り温泉の分析を行い、いかにどのように対策を立て、入館者を増加させています。年間入館数は20万人を見込んで、この1年間で20万人はいくそうです。特に隣の小須戸の花の湯は、なぜ入館数がV字型に伸びているのかと、そこが一番問われます。

町の税金が使われております。改装費6,200万円、指定管理費用2,680万円、入湯税の減少568万円。今この2年間全く手を打っていない状況です。要は営業では、民間では結果、数字が重要です。各市町村でも同じように対策を実施しています。では、花の湯の入館数は、昨年、平成28年とどう変化しているかわかりますか。花の湯は、ごまどう湯っ多里館の競合店です。どうしたら入館数を伸ばしているのか。近郊の日帰り温泉の事業内容のマーケットリサーチを行い、ごまどう湯っ多里館の違いは何か、調査からいかに入館数を伸ばすのか、具体的な計画を示してください。いかがでしょうか。

近郊の日帰り温泉の入館数を伸ばすための販売促進では、見附市のほっとぴあでは毎月チラシを三条市まで配布しています。こういうのを毎月三条市まで近郊まで、これほっとぴあです。近郊までしています。食事は、四季に応じたメニューを打ち出しています。三条市のいい湯らていは年に1回の配布物です。三条市民へということで、こういうもので、中は割引券とかを配布しています。そして、何とチラシも、いい湯らてい、いろいろ出しているのです。あと、先ほど言ったしらさぎ荘は、イメージのポップとか、ちょっとおしゃれなイメージチラシを配布しております。小須戸の花の湯は、毎月イベントカレンダーを配布し、家族対象に企画しています。これ結構、裏も何かあるのです。こういうイメージチラシ……

(何事か声あり)

2番(笹川修一君) そうですね。イベントチラシですね。家族を対象に企画しているもので、土日は家族の日としてポイント2倍で、日曜日はアヒル風呂として幼児に人気になっています。

では、ごまどう湯っ多里館はというと、受付前にこの白黒で、これがあるのです。これしか私は見ていないので書かせてもらいましたけれども、近郊の日帰り温泉はいろいろとチラシ、企画を計画し、入館者の増加を図っております。ごまどう湯っ多里館は、近郊の日帰り温泉に比べ、入館者の増加に対してかなり劣っていると思われまます。民間に営業を依頼した指定管理制度では、営業努力が劣っては業績は伸びません。田上の町民の支持を得ることはもちろんですが、町外のリピーターをふやすことも重要です。販促活動は、民間ではもう常識です。では、入館者を伸ばすために販促をどのように実施しているのか、また販促とかそういう活動をどの

ように町は指導しているのか問いたいと思います。

新潟市秋葉区では好調な花の湯ですが、今年7月から指定管理者の公募をするそうです。新潟市は、指定管理制度では3年単位で公募をし、指定管理者制度協議会で検討します。入館数がV字型で伸びていても実施するそうです。営利目的の指定管理者については3年単位で実施しています。私は、大変驚きました。これほど入館数が伸びていてもさらに上を望む新潟市に感銘を覚えました。

田上町もよいことは導入すべきです。広く公募することで、さらに民間の力を生かすのです。指定管理者制度はいかにあるべきか、町民に問われています。町から民間へ委託して2年半、入館数が17万人から14万人と減少し、伸び悩んでいることは他の行政では見られません。昨年の答弁では、指定管理者制度は5年契約ですが、入館数減少の改善がなければ指定管理者の変更をされると言われましたが、町民が納得するように結論を出すべきではないでしょうか。いかがでしょうか、町長の見解をお聞きします。

次に、住民主体の生活支援体制についてです。今年から新たな介護予防・日常生活支援総合事業が開始されました。来年から住民主体の生活支援体制が開始されます。団塊の世代が75歳以上となる2025年をめぐり、重度な要介護状態になっていても、住みなれた地域で自分らしく暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保されるように構築されるように国は進めております。高齢化が進む中、国から市町村へと制度移行されます。地域の自主性や主体性に基づいて支え合う地域包括ケアシステムが来年から開始されます。地域における生活支援、介護予防サービスの充実を図る、地域の助け合い活動を支援するための協議体の設置、生活支援コーディネーターの配置が開始されます。これ国から言われています。

では、住民主体となる生活支援体制はどのような方向になりますか。来年から始まる生活支援体制は、町の方向性により規模が大きく変化します。いかがでしょうか。地域団体は、社会福祉協議会、社会福祉法人、43の行政区、老人クラブ、NPO法人などあり、地域を知っている団体が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げるため、地域団体が主体となった協議体が設置されます。それが協議体です。協議体の役割は、地域の現状把握、課題を発見、また不足するサービスの創出です。

また、協議体の構成団体はどのようになりますか。構成団体が多いと、生活支援体制に対して多くの意見が出ます。まとまりができなくなります。いかがでしょうか。

か。先ほど言った協議体は結構いろいろありますので。

次に、生活支援コーディネーターはどのように考えられますか。新潟市ではもう始まっていますので、新潟市は社会福祉協議会が行っており、三条市はシルバー人材センターが行っております。どのようなコーディネーターを考えておりますか。

また、今後の住民主体の活動として、現状では町で活動をされているいきいきサロンが16地区、参加人数は各地区10名から20名、月1回で社協が事業者になり、民生委員が主体となって運営されております。また、お年寄りの集いとしては各地区で実施され、参加人数は5名か6名で、役場保健師による月1回の運営されています。住民主体の生活支援体制において、住民、現状あるいきいきサロンやお年寄りの集いをさらに発展させることが、これは重要になってきます。それで、町としては通いの場としての現状把握し、さらに住民が期待するサービスを提供してはいかがでしょうか。そのためには社協と協議してはいかがでしょうか。

地域が支え合う仕組みづくりは、通いの場から要支援を受け入れる通いの場、さらに発展させ、要支援の生活支援を地域で支える仕組みの構築が重要で、国はそちらを求めています。しかしながら、なかなか難しい問題です。各市町村でも苦勞されております。来年4月から開始され、予算も関連してきます。町長の見解をお聞きしたいと思います。

以上でございます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの笹川議員のご質問にお答えいたします。

最初に、入館者が回復しないごまどう湯っ多里館に関連したご質問であります。入館者が回復しない原因につきまして、以前にも観光客数の減少に関し回答しておりますが、原因としては幾つか考えられます。例えば趣味、娯楽の多様化による日帰り温泉ブームが終わったことや、人口減少など各種の要因に起因していることが多いように感じております。また、入館料の値上げも一つの要因と考えられます。これに対して、湯っ多里館の指定管理者と町と一緒にアイデアを検討する形で集客の維持増加に努めており、平成28年度では、わずかではありますが、対前年度比で約2,400人の増加となっております。今後もお客さんが喜んで利用いただける施設の運営を目指したいと考えているところであります。

次に、小須戸の花の湯館との比較についてのご質問であります。他自治体の施設であり、立地条件や金額の設定、あるいは施設運営の趣旨がそれぞれ異なるものと考えており、同列の中での比較はなじまないものと考えております。

一方で、これまでの大幅な入館者の減少については懸念しておりましたが、先ほどの質問でお答えしたとおり、減少傾向に歯どめがかかったと考えております。引き続き指定管理者に対し、町としての的確な助言を行いつつ、入館者の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、入館者増のためのチラシの販売促進、販促についてのご質問であります。これまで町内の方の入館者が少ない傾向にあるという分析結果があったことから、広く町民に向けた案内として広報誌「きずな」を最大限に活用しております。毎月のイベント情報の掲載や、直接の入館者の増につながることを期待しての割引券の添付などを行っております。これについては、湯っ多里館設置の趣旨でもある町民の健康増進という観点からも、さらに多くの方から利用していただければと考えております。議員の提案された件につきましては、指定管理者と検討してまいりたいと考えております。また、湯っ多里館と町の最大のイベントであるあじさいまつり、あるいは湯のまち巡り、並びに温泉まつりにおいても、これまで以上にコラボをできる方法等を検討してまいりたいと考えております。

最後に、指定管理者の変更についてのご質問であります。湯っ多里館については平成27年1月から指定管理者制度に移行し、間もなく満3年を迎えようとしております。当初予算の際の14万人については、歳入に関しては前年度までの実績をもとに見込んでおります。その人数を積算の根拠としております。なお、これまで減少していた入館者が平成28年度は増加に転じており、いましばらく入館者の動向に注視しつつ、平成32年度の指定管理者の再募集に向けて、近隣施設の状況や、あるいは入館者の動向を踏まえまして、湯っ多里館運営を向上できるよう、指定管理者ともども検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、住民主体の生活支援体制に関連してのご質問であります。最初の住民主体の生活支援体制の方向性につきましては、平成30年度から導入いたします生活支援コーディネーターを中心とした協議体で自助、共助、公助とともに互助を推進するために、協議体主体でアンケートを実施いたしまして、その結果に基づき方向性を決定したいと考えております。

次に、協議体の構成団体についてであります。生活支援コーディネーターを中心に、保健福祉課、各種公共的団体の役員や社会福祉法人とボランティアグループの代表などを想定しており、基本的にはアンケートの結果をもとに意見調整してまいりますが、今のところ構成団体が多くなり、意見がまとまらないとの懸念はしておりません。

次に、生活支援コーディネーターについてですが、福祉制度に精通し、かつ地域に密着した法人などを考えております。

最後に、いきいきサロンやお年寄りの集いの通いの場を現状把握し、住民が期待するサービスを提供するため、社協と協議してはとのご質問ですが、町が各地区で実施しているB型機能訓練は、健康に関することや軽体操などを主として実施しております。また、田上社会福祉協議会が主管しているいきいきサロンは民生委員などを中心に行っており、地区の自主性にに基づき、講話や映写会などを主として実施しております。それぞれの実施内容の目的に違いがありますが、今後は必要により高齢者のニーズの把握に努め、地区の実態に合った形で実施できるよう協議を開始したいと考えているところであります。

以上であります。

2番（笹川修一君） ありがとうございます。

指定管理者制度において、私思うのですけれども、民間、つまり営利目的とした指定管理者、昨年も言いましたけれども、それとほかの運営管理の指定管理者、大きく違うのではないかと。昨年のときに町長言われたように、民間に委託することによって、さらに民間のアイデアを使って入館者を伸ばそうと、それが一番最初のスタートではないかと。そうしたら、それが17万人から14万人に減ったと。そこに、ほかがどうなのかと。昨年も言いましたけれども、日帰り温泉人員が入館者がずっと減ってきているという、それは話はわかるようで、実際的にどうかという、先ほど私言ったように、見附とか下田とか花の湯とか、全部伸びているのです。そこを事実をやっぱり踏まえて見ないと、政策が本当間違っていくのではないかと。いや、みんなだめだ、だめだと、最初去年の予算、そのときに聞いてから私花の湯へ行ったら、伸びていたのです。それでびっくりして、去年質問しているのです。つまり、指定管理者でも民間、営利を目的としたところは違うと。そこは踏まえないと、数字が落ちていく、わからないと。いや、よそも大変なのだから、うちもこんなものですよという見方ではなくて、よそも上がっているのですから、実際はこの地区全部上がってきている。新しいことをやったところが全部している。先ほど言いましたしらさぎ荘だって変わったと、見附も変わったと。つまり、どうやったら伸ばすということの観点がずれると困るからと。

それで、小須戸の花の湯をもう一回私も実際調べました。平成26年が8万6,000人、これ指定管理がかわって、27年度は1年間で9万5,000人、9,000人の増加しました。そして、昨年28年度は10万8,000人、1万3,000人の増加しました。毎年伸びている

のです。毎年増加して、2年間で2万2,000人増えているのです。つまり、指定管理者をかえたことによって、2年間で125%伸びていると。2万2,000人も伸びているのです。その実績はどうなのかと。すぐ隣ですよ。同じ時期にしたのが全然伸びていないというのは、ごまどう湯っ多里館が伸びていないということはどうなのか。つまり、2年間でそこまで伸びるということは、今の状況からすると2年後に追い越されるのです。間違いなく追い越されます、その伸び方にすると。つまり、花の湯の入館数が半分だったのが、ごまどう湯っ多里館よりも多くなるのです。だって、125ずつ伸びていけば、そうなりますよね、2年間で2万2,000人ですから。1,000、2,000ではないのです。桁が違うのです、伸び方が。それで私も驚いて、今歯どめしておかないと、後になってどうなのだと。片やかなりの金額予算かけたと、片やほとんど2週間しか休んでいてやったのと、どう違うのだということで今問われているのです。ここが基本で、ずれてしまうと見えなくなると。町長として花の湯に入館数を追い越されるのが見えてきたときにどう思いますか、ちょっと質問です。花の湯と、ここまで言ったのはサービスが実際どう違うのかというのはわかりでしょうか。まず質問をお願いします。

町長（佐藤邦義君） 今ほどの質問は花の湯との比較ということでございますが、最初に答弁申し上げましたように、花の湯と田上町の湯っ多里館ではやっぱり設置の目的が違うというようなこともまずあります。ただ、私どもが指定管理者に移行したということは、前にもお答えしましたように、これはまずは町の歳出を抑制していくということと、あくまでも地域の活性化ということで、募集した際にも田上町に関連ある方から受けていただくというようなこともありました。何せ田上町の場合は、先ほども申し上げましたように、町民の健康増進ということでございましたので。しかし、そうはいつでも、やはり営利も追求しなければいけないということでございました。

一部改修をした成果がどうかということは、これは先般のご質問にもお答えしましたように、余り大差がないようなことだというふうなご指摘もございましたが、いずれにいたしましても再出発ということで、経営者といいますか指定管理者のほうも、非常に気にもしながら、相当数「きずな」にも宣伝をしていると、こういうことでございました。全く減ったことがマイナス要因でございませんで、18万の入館者のときのことについて、先般直接管理している責任者との話の中では、私は個人的にちょっとお聞きしたのですが、18万のときには600円で、やはり入館者は多いけれども、非常にマナーが悪いと、それは行った方はわかると思いますが、その当

時はやっぱりお風呂の中に脱糞したとか、あるいは寝そべっていて席を譲らないとかと、そういうことがあって、大変不満があったということをおっしゃいました。今回のいわゆる値段が100円上がったわけではありますが、非常に入館者の減少には、私はかなり響いていると思いますが、そのことによって入館者が減ったけれども、非常に利用されている方がゆったりと、それでリピーターが大変多くなったということをおっしゃいました。しかも、町外の方から、特に新潟市から非常に多くの方が来ていると、こういうようなことでございましたので、これからも努力したいという話でありました。

花の湯のことについては、他の自治体でございますので、私も何回か行って見ましたが、決して広い場所でもありません。そんなことでいろいろな努力はしているのはよくわかりますが、また花の湯さんは花の湯、私どもは田上町の湯っ多里館が改善するには、これ当初からの問題で、湯田上温泉ということであって、やはり湯田上温泉のお客さんと競合しないようにという、そういう考え方もずっとあったわけですので、ぜひまたこれからの努力に期待して、私どもとしても管理者に対しては適切なアドバイスをしながら、ともに努力してまいりたいと、こういうふうに思っております。

以上であります。

2番（笹川修一君） ありがとうございます。

100円上がったということで入館者が減ったのは昨年もう聞いていますので、それで1年間どうしたのだということで私は質問しているわけです。

それと、ゆったりできると。もちろんそうなのですけども、実は子どもが、小さな子どもというのは、子ども連れのほうが行きにくくなっているということを知っておられますか。場所がないのだそうです。子どもたちが遊ぶとうるさがられると、そういうのを言われています。ですから、お年寄りだけがどんどん、どんどん増えてきているのではないかと。

そこで、サービスというのは、隣は隣、うちのうちということは、それは行政という見方でやるのはわかりますけれども、これはあくまでも民間という営利目的とした、入館者をふやすための日帰り温泉が両方あるということなのです。そこを先ほど言いました。そこが、いや、隣は隣だと、幾ら増えたって関係ないやということではないと思うのです。何が違うかということ、先ほど言った花の湯と、これ子どもたちのために小学生入館料100円引きというのをやっているのです、カラーで。つまり、そのためにやっている。そして、週末はクイズデーと、お父さんのためのク

イズ大会とか、それとあさかげの会とか、こういうのもやっているのです。だから、行ってみないとわかりません。どう違うかというお客様目線でまず見てもらわないと、行政だからということの見方ではなくて、入館する、風呂を使う人はどういう目線にいるのかなと、そのときに現場へ行ったら、違うのはわかると思うのです。いろいろ張ったり、中入ると違います。小さいながら頑張っているなど非常に感じました。私よく現場行っているのですが、今回行って、100円引きというのは、これやっています。それ以外に小さな子のために輪投げ大会とか、そういうのもやっているのです。小さな子のため、あと射的とか、昔ながらの、そういうのも小まめにやっている。

それと、食堂のメニューなのですけども、ちびっ子メニューというのはカレーとラーメンの、小さいちびっ子です。そこにはオレンジジュースと30円の駄菓子がついているとか。それはプレゼントなのです。それと、大人向けの定食が3種類また増えているのです。メニュー提案というか、それが全部サービスが進化しているのです。去年より今年、そんな感じで。そして、食事だけでもいいですよという内容でやっているのです。ですから、まず見てほしいのです。現場見て、どう違うか見て、そこで違いがわかります。そうだったら、皆さん方の奥さん連れて行って、家族連れ、子どもでもいいですから、行ったときどうぞと聞いたらどうですか。そうしたらわかります、ここがおかしいね、あそこがおかしいね、ここがよかったねというの。つまり、お客様目線としてまず大事。そのために現場を見てほしいのです。それ現場を見ているのですか、そういう意味で。そして、見たらここがおかしいのではないかと、あそこがおかしいのではないかと、これを指摘していてもいいのではないかと。任せっきりでではしようがないと思う。

実は、この間私も行ったら、見附市長とか入っていろいろ言っていました。ほっとぴあに、あそこに。行政だから任せっきりでなくて、もっと中身がこんなに違うのはどうなのだと見たときに、そこが違ってくると思うのです。ですから、指定管理者、今後いろいろ指定管理者出るのでしょうけれども、そういう目線をまずしないと、田上だけがそんなに業績上がらなくていいという感じで指定管理者を見たら、今後ずっとそうなると思うのです。指定管理者だということは、町より違うことをやるのだと、もっとアイデアを出せと、何で上がらないのだという感じで、そのために税金が使われているのです、2,680万円。

それで、先ほど言ったように入湯税がもう600万円減っているのですから、ごまどう湯っ多里館だけで。要は毎年入ってくる町税が入らないわけです、入湯税だけで

も。そこを回復するという事は非常に町にとってもいいことですから、そこをすべきだなど。まず1点目は、どれだけ見させて、どれだけさせているのか。2点目は、見方を民間としての見方、業績が上がる、営利目的と指定管理者、どうなのかということの見方、その2点だけお願いします。

町長（佐藤邦義君） 先ほど申しあげましたように、田上町の湯っ多里館と湯田上温泉では、やっぱり運営の趣旨が違くと。当初からこの湯っ多里館の運営についてお話ししたとおり、先ほどお話ししたとおりでございますので、やはり町民の健康増進ということがまず目的でございました。それから、地域の方の事業に参加してもらおうと、そういうことで指定管理にしたわけではありますが、比較的私は湯っ多里館使っているほうだと思っておりますが、いわゆる露天風呂で話をしていると、話を私がしているわけではない、話を聞いて聞いていると、ほとんどが新潟の方面から来る方ですが、やっぱりこの温泉はいいと、この温泉はいいということを盛んに言っています。私は口を挟まないで黙って聞いているのですが、やはり景色もいいし、お湯もいいしというようなことの話が大体、男は余りお風呂に入ってべちゃべちゃは言いませんけれども、大体の方がそういうことで言っております。

それで、子どもの利用については、私も余り大広間に行かないのですが、大広間に行くと、建物そのものはもう少し改装しなければいけないと、こう思っておりますが、非常にたてつけが悪くて、子どもが走ると、あそこでゆっくり休んでいる方がやっぱりうるさくてしょうがないということ、また子どもですからいたし方ないのですが、廊下を走って、中には注意したりして、指定管理の要は管理者のほうもしているようではありますが、これは子ども用に作った建物ではないということをご理解いただきたいなと思っております。

花の湯さんは花の湯さんでいろいろアイデアでやっているようではありますが、私ども参考にすることがありますが、担当課のほうでも再三調べたり、行って、どうやって入館者をふやすかというようなことについては、若い人は若い人で検討しているようではありますが、とりあえずはリピーター確保のための、いわゆるサービス券のことについての現状について、今担当課長のほうから説明をしてもらいますが、食堂については確かに余り改善されておられません。これ当初からあまり改善をされていないなというような感じはしますが、これらについても今アイデアを生かしたいということでございますので、担当課長のほうから補助券とか、あるいはこれまでに何回ぐらい出しているかとか、どういう手法で入館者の増につなげているかということについて説明いたしますので、よろしくをお願いします。

産業振興課長（渡辺 仁君） それでは、笹川議員のご質問にお答えいたします。

28年度でいきますと、いろいろと提携しているところの割引券等も受け入れしてございます。ただ、町長も申されたとおり、「きずな」にも100円割引とかということで、年間、28年度でいけば4月号を除く5月号からずっと月のイベントのPRとか、割引券、100円割引のを2回、4枚ずつ2回ですので8枚、各ご家庭に行くような取り組みもしておりましたが、実際のところ、使われたのが28年度で配ったのが3万ほどになるのですけれども、実際に使われたのが562枚ということで、余り使われていないのかなという感じでございます。その他提携している部分でいけば、市町村職員共済組合でしょうか、そちらが一番多くて1,000枚ぐらいということで、それらを総トータルしますと、そういった割引券使用が3,000枚ほどあります。

それと、販促用のチラシを見附市さんでは三条市までまいているということでございますけれども、そういったのを含めての広告でございますけれども、28年度、一番金がかかるのがテレビCMでございますして、それとか新聞、雑誌の広告を合わせまして、その部分で80万円。それと、湯っ多里館自体のパンフレット、町は町で持っていますけれども、指定管理者でもその辺は印刷して配布しておりますので、それが28年度で20万円、あとイベント開催で何か配ったりもしておりますので、それが年間で38万円ということで、百三、四十万円の広告宣伝料ということでやってございます。

そういったことで、先ほども町長がお話ししました花の湯館との比較の部分では、花の湯館さんは子どもをターゲットにいろいろとやっているそうでございますけれども、うちのほうもなかなかスペース的に子どもさんが遊べる場所がないものですから、指定管理者ともお話をした中で、子どもに向けてのなかなか対応ができないということでございますが、また今後管理者と協議いたしまして、何とかもう少し伸びる方向を見出せるような対策をとってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（熊倉正治君） 笹川議員の一般質問を終わります。

次に、9番、川崎議員の発言を許します。

（9番 川崎昭夫君登壇）

9番（川崎昭夫君） 改めまして、お疲れさまです。9番、川崎でございます。今回私は、市町村に移行された軽度介護事業の現実と老朽化している介護施設の今後の対応についての2点について、町長にお伺いいたします。

最初に、市町村に移行された軽度介護事業の現実についてですが、これ先ほど笹

川議員が質問された中身とちょっと一致するところがあるので、私はそれなりに質問していきたいと思います。これは、平成27年度に介護保険法が改正され、介護予防・日常生活支援事業、これは要支援1、2のヘルパー、デイサービスの市町村事業化及び生活支援サービス体制の整備が、市町村が主体となり行うことが義務づけられました。町も団塊の世代の人が75歳以上になる2025年に向けて、ひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、それから認知症高齢者が増加していくことが予想されることから、高齢者が住みなれた田上町で生活を続けられるよう、提供の連携体制づくりを始めました。ところが、先日ある新聞で、今年4月までに介護保険から切り離され、市町村に移行された軽度介護者向けサービスに関する調査結果が掲載されていました。そこで県内はどうかと見てみると、苦慮、順調が拮抗してありました。回答した県内26市町村のうち12市町村、46%ですが、運営に苦勞しているとした一方、10市町村、これ38%なのですけれども、順調に進んでいるという答えがありました。地域ごとの差が浮き彫りになっているようです。

我が町はというと、運営に苦勞している12市町村の仲間でした。また、苦勞している12市町村のうち8市町村が、住民やボランティアなどの新たな担い手の確保が難しいとしております。町が運営に苦勞している理由は、苦勞している理由の解決方法があればお伺いしたいと思います。また、中重度者のサービスに重点を置きたい政府は、要介護1、2についても移行していきたいという検討をしているそうです。移行が実施されるのはまだ先のこともかもしれませんが、今からでも検討していかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

それから、2点目に入りますけれども、老朽化している介護施設の今後の対策についてお伺いいたします。6月、7月に2回にわたり社会文教常任委員会の所管事務調査を行いました。調査の内容は委員長報告のとおりでございますが、その中で私が注目したのは、やはり施設の老朽化です。平成24年に指定管理者制度に移行された康養園ですが、デイサービスは土曜日、日曜日も営業しているようで、指定管理者の努力がうかがわれました。施設の老朽化により、今後の維持管理がどうなるかと、職員の中でも不安の声が聞こえてきました。

次に、コミュニティデイホーム事業を通所介護B型に位置づけるふれあいの家、これ中店にあるのですけれども、私も以前にこの施設を取り上げて一般質問を行いました。何回か所管事務調査を行っておりますが、町長は主管課長のほうからいろいろと報告を受けられていると思いますが、設備に関しても多くの要望事項が聞かれましたし、出されております。いまだこんなに古ぼけた施設があり、運営してい

ること自体が私は不思議に思います。今後早急に対処しなければならないと思います、いかがでしょうか。もう既に計画されているのであれば、その点をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 今ほどの川崎議員のご質問にお答えしますが、最初に軽度介護事業の運営に苦勞している理由と解決方法に関連するご質問でございますが、川崎議員のご指摘にありましたように、これについてのアンケートがありまして、それに答えた状況は今ほどお話しになりましたが、要支援1、2向けに提供するサービス業務の移行全般をどのように評価するかの質問でありました。運営に苦勞しているというような回答を町としてはしたわけであります。

その理由として、住民ボランティアなどの新たな担い手の確保が難しいとしているところであります。その対応策としては、生活支援コーディネーターを中心とする協議体でその確保や育成などを検討していきたいと、こういうふう考えております。また、要介護1と2の該当者の移行につきましては、現在のところ国、県からの通知がありませんので、今後も引き続き情報収集に努めていきたいと、こういうふうに思っております。

次に、老朽化している介護施設の今後の対策に関連するご質問であります。ご指摘のように康養園は1991年、また中店にありますふれあいの家は1966年に建設された施設で、大変老朽化しているのはご承知のとおりだと思いますが、これらについての運営については、公共施設の今後の見直し、あるいは改築については先般皆さんにもお知らせしたとおりでございます。

田上町では、実は高齢者人口が2030年まで増加する見込みでありまして、康養園は利用者が実は増加しております。また、ふれあいの家は住民主体のボランティアで現在は運営をしております。今後とも重要な施設であります。ただ、両施設につきましては今後のあり方を研究する研究会を立ち上げまして、二、三年の間、時間をかけて研究したいというふうに考えております。また、康養園の修繕に関しましては、田上町社会福祉協議会との指定管理契約に基づきまして、1件20万円を境に、町と社会福祉協議会で修繕に対して対応していきます。ふれあいの家の修繕につきましては、職員が施設に出向きまして、補修箇所を確認の上、補正予算などで当面は対応していきたいと考えているところであります。

以上であります。

9番（川崎昭夫君） ありがとうございます。

町の結果は運営に苦勞されているという中身でしたけれども、ひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦のみの世帯がこれから増加していく中ですが、最近高齢者の老老介護の疲れから、自殺等の話題が耳にされてきます。これらを防止するために、各市町村はいろんな対策を講じていると思われまして、高齢者支援のために努力が感じられます。

1つ例を申しますけれども、これは新潟市が平成24年4月から、65歳以上の高齢者が市指定の介護施設で手伝いをすると、ポイントを交付するという元気力アップ・サポーター制度のモデル事業を、これを南区と秋葉区が開始して、逐次新潟市内全部ができるように努力されているということでした。社会福祉協議会と連携し、これは高齢者の社会参加を促す事業でございます。

それからまた、私のいる本田上地区の例ですけれども、民生委員、ボランティアの方々によるふれあい茶の間を地区公民館で毎月5日と20日に開き、高齢者を招き、話し合いやものづくり等を行い、高齢者自身が自ら持つ能力を最大限に生かす支援を行っております。田上町も町民が一丸となって、このようないろんなアイデアを提案するとともに、もっと民生委員、ボランティアの皆さんの支援を行うべきだと私は考えます。高齢者が住みなれた田上町で生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支えていかなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

町長（佐藤邦義君） 今ほど新潟市の施策については私らも承知して、いわゆる元気力アップの施策でございますが、大変これいい方法だというふうに思っております。ご指摘のように、高齢者世帯が、特にひとり暮らしの方が田上町も増えてきている状況がございまして、今のところは民生委員、それから各区長さんとか、そういうところをお願いしているところでありますが、これらにつきまして今検討、今後の検討については保健福祉課のほうで検討しているところでありますので、いいアイデアが出るように努力したいと思っておりますが、課長のほうから状況をちょっと説明をしてもらいます。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 笹川議員の質問に関連するのですが、30年度から生活コーディネーターを中心とした協議体、具体的には公共的団体の役員、例えば区長会ですとか老人クラブなんかは中心に入ってもらって、地域の需要を取り込んで計画を作りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

9番（川崎昭夫君） ちょっと意味がわかりませんが、

町長の答弁ありがとうございました。この事業を進めることによって、一般会計繰出金が909万1,000円も減となるという話でございますので、ぜひこういうことを進めていって、力を入れていっていただきたいとお願いいたします。

ちなみに、隣の三条市、加茂市は順調に進んでいるという報告だそうです。これは、地域包括センターがうまく機能していることにあるという中身ですが、でかい長岡市はそもそも市町村に移行されたことが無理であるというような回答もあったらしいので、地域ごとの差が浮き彫りに出ていますけれども、やっぱり田上町は小さな町ですけれども、こういう事業を本当に、先ほど私も言いましたけれども、町民が一丸となっていろいろ提案、アイデアを出して進んでいかなければならないと私は切に希望します。

それから最後に、老朽化した施設の対策、町長いろいろ考えておられると思うのですが、町長が任期中に何かアクションを加えてくれるだろうと私は期待しておりますので、それらをお願いして終わります。

町長（佐藤邦義君） 施設の老朽化につきましては、先ほども少しお話ししましたが、先般策定いたしました公共施設のこれからの運営の仕方についてでございますが、いずれ特に中店の施設につきましては相当古いというようなこともございますし、それについてはできるだけ早い時期に、しばらくは修繕いたしますが、やはり新しい方法を考えていきたいと思っております。

それから、康養園につきましては、先ほども申し上げましたように、社会福祉協議会に委託をしている状況であります。一つには大変狭いというようなこともございますし、古くなったということでもあります。ただ、あそこの温泉が大変いいということで、私の住んでいる川船のほうからも実際に行くというような、それは心起園ですが、それもありますけれども、そういったようなことで、康養園につきましては社協とよく話をして、改善すべきところは改善していくと。私としては、心起園を利用しながら高齢者の対応も当然必要でありますので、いずれ老朽化については対応していきたいと思っております。

議長（熊倉正治君） これで川崎議員の一般質問を終わります。

お昼のため休憩といたします。

午前 11時42分 休 憩

午後 1時15分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開いたします。

次に、11番、池井議員の発言を許します。

(11番 池井 豊君登壇)

11番(池井 豊君) 11番、池井、一般質問させていただきます。

まず冒頭に、8月18日急逝されました長島忠美代議士に哀悼の意をささげたいと思います。なぜこの場でこのような哀悼の意をささげるかといいますと、私は一般質問、今日で58回目になりますけれども、災害関連の質問はそのうち8回、防災組織や水害のことも入れれば20回ぐらいの災害関連の質問をしてまいりました。その特に8回の質問の中では、長島当時村長、それから復興管理監になって、それから代議士になって、代議士になった後は、2009年に設立されました全国災害ボランティア議員連盟、全国に会員600人いますけれども、その会長が長島さんで、市町村代表の副会長が私で、そんな交流の中から様々な災害時の話や、また防災の知恵、様々なものをお聞きし、それをもとにこの議場で一般質問してきたという経緯がございました。改めてご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、今回はふるさと納税を再考する、それから健康診断の受診率と発見率について、それから最後に、再度工業団地の商業施設の効果についてということで質問させていただきます。

ふるさと納税を再考する。8月にテレビ番組でふるさと納税の旅、「希望の海・夢の大地」という番組がありました。北海道を舞台にしたふるさと納税の番組です。以前私一般質問でも取り上げたことがある、人口より牛の数のほうがはるかに多いという町ですけれども、上士幌町ではブランド牛を返礼品として、納税金額が上位にランキングされています。以前一般質問でも取り上げたのですけれども、そのふるさと納税を子育ての基金に積み立てて、その基金を活用して子育てに使っているというものなのですけれども、ここは子育てのまちナンバーワンを目指して、保育料、給食料が無料です。そして、充実した認定こども園ができております。それにより、子どもを預けられる環境が生まれたため、お母さんが働ける環境が整っています。番組の中でも、この町ではこども園が充実しているので、私はまた再び働くことができましたというお母さんが出ていました。そういう効果もあって、移住者も増え、わずかながらという表現でしたけれども、人口がプラスに転じているというような話でした。ふるさと納税が人口増となる事業につながっているという事例でございます。

次に、遠別町、そこにある農業高校が羊などの肉の加工品やおこわなど返礼品を作成しているという話でした。ふるさと納税に寄与するだけではなく、実はこの農

業高校は学生が数が減ってきて、もしかすると統廃合の危機になるかもしれないというような内容なのですけれども、学生数の減少による廃校の危機を脱するために、学校のイメージアップのために、農業への関心度を訴求するためにも役立てるということで、特産品の加工品を、ふるさと納税の返礼品を作っているということでございます。ふるさと納税は、イメージアップの事業にも役に立っているということでもあります。

それから次に、増毛町、アマエビ、ボタンエビ、タコなどを代表とする海産物とリンゴやサクランボなどの農産物もある町ですけれども、ここの町では役場の中に専従の担当者、専門の担当者を置いて、50品目以上の返礼品を作りました。生産者のやる気を促し、加工品やセット商品の企画などで売り上げを伸ばし、所得向上にも寄与しています。ちょっと考えにくいようなのですけれども、ふるさと納税でないと手に入らない商品もありました。これはお酒なのですけれども、お酒を漁船に積んで、波でもまれるとお酒がおいしくなるというので、そんなに多く作れないので、それを何か特別なブランドをつけて、ふるさと納税限定商品というふうな形で返礼品に使っているというような内容でございました。要はともかくこの町では、担当職員が農家に伺って、こういう加工品を作ってこういう返礼品を作れば売り上げ伸ばせますよというところを積極的に働きかけて、産業振興につながる事業を行っているという事例でございます。

次に、芽室町は昨年台風の被害を受けました。災害救援のふるさと納税で被災者は、寄附金だけでなく、ふるさと納税と一緒に送られてくる応援メッセージによって非常に励まされて助けられたというふうな話が紹介されておりました。糸魚川なんかも大火の後、ふるさと納税が増えたという話ですけれども、ふるさと納税に対応する商品、返礼品がなければ、そういう災害時の応援寄附の受け皿というものが作れないのではないかと考えております。災害応援の寄附にもつながるような事業にふるさと納税は役立っています。

さて、ふるさと納税は、いろんな自治体を知る機能を有し、幅広い展開ができています。紹介した事例のように、寄附金により様々な事業が起きるほか、生産者の所得アップ、施設地域のPR、災害時の寄附金の受け皿など、様々な機能を有しています。これから田上町では返礼品を開発をする担当者、専従者でなくても、でもできれば専従者を決めて進めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。町長の考えをお伺いします。

2番目の質問です。健康診断受診率と発見率について。先日ニュースで下記のよ

うな報道がありました。これネットでデイリー東北、7月1日配信のものをこれから読み上げますけれども、私は新潟で車を運転中、FMでこのニュースがあつて、これは聞かなければならないと思いました。ちょっと読み上げます。

がん検診発見率低く、胃がん4割見落とし、制度向上が重要。青森県。青森県は、30日、県内で行われているがん検診の有効性を高めるため、2016年度に実施したがん検診制度管理モデル事業の結果を明らかにした。県内10町村の11年度データをもとにした調査で、胃がんでは10人中4人、大腸がんでは7人中3人が検診の段階でがんを発見できなかったことがわかった。単年度のみの集計で、県内全体の傾向を反映しているとは限らないものの、調査した弘前大学の松坂方士准教授は想定よりもがん発見率につながっていなかったとして、検診の質を高める重要性を指摘している。同日青森市で開かれた市町村の検診担当者を集めた研修会で松坂准教授が報告した。調査は、県が弘前大学に委託して実施、市町村が持つ検診台帳と県が持つ登録者のデータを照合した。対象としたのは延べ2万5,000人。がん検診は、必要のない人が精密検査を受けることでこうむる健康被害を避けるため、一般的には2割程度の見落としは許容範囲とされている。青森県は、がん罹患率はほぼ平均なのに対して、死亡率は全国で最も高い。また、検診受診率は全国で平均並みだが、診断された時点で進行している症例は多く、早期発見や要精検者の追跡が課題となっていた。検診の有効性を高めるには、市町村が検診台帳を正確に記載することや、要精密検査となった人のその後の対応について把握を進めることも重要。胃がん検診で使用するバリウムの濃度や大腸がん検診の検体の温度などもがん検診の感度に影響する。検査方法の適正化も必要と見られる。松坂准教授は講演で、検診は受診機会の拡大だけで、早期発見の増加に必ずしも結びつかない、と精度管理の重要性を強調した。取材に対し、これまで受診率が第一指標だったが、質の高い検診を提供し、その上で受診率を上げるのが死亡率を下げる唯一の道、今回の結果が質を重要視するきっかけとなればと話した。

さて、田上町または新潟県では発見率はどのようになっているのでしょうか。受診率ばかりに目をとられて発見率が低ければ本末転倒です。受診率と発見率を上げていく取り組みの方策があればお聞かせください。

実は、私も毎年検診を受けているわけですがけれども、一昨年、胃と食道のつなぎ目にかなり大きなポリープがあるというふうに胃カメラをのんでわかりました。バリウムを飲んだ時点ではそんな指摘はされませんでしたけれども、バリウムを飲んだ時点でも既に痛みがあったのですけれども。そういうふうに考えると、やっぱり

発見率というものが非常に重要視されてくると思います。いずれにしても検診の基本的な目標は、早期発見をして医療費を抑制するという大きな目的があるはずで、受診率ばかりを上げて発見率が上げられなければ、当初の目的が達成できないと思っています。田上町の考え方をお聞かせください。

大きな3番目として、再度工業団地の商業施設の効果についてです。6月議会において工業団地の商業施設の効果についてお伺いいたしました。まだ具体的な会社、出店企業が決まっていないうちで答えられないとのことでしたが、このたびはまだ契約には至っていないようですけれども、調印といたしましうか、至っていないようですけれども、具体化しました。再度質問いたします。以下の項目です。人口対策、人口増加策として。次、交流人口の増加として。次、中高生の町の魅力度アップの点について。次、高齢者の利便性について。次、雇用の創出について。次、にぎわいの拠点について。最後に、経済的効果について。以上の7項目の効果について予測ください。経済的な効果についてなどは数字とかでは表現はできないと思いますけれども、どのような変化をもたらすのかとか、そういうところをお聞かせいただければと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) それでは、池井議員のご質問にお答えしますが、最初にふるさと納税の再考についてのご質問であります。様々な市町村の事例をご紹介いただきましたが、ふるさと納税は市町村の財源の確保のほかにも、池井議員おっしゃるとおり、地域のPR、あるいは特産品にかかわる方々の所得の向上など、多様な機能を有しております。現在町では、返礼品について一般に広く募集し、企業あるいは個人からも提供していただいているところでありますが、十分に掘り起こせてはいないということでもありますし、また埋もれた品物もまだあると感じておりますので、返礼品を開発する担当者を配置する前に、現在総務課で2人が担当しておりますが、配置する前に、まずは新しい魅力的な品物を継続して募集していくことが必要であると感じております。

なお、総務省からは、これまでの過熱した寄附金の獲得競争を改めて、自治体への寄附を本来の姿に戻すべきとの趣旨から、返礼品は寄附金の3割以下とするようにとの通知もありました。今後本制度がどのように推移していくのか、現在のところ不明なところもありますので、これからも考慮した上で慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、健康診断受診率と発見率に関するご質問ですが、がん検診全てをまとめたものは、実は県にも町にもありませんので、胃がんを一例としてお答えをいたします。平成26年度における田上町及び新潟県の胃がんの検診の受診率は、町は14.2%であり、県では19%であります。また、平成24年度から26年度までの3カ年における胃がん検診の発見率の平均は、町においては0.33%であり、県は0.4%であります。がんは、町の検診で精密検査の対象となった方が医療機関で精密検査を受けて初めて発見されます。精密検査の受診率については、田上町は90.8%、県は93.6%であります。

がん検診でがん細胞が発見されても、全てががんを発病するというわけではありません。体の中では細胞分裂を繰り返す中でがん細胞が生まれ、また生き残る細胞もあれば、消滅する細胞もあります。この繰り返しの中で成長していったものががんの状態になります。一般的には10年以上かかると言われております。よって、当該年で行われる検診を受けて、異常なしと判断をもらっても、数年後にがんを発病するというケースもあるため、毎年検診を受けることでがんを早期発見する可能性が高まってまいります。検診につきましては2月の意向調査、あるいは機能訓練などの地区活動や商工会の健診会場、それから子育て支援センターなどでの直接周知するほか、時期を合わせまして「きずな」やホームページで周知をしております。また、精密検査の受診率も高いことが望ましいため、精密検査の対象となった方には精密検査を受けるように勧奨しております。これらを継続するとともに、民生委員や保健委員及び食推の活動の場で周知することで検診自体の認知度の向上と、受診を勧めるよう努力してまいります。

最後に、工業団地の商業施設の効果について、7項目にわたる予測ということですが、確かに株式会社P L A N Tから本田上工業団地への進出の希望がありました。町では商工会からの要望も含めまして、当該企業と現在いろいろ協議しているところであります。進出が正式に決定したわけではありませんが、現段階で予測できる、いわゆる効果などにつきましてお答えをいたします。

町民アンケートや中学生アンケートの調査結果からも読み取れるとおり、これまで町民の多くの皆様方は、田上町は買い物に不便な町という思いをお持ちであります。今後商業施設であるスーパーセンター株式会社P L A N Tの出店が整えば、従来の買い物に不便というマイナスのイメージからは脱却でき、そのイメージが大きく変わる好機と考えております。このことが実現できれば、今後他市町村から流入人口、あるいは交流人口の増加も大いに期待できるところであります。P L A N T

の進出申し込みの雇用計画においては、正社員、それからパートを合わせまして130人程度の雇用を見込んでいるということでありますので、そのうちの何割かが町外からの採用となれば、その方々の転入も期待できると考えております。また、PLAN Tが出店することになれば、何といても近隣市町村から多くのお客様が田上町を訪れることとなりますので、現時点では具体的な数字はお示しできませんが、交流人口とともに相当規模の経済効果があるものと期待しております。町の税制に関して言えば、個人住民税あるいは法人住民税、固定資産税においては、概算では約1,000万円規模の増収が見込めます。

なお、高齢者の利便性については直接的な効果は期待できないと感じておりますが、町民アンケートにある田上町は住みにくいと感じる一番の理由が解消されることから、中高生に限らず全ての町民の皆様のマイナスイメージを払拭できまして、住みよい町へのイメージアップにつながるものと考えております。

このように田上の新しいまちづくりの拠点の一つとして、商業施設の進出と田上の道の駅との相乗効果によりまして、にぎわいの場がこれから創出されます。これによりまして交流人口の増加、あるいは高齢者の利便性の向上などとともに、町全体が活気が出てくることを期待しております。あらゆる面で夢のあるまちづくりに大いに寄与できるものと考えているところであります。

以上であります。

11番（池井 豊君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、ふるさと納税についてですけれども、町長もご理解いただいているものと思っています。私は、先ほど事例紹介した中で、やっぱり増毛町の本当若い職員が農家を一生懸命回って、農家のお母さんに、この果物をこういう加工品にしたらこういうふうになって、ふるさと納税の返礼品に使えてこれくらい売れるのですよと一生懸命説明して、そのお母さんが何か最初は面倒くさいと思ったけれども、余り町の人が一生懸命言うものですから、やってみたら本当よかったですみたいなのが紹介されていきました。今の町長の答弁だと、これからも継続して募集するというスタンスなのですけれども、これ募集するではなくて、やっぱり町が率先して作るという姿勢を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

これふるさと納税の返礼品だけではなくて、当然のことながら2020年オープンする道の駅を中心とした、道の駅だけでなく、観光施設なんかでもいいのですけれども、こういうものをお土産品として置くということも生産者にとってみれば所得アップの機会になると思いますので、そういう意味で、募集するのではなくて……農

商工連携もあります。農商工連携の延長上も踏まえて、ぜひ生産するというこのアドバイスをするとか、道を作るとか、そういう動きを構築していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか、その点についてふるさと納税の件は答えください。

それから、2番目の受診率と発見率の話です。今の話だと、全部のがんについてのデータはないという話でした。これ県がやらないというのもまた変なのですけれども、ぜひ田上町では全体のがんの受診率、発見率についてこれから推移を見てもらいたいものと思いますけれども、そのことが可能かどうかをちょっとお聞きしますし、町長なのか課長なのかわかりませんが、田上町においてはがん検診の受診率は何%、そこにおける発見率は何%というのが理想というか、目標というかと捉えているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。さすがに私精密検査の受診率は高いなと思って、それはよかったなと思っているところでございます。

3番目です。PLANTと協議中ということで、その中いろいろな話をさせていただきましたし、何と税収では1,000万円の増収につながるというふうな話は私予想外で、非常にうれしく思いました。なぜ私がこういう質問をするかということ、田上町においても非常に喜んでいて主婦のお母さん方や中高生がいらっしゃって、ただまたある意味では一部の商店やガソリンスタンドとか、そういうところではちょっと危機的、営業がちょっと売上げが落ちるのではないかとというふうに危惧するような人もいます。確かにそのことによって商業者、弱者切り捨てになっては非常に困るのですけれども、何とかそういうところも一生懸命話をしながら共存できるような形にし、そしてこれがいわば夢の持てるまちづくりのきっかけになるのだというところを全町民に伝える必要性があると思っています。当然今言われたように流入人口、交流人口が相当増える、130人の雇用が生まれる、そうするともしかするとその中で転入する人も増えるかもしれないとか、それで何よりイメージアップにつながるのか、そういうところをもっと町民に発信していく必要があるのではないかなと思っています。

町長、高齢者の利便性はちょっと考えられないというふうな話をしていましたけれども、私先月、横越と聖籠のPLANT行ってきまして、実は今日見附のPLANTに寄ってこようかなと思っているのですけれども、行って見て、私が一番魅力を感じて実際に買ったというのは、要は例の総菜バイキングでございます。総菜バイキングは、どれをとっても100グラム100円だったかな、ちょっと忘れちゃったけれ

ども、それをいろいろな発泡のトレーとか弁当箱みたいなのに好きにとっていって、そして一番端にいるレジのおばちゃんにはかりの上に載っけて、幾ら幾らと行ってシール張ってもらってレジに持っていくというものなのですけれども、これ今多分高齢者の1人、2人暮らしのところではそんなにいっぱい総菜を作っても食べ切れなとかという、そういう家庭の人なんかは少しの総菜をいっぱい品目買ってとか、そういう意味では多分高齢者の食生活にバリエーションをふやす、非常にいいシステムなのではないかなと思っています。そういうところで、ただ安いだけではなくて、サービス面でのことも非常に、高齢者のみならず、いろいろな人たちに効果が出てくるのではないかなと、私もまだまだ研究中ですけれども、思っております。そういう意味で、幅広いところが町民の利便性をアップして、田上町も暮らしやすい町だぞとアピールできる、町長言っていましたイメージアップ、まさにそれにつながると思っています。これをイメージアップの機会と捉えて、ぜひ町長の言った夢のあるまちづくりに近づけていってもらいたいと思うところでございます。

さっきちょっと私もそこまで聞けないだろうなと思っているのですが、経済効果的な話とか、どのくらいの売り上げを見込んでいるとか、そんな話なんて出ていたら、ちょっと追加でご紹介いただければありがたいと思いますが、以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） ありがとうございます。

2回目の質問にお答えしますが、ふるさと納税について増毛町の例を出していただきまして、参考になるなど、こう思っているところであります。先ほど少し触れましたけれども、総務課の2人が今担当しておりますが、ほぼ事務的なことで担当している程度でありまして、これから返礼品の開発、そういったものについても参考にしていきたいとは思っております。

農商工連携につきましても、先般も会議ありましたけれども、残念ながら田上町の農商工連携というのは、農商工の、ちょっと農がどこかへ行ってしまったような形になっておりまして、これからやっぱり農業の皆さんとも本格的にタイアップして、新しい農産物の開発とか、そういったようなことでやっていかなければいけないと、そういうような方向にだんだんできておりますので、これから活路が見出せるのかなと思っております。いずれにいたしましても参考にさせていただきます。

それから、受診率と発見率については、先ほど申し上げましたようにがんに関するものの統計がどういうわけだか出ておりませんので、今後その辺のことはどうな

るか、ちょっと調べてはみますが、いずれにいたしましても発見率といひましようか検診率、それがまだ0.33%とか県は0.4%と、こういうことでございますので、これらについても実際には、いわゆる集団健診で指摘があった皆さんは受診はしておりますが、発見のことについてはやっぱりいわゆる個人情報があったりして、なかなかそこは調査ができないのではないかなと、こう思っているところであります。

それから、PLANTの件については、実は詳細についてはまだであります、今総括的に副町長が全体のことをどこまで行っているのか、報告はありますけれども、詳しいところを少し補足をしてもらいますのでお願いします。

副町長（小日向 至君） 途中経過だけ若干報告申し上げますが、今PLANTと協議している条件の中で2つありまして、1つは403号線からの直接乗り入れる進入道路の負担割合の関係、もう一つは商工会から10項目にわたるPLANTに対する要請、そこに1つは町に対する要請もありますが、これに対するPLANTから回答をいただきましたので、それらをこれから商工会と詰めていくという状況であります。いずれにしても商工会の要望に対しては大体クリアできた回答ができているのだろうとは思っておりますが、まだ商工会のほうに回答し、商工会からの返事をもらっていませんので、なるべく早い時期にそれらをまとめまして、議会のほうに報告する準備をしておりますので、もう少し時間をいただきたいと思ひます。

以上です。

11番（池井 豊君） 3回目の質問です。

ふるさと納税について、返礼品について積極的な取り組みをしたいということなのですが、ちょっとやっぱり違和感を感じるのが行政の縦割り組織、総務課がやっていること、やることです。ふるさと納税の窓口は総務課だと思うのですが、どうしてもやっぱり農商工業者に直接対応するといえば産業振興課になると思うのですが、やっぱりこれ産業振興課、ふるさと納税担当は総務課でも、特産品開発推奨は産業振興課で取り組むとか、そういうふうな形にしないと、やっぱりどうしてもふだんから顔を合わせている人たちでないとそういう提案もなかなか入らないのではないかと思ひますので、ぜひ産業振興課も交えながらそういう特産品、返礼品開発を行ってはいかがかと思ひますが、そこら辺のお考えをお聞かせください。

それから、2番目の質問。先ほど田上町としての理想というか目標とする受診率と発見率という話をお伺ひしたのですが、ちょっとお聞かせいただけませんでした。ちょっと最初からあれに書いたらよかったですけれども、保健福祉課長

なんかが何となくそういうイメージは持っていると思いますので、町長がお答えできなければ課長あたりから保健計画における受診率……発見率まではちょっと上げていないかもしれませんが、イメージ的なものをちょっとお聞かせいただければと思っています。

それから、工業団地の商業施設、これ本当にある意味いい流れで来ていると思いますので、ぜひより効果的なものにするため、それからバッティングする商業者が排除されないような仕組みづくり、それから中高生または町外の人たちが夢を持ってこっちにやってこれるような新しいまちづくりのきっかけにしてもらえればと思います。3番目については3回目の質問はございませんので、1番目、ふるさと納税と検診の話をよろしくお願いします。

町長（佐藤邦義君） それではお答えしますが、いわゆるふるさと納税の返礼品の特産品開発については、現状では農家の方は今のところで手いっぱいだというのです。例えば田上町のイチゴだとか、それからイチゴのほかに、ルレクチエなんかもそうですが、約束したところに出すので精いっぱいというのが現状のようですが、これについては担当課長が大体のことを把握しておりますので、今説明をしてもらいます。

それから、受診率と発見率については、さっきも大変難しいという話をいたしました。保健福祉課長がわかる範囲で答えますので、よろしくお願ひいたします。

産業振興課長（渡辺 仁君） 池井議員の質問に私のほうが答えるというのもあれなのですけれども、担当、産業振興課としましては、私も何度かプライベートというほどでもないのですけれども、農家の方にふるさと納税の品物に使いたいのだという話をしましたら、今の体制ではなかなかできないというのが実態だったのですけれども、それも含めて、先ほどから言っている農商工連携につながるような部分でも話をもうちょっとして行って、農家の方が直接というのは畑でとれたトウモロコシをそのまま箱に入れて出荷してやるようなやり方であればできるのかのしれませんし、その先へ行って農商工連携で何かの加工品ができたときにふるさと納税に使うとかという部分でもできると思いますので、今段階でも総務課のほうからそういった照会があると、私どもも一緒になって農家と話をしたりもしていますので、現段階でその体制にはなっているのかなと思っておりますけれども、その辺も改めて強化しながら進めていければふるさと納税のページにも出ている品物がもうちょっと増えていくのかなと思っておりますので、その辺で期待を、させるというわけではないのですけれども、見守っていただければと思っております。

以上です。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 今ほどの受診率と発見率の件でございますけれども、手持ちのデータが胃がんしかございませんので、胃がんで申し上げますけれども、胃がんの受診率は、県内30市町村ありますけれども、下から数えて11番目です。これを県平均程度に上げたいと思います。胃がんの発見率ですけれども、これは上から数えて10番目ほどなのですけれども、断トツにある市がいいものですので、これにつきましては県平均まで上げたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 池井議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後1時54分 休 憩

午後2時10分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開いたします。

今日最後の質問ということで、3番、小嶋議員の発言を許します。

（3番 小嶋謙一君登壇）

3番（小嶋謙一君） 議席3番の小嶋でございます。今日最後の質問になりましたが、私は本日2点について町長の考えをただします。1つは、ごみ焼却場の今後の施設運営について、もう一点は、まちづくりには町のブランド化が必要ではないかということについてお聞きします。

最初の1点目でございますが、ごみ焼却場の老朽化に伴う今後の施設運営について伺います。加茂市・田上町消防衛生保育組合で運営しているごみ焼却施設は、耐用年数が通常20年のところ、38年を迎えた現在も旧施設のまま稼働しているため、老朽化による故障をはじめ、処理能力に支障を来しております。町長もごみ焼却場の実情は十分把握しておられ、焼却施設の運営にはじくじたるものがあると思います。このような実情を背景に、町長は前の議会で新潟広域都市圏連携協定の中でのごみ処理に触れました。私も、近い将来は広域連携協力のもとでの運営が現実的であろうと考えています。しかし、新潟市からは、加茂市が広域都市圏連携に加わっていない理由で、加茂市・田上町消防衛生保育組合が広域連携の協力を得られない状況にあることは甚だ残念なことです。現実の問題として私は、焼却炉に不具合が生じてから十数年という時間が経過している中で、現場の職員は焼却炉がいつ何どき停止するか、毎日不安の中で職務に当たっていることを看過することはできませ

ん。この現状に議員各位は、町に対し、安全で安心な生活を担保できない事態が起こることを危惧しています。また、このことは加茂市民にとっても切実かつ喫緊に迫った問題でもあるはずです。国の財政状況から加茂市と田上町の人口を合わせても4万人足らずの小自治体を対象にした新たな焼却施設建設に、国は広域都市圏連携の中での対応を求めてくることが予測され、建設費の補助を期待できないことも予想されるなど、新たに施設を建設することは難しいと考えざるを得ません。このため、町長には現状を打開し、将来に向けたごみ処理行政を見据えて、管理者の加茂市長に対し、加茂市も新潟広域都市圏連携に加わるよう促し、ごみ焼却処理に消防衛生保育組合が広域連携の協力を得られるよう、説得に当たり尽力願いたいと思いますが、町長の決意を尋ねます。

2点目といたしまして、まちづくりには総合戦略後期基本計画をベースに、ほかの自治体との違いづくりや差別化による町のブランド化が必要であるのではないかということについてお尋ねします。私は、田上町の10年後、20年後の将来像を思い描けば、人口減少が進む中で、町が住民の獲得という自治体間の競争に埋没せず輝いていくためには、ほかの自治体との差別化、違いづくりによって、町のブランド化を図ることが重要であると考えており、町のブランド化について町長の考えを尋ねます。

自治体における地域ブランドの動向について調べますと、2000年代前半の地域ブランドは、地域団体商標制度を背景に、特産品や名産品など、商品やサービスを対象にした地域の取り組みが中心でした。しかし、2000年代後半になると、行政計画として地域のイメージ形成や魅力づくりから成る地域ブランド戦略を策定する自治体が登場しています。例えば新潟市は、食産業ナンバーワン都市を目指す新潟ニューフードバレーを立ち上げ、地元で生産された食品の海外販路の開拓を狙ったブランド事業を推進しています。このように今日、自治体では様々なレベルでブランド化に取り組んでいます。先ほど池井議員のお話にもありましたように、北海道士幌町、これはふるさと納税で町をブランド化しており、人口増という結果を導いています。

田上町は、余暇の過ごし方や健康づくりに適した豊かな自然環境の中にあり、大きな災害もなく、恵まれた居住環境のもとで生活が営まれています。このような中で、町は総合戦略後期基本計画の策定を終え、地域交流センターや道の駅建設、本田上工業団地に商業施設の誘致も実り、公共交通の整備にも取りかかるなど、にぎわいの創出事業を進めています。私は、先ほど触れた新潟広域都市圏連携とも相ま

って、これらの事業により、住民を呼び込む下地は整いつつあると見ています。これからは10年、20年後の将来を見据え、これらの事業を総合的に生かした魅力ある田上のイメージ形成と、魅力の発信による町のブランド化にも取り組むべきではないかと考えています。

では、田上は何を売りにしてブランド化を図るのかということになります。私は、町民アンケートによる田上町の評価で明らかなように、町のブランドは住みよい町であることの売り込みであり、町のイメージ形成と魅力の発信から始めなければならないと考えています。町は既にプロモーションビデオを公開していますが、ほかの自治体では、シティープロモーションやシティーセールスは地域ブランドの構築をしていないと、目玉になるものが見えず、失敗しています。まずはブランド化であろうと思います。

それでは、ブランド化へ向けた手段はということになりますが、町は今都市再生整備事業による立地適正化に取り組んでいます。この中で、都市計画審議会における審議の過程で居住誘導や市街地誘導に当たって、住みよい町のイメージと魅力発信を中枢に捉えることも一つの手段であると思います。また、費用は多少かかりますが、コンサルタントなど民間の知恵も取り入れ、アイデア等の提供を受けることも必要です。このように、周辺の自治体と差別化した住みよいついの住みかになるまちづくりは、究極の人口減少対策です。今回はこの手段として町のブランド化を取り上げましたが、町長の考えを尋ねます。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 小嶋議員のご質問にお答えしますが、最初にごみ焼却場の老朽化に伴う今後の施設運営についてのご質問であります。ごみ焼却場の現状につきましては、私も議員ご指摘のように、そろそろ更新時期が来ていることは十分認識しております。一方、新たな焼却場の建設となりますと、これは加茂市・田上町消防衛生保育組合の管理者である加茂市長の答弁といたしましては、50億円から70億円の予算が必要であるなど、財政的には非常に大きな問題を抱えておりまして、基本的な考えとしては、こまめに修繕を行いながら、現在の施設をできるだけ長く使用していきたい旨の答弁をしております。私も、現在の町の財政状況を踏まえ、50億円から70億円と、その3分の1が田上町の持ち分でありますので、かなり二、三十億円ぐらいが田上町ということになりますが、正直言って、現在の財政状況を踏まえ、いましばらくは現状の施設を大切に使用していきたいと考えており

ますが、将来的には私も議員同様、広域連携による対応が必要になっていくのではないかと、こういうふうを考えております。

ごみ処理は、議員ご指摘のように、住民生活に与える影響も大きい問題でもありまして、引き続き私も加茂市・田上町消防衛生保育組合の副管理者として、管理者である加茂市長と協議していきたいと考えております。いずれにいたしましても、この件に関しましては、今後加茂市・田上町消防衛生保育組合議会で議論される問題であると考えております。

次に、他自治体との差別化による町のブランド化について、今ほど2つのご提案をいただきました。小嶋議員のご指摘はもっともだろうと、こう思っておりますが、1つ目のご提案にあります立地適正化計画は、これはこのいわゆる計画策定の基本的な考えとしてあるのは、人口減少と高齢化が進行する中において、いわゆる国交省が盛んに大分前から言っておりますコンパクトな市街地を中心に、医療あるいは福祉、商業などのサービス施設を集約して、便利で暮らしやすい町を目指すという内容の計画であります。この観点からも、便利、安心、安全というイメージを持つものにつながるものと考えております。ご提案の視点とは若干違いがあると思いますが、小嶋議員のような視点で、いわゆる居住誘導を図る計画を策定することも一つの考え方であろうかとは思っております。

2つ目のご提案であるブランドの構築につきましては、いわゆる町の特性と申しますか、光るものをPRしていくという、そういったいわゆるブランドの構築についてはそのような視点も必要であると思っておりますので、今後各種の計画を策定するに当たりましては、まちづくりに関する独自性、あるいは差別化なども考慮いたしまして、コンサルタント業者などの専門的な見地からアドバイスをいただくことも検討あるいは考慮していきたいというふうを考えております。

以上であります。

3番（小嶋謙一君） では、2回目の質問をさせていただきます。

私は、今先ほどの質問では、管理者である加茂市長にぜひとも広域連携に加わってほしいという説得をお願いできないかということでお話ししたわけなのですが、それ今回答がございませんでした。その気はあるのかないのかということをもまず1つお聞きしますし、管理者である加茂市長そのものは私たちが選んだ人ではないのです、もちろん。でも、その人によって、その人が管理者であるがために私たち町民が被害と申しますか、そういう影響を受けるということは非常に甚だ遺憾であります。これから町長は管理者の加茂市長に直接この問題を前面に提起するお

考えはありますか。それがまず1点。

といいますのは、私消防衛生組合の議員ではありませんので、組合議会の議事録でしかその内容を伺っていないのですけれども、実際加茂市長の胸のうちというか感触はどのようなものなのか、まず知りたいのですが、もしその辺町長の中で感じるものがあつたらちょっと披露してもらいたい。

次に、加茂市の組合議員に現場の実情ということを知ってもらえないのでしょうか。実際副管理者である町長から組合議長を通して、組合議員の皆さんに現地を見ろと言うようなことはできませんか。それが3点目です。

最後に、仮に焼却炉が突如停止した場合、組合はどのような対応をするのかということになりますけれども、私ここでちょっと先ほど資料として新潟中枢連携協定書の中身からちょっとこれ見ているのですけれども、実はこの協定書の中では、ごみ処理施設相互応援というのがあるのです。この中のスケジュールで見ますと、ごみ処理施設相互応援についての協議というのが平成29年から31年、この3年間で線を引かれています。この点どうなのでしょう。平成29年、今年は多少このことに関しての協議は行っているのでしょうか、まだこれからなのか、仮に行っていたとすればどのような内容になっているのかお聞かせください。

以上、2回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） それでは、お答えしますが、広域連携につきましては、ご承知のように加茂市長さん必ずしも広域連携という視点には立っておりませんので、なかなか、話はしたことがあります、実際にこれまでも話の中でどんな話になっているかということ、ここ数年、二、三年になって加茂市の市長さんからは、加茂市の財政のことにはっきり話がありました、大変だと。大変なことなので、なかなかいろいろなことが難しいと、こういう話がありまして、実際には小まめに修繕する以外手がないと、こういうようなことでございました。いずれにしましても、また機会を見て、直接話をしていきたいと思っております。答えは大体決まっております、修繕すればいつでも新品だと、こういうことでございますので、これだけではやっぱり納得いかないわけでありまして、この広域連携についてはこれからどういう形でいくのか。先ほど最初の答弁でも申し上げましたように、いわゆる一部事務組合で実際に議員さんと議論しながらやっていくものだろうと、こういうふうに思っております。

ごみの焼却場については、今ほど申し上げましたように、これは限界に来ているのは間違いありませんので、大体1回修理しますと6,000万円から7,000万円ぐらい

最近ではかかっておりますので、かなりの額になっております。そういうことで、いつまでも続くわけではありませので、そういったことでしっかりと話をしていきたいと。

現地を見ることについては、今まで一部事務組合、何回か現場視察しております。それで、田上町のいわゆるここにある焼却場の視察もしておりますし、巻のところにできました溶融炉といましたか、いわゆる溶かすやつですが、その現場を見たりして、あそこの施設は約80億円というふうに言われておりますが、そういったようなことで、非常にお金がかかり、現在も維持がむしろ難しくなっていると、こういうようなお話も聞いているところでございますが、このことについてはまた新しい議員さんもおられますので、やっぱり現地をよく視察をいただきまして、現状認識をしていただくというふうにもたえたいと思っております。

新潟との広域連携の進め方については、担当であります鈴木課長のほうから答弁させます。

町民課長（鈴木和弘君） では、もう一点、停止した場合の対応ということで質問があったかと思うのですけれども、以前も故障した場合には近隣の市町村で対応しております。11年のときは白根とか三条とか、そういう形で対応しておりますし、13年も同様に白根、三条、そういうところでやっております。これらについては協定を結んでいるわけではないのですけれども、一組の中でそういう故障とか何かあった場合についてはそういう形で対応するということでの、県全体でそういう協定ができているというような状況です。

それから、新潟市とのいわゆる広域都市圏の、今ごみ処理施設相互応援、これにつきましては実は田上は入っておりません。それは、今小嶋議員がおっしゃるように加茂市が入っていないということでうちは入っておりませんが、実は今年の1月に会議があった際に、うちも参加をさせていただきました。この内容につきましては、阿賀野市が今例えば受け入れは協定で結ばれているということなのですから、事前にもその施設が使えなくなった場合、事前の取り組み、例えば受け入れる金額ですとか、どういう方法をとったらいいかという部分を協議しているというような内容でございますので、今うちはそういう部分では入っておりませんが、新しく施設を作るとか、そういうことではなくて、修繕するなり使えなくなったときの取り決めを今その中で検討しているというような状況です。ですので、うちは入っておりませので、うちはその中で協議はしておりませ。

以上です。

3番（小嶋謙一君） 最後の質問です。3回目になります。

町長、どうして加茂市長は連携に入らないのですか。本当素朴であれなのですけれども、本当不思議でならないのですけれども、町長、何か考えとかありますか、思い当たるところ。それがまず1点。

それとあと、これは答弁要りませんけれども、ブランド化についてなのですけれども、要は私が言ったのはあくまでも人口減少、人口対策なのです。だから、ブランド化というのは1年や2年ではもちろんすみません。10年も15年もかかる、要するに時間のかかる代物なのです、ブランド化というのは。その中で今後のまちづくりの中で、ぜひともブランド化という頭といいますか、イメージを職員の皆さんの中にもひとつ持っていただいて、進めていきたいと思っております。これは答弁要りませんけれども、最初の加茂市長さんのことについてお聞かせください。

町長（佐藤邦義君） お答えしますが、実際には加茂市長さんの考えは、はっきりしたことはちょっとわかりません。私の推測で申し上げますと、広域連携に加入していきますと、結局最終的には合併につながるだろうということだろうと思います。これは私の推測ですが、今までの話の端々には、そういったようなことを話したことがありますので、やっぱり合併は絶対的にだめというのが加茂市長さんのお考えですので、多分そうかなというぐらいしか今のところはわかりません。

議長（熊倉正治君） 小嶋議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時34分 散会

別紙

平成29年 第5回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第1号 平成29年9月7日（木） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第1		会議録署名議員の指名	10番 11番
第2		会期の決定	15日間
第3		諸般の報告	報告
第4	同意第12号	田上町教育委員会委員の任命について	同意
第5	同意第13号	田上町教育委員会委員の任命について	同意
第6	同意第14号	田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意
第7	承認第6号	専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第3号））の報告について	付託
第8	承認第7号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第4号））の報告について	付託
第9	議案第40号	平成29年度田上町一般会計補正予算（第5号）議定について	付託
第10	議案第41号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について	付託
第11	議案第42号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	認定第1号	平成28年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	付託
第13	認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第14	認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第15	認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第16	認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第17	認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第18	認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第19	認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	付託
第20		一般質問	
		散会	

第 2 号

(9 月 8 日)

平成29年田上町議会
第5回定例会会議録
(第2号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 議 平成29年9月8日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 8番 | 熊 倉 正 治 君 |
| 2番 | 笹 川 修 一 君 | 9番 | 川 崎 昭 夫 君 |
| 3番 | 小 嶋 謙 一 君 | 10番 | 松 原 良 彦 君 |
| 5番 | 今 井 幸 代 君 | 11番 | 池 井 豊 君 |
| 4番 | 皆 川 忠 志 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君 | 14番 | 小 池 真一郎 君 |
| 7番 | 浅 野 一 志 君 | | |
- 4 欠席議員
な し
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|---------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 佐 藤 邦 義 | 産業振興課長 | 渡 辺 仁 |
| 副 町 長 | 小日向 至 | 町 民 課 長 | 鈴 木 和 弘 |
| 教 育 長 | 丸 山 敬 | 保健福祉課長 | 吉 澤 宏 |
| 総 務 課 長 | 吉 澤 深 雪 | 会 計 管 理 者 | 佐 藤 正 |
| 地域整備課長 | 土 田 覚 | 教 育 委 員 会 長 | 福 井 明 |
| | | 事 務 局 長 | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 小 林 亨 |
| 書 記 | 渡 辺 真夜子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 議

議長（熊倉正治君） 改めておはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第2号によって行います。

直ちに議事に入ります。

日程第1 一般質問

議長（熊倉正治君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に5番、今井議員の発言を許します。

（5番 今井幸代君登壇）

5番（今井幸代君） 皆さん、おはようございます。議席番号5番、今井でございます。産休から復帰をいたしまして初めての議会で、ふだんよりも少々緊張しておりますが、よろしく願いいたします。

先月、田上小学校で実施をされましたプログラミング教室を見学させていただきました。これは、総務省の若年層に対するプログラミング教育の普及推進事業の採択を受けたもので、一般社団法人みんなのコードが講師となり、実施をされました。参加した子どもたちは、終始楽しそうに集中して取り組んでおり、貴重な経験となったことと思います。採択に向け尽力された、教育委員会をはじめとする関係機関の努力のたまものと思います。ぜひ引き続き子どもたちにさまざまな学びの機会が提供できるようご尽力をいただきたいと思います。

さて、稲穂のこうべも垂れ、秋を感じるころとなりました。皆さんもさまざまな秋を感じていらっしゃると思いますが、ぜひ読書の秋も楽しんでいただきたいと思います。読書は、効率的な知識の吸収法であり、また思考力、想像力を高め、人生の質を高めるすばらしい要素をたくさん持っています。子どもたちにとっても感受性が豊かになり、読解力や合力もつき、読書がもたらす効果ははかり知れません。

子どもたちや町民の皆さんに、より親しまれる図書室づくりを目指していただきたいと思います。そこで、今回は町の図書管理、図書室業務について質問をさせていただきます。

まず、1点目に、現在町では公民館図書室、原ヶ崎交流センターの2カ所で図書室機能を持っていますが、公民館の貸し出しルールは1人3冊、2週間、交流センターは1週間と統一されておらず、借り手にとっては非常にわかりにくいのが現状です。また、借りる際に本につけられている貸し出しカードに名前と日付、行政区を記入しますが、これではいつ、誰が、どの本を借りたのかという貸し出し履歴から、非常にプライベートな部分が不特定多数の人たちに知られてしまうことに不安を持つ方もいます。また、交流センターでは、管理人が不在時の際の新規者の貸し出しにおいては、メモ用紙のような紙に電話番号を明記させ、処理ボックスのような平たい箱に入れるようになっていきます。いずれも個人情報保護の観点から、早急な改善をすべきです。貸し出しルールなどを含む図書の管理規定や図書室条例も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、両施設が所有する図書、蔵書ですが、これらの管理・点検はどのようになされているのでしょうか。おおよその公共図書館では、年に1回蔵書点検がなされ、その際にははっきりとした蔵書数の確定、紛失状態になっている図書の把握などが行われます。当町では、このような蔵書点検はされているのでしょうか。

ふだんの図書管理において、通常図書室の図書はラベルが張られ、管理がされます。ラベルは、いわば図書室内における本の住所であり、ラベルを見ると本の位置がわかるようになっていきます。実際にどういったものか、きょうお持ちをしてみました。ここに、背表紙のところにこういったシールといいますか、ラベルが張られています。これは、今日は子どもの絵本なのですが、「KE」というアルファベットが入っておりまして、これは子どもの絵本を指し示すものとなっています。このラベルに記された番号、記号に従って図書を整理して並べることになっています。しかしながら、このラベル自体もきちんと統一されておらず、ばらばらになっているものが多数見受けられます。例えば同じ絵本であるにもかかわらず、ラベルが作者名のものになっているものや、画家名になっているもの、作者名の読み方がそもそも間違えているものなどです。

例えばこの「めっきらもっきらどんどん」というこの2冊の同じ絵本があります。両方ともアルファベットは「KE」で子どもの絵本なのですが、その下に書いてあります片仮名、こちらは「フ」、こちらは「ハ」になっています。作者が長谷川摂子

さん、絵がふりやななさんという方で書かれたものなのですが、一つは「ハ」で長谷川摂子さん、作者名、一つはふりやななさんの画家名でラベルがつくられています。また、こちらの「へへへの平気」という絵本なのですが、これは文が「正道かおる」さんという方が書いたものなのですが、恐らくこれは「マサミチ」かおるさんと勘違いをされたのか、「KE」子どもの絵本、「マ」という印字ラベルになっています。そして、これは「そらのおっぱい」、「しりたがりやのこねこのポコ」という2冊の絵本なのですが、1冊のこちらはスズキコージさんという方が作者になっています。そして、こちらのほうは絵が、画家がスズキコージさんになっています。しかしながら、ラベルは両方とも「KE」、子ども絵本の「ス」になっています。恐らくこれは、その時々の方書管理担当者が自身の判断でラベルを作成しているからではないかというふうに私自身は推察しているのですが、こういったことを防ぐためにも、通常の方書管理業務もきちんとマニュアル化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

そして、今後広域連携による図書館の相互利用を進めるためには、図書館の電算化は必須であると考えます。町のほうでも、原ヶ崎交流センターの増改築後のオープンに合わせてそういったことも検討しているようですが、電算化を実施の方向で考えるのであれば、そろそろ準備業務も始める時期だと思います。蔵書の照合や、これらのラベルの張り直しなど、細々とした手間のかかる業務が多くあります。今後の公民館交流センターの既存施設での図書館管理や運営方法について、そして交流会館の増改築後のオープンに合わせた図書館づくりを図書館司書有資格者や、公共図書館勤務経験者など専門知識を持つ方にかかわってもらい、よりよい図書館環境の構築をしっかりと目指すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

(教育長 丸山 敬君登壇)

教育長(丸山 敬君) おはようございます。今井議員のご質問にお答えいたします。

町の図書館業務についてのご質問であります。現在公民館及び原ヶ崎交流センター内に社会教育法に基づいて公民館図書館を設置し、図書館業務を行っております。議員ご指摘のとおり、管理や貸し出しに関して統一した規則等は整備しておらず、各施設の開館時間や蔵書数等に合わせて開室時間や貸し出し期間等、設定しております。

また、蔵書管理については、本に添付している図書館カードに氏名、行政区等を記入していただく方法で管理しているため、タイムリーな情報が把握しにくい状況に

あります。現在、道の駅等整備事業の一つとして原ヶ崎交流センターの改修を予定しておりますが、その施設に図書機能を持たせようと考えております。詳細は現在検討しておるところですが、議員ご指摘の電算システムの導入、貸し出しに関する規則整備については町としても必要と考えており、原ヶ崎交流センター改修後の運営開始までに整備してまいりたいと考えております。

なお、原ヶ崎交流センターでの貸し出しの際に提出する電話番号につきましては、第三者の目に触れないように至急対応してまいります。

以上でございます。

5番（今井幸代君） 回答ありがとうございました。

まず、本の現在の貸し出し方法といいますか、公民館の図書カード等を含めて貸し出しカードが本に入っています。そこに行政区と名前、日付けを記入するのですが、本を見ると、その本がいつ、誰が借りたのかというのがわかるような状態になっています。やっぱり本は知識の吸収とも先ほど言いましたが、さまざまな悩みを持つ中で、何かその答え、解決方法を求めて本を読むということも多くあります。非常に身体的な部分であったり、精神的な部分であったり、非常にプライベートな部分がある本を見ることによって、あれ、この本前にこの人が借りているのねなんていうのがわかる状態では、やはりよろしくないのだろうというふうに思いますので、そういった現在の貸し出しの方法といいますか、貸し出しルールについてもやっぱり見直すべき時期に来ていると思います。これは早急な改善を求めますので、今ほど原ヶ崎交流センターの管理人不在時における電話番号等の明記があるのをわからないようにするというようなご答弁ありましたけれども、公民館の貸し出し方法にもついても、ぜひ早急な改善を求めますが、いかがでしょうか。私自身も本を、子どもの絵本も含めて借りるので、どの本にしようかな、この本にしようかと選んだときに、書くと、この本前に誰々さんが借りたことがあるのねなんていうのがやはりわかるのです。余りそういうのは気持ちのいいものではないですし、やはりこういったものに不快感を持つ方も大勢いらっしゃるのでは、ぜひここは早急な改善をお願いしたいと思います。

続いて、図書の電算化等は、原ヶ崎交流センターの増改築後の開館に合わせて検討しているというふうなご答弁を今ほどいただきましたが、それであればそろそろそれに向けた具体的なスケジュール等も検討すべきだと思います。先ほど申し上げたとおり、ラベル自体がそもそもばらばらであったりとか、蔵書数がはっきりしていなかったり、そもそもどういった帳簿というか、本の把握をするための書類をどう

いうふうにまとめていらっしゃるかわかりかねますが、そういった蔵書数がどのようなものになっていて、どうなっているのかという確認するだけでも非常に時間がかかる作業だと思います。羽生田小学校では、本の修繕ボランティアさんなんかが入って、司書さんとともに本の修繕や図書室の管理・運営にお手伝いをいただいておりますが、そういった図書ボランティアさん、電算化に向けて本の修繕、図書の電算化に向けたボランティア等の募集等もやっぱりしていくべきだと思うので、そういったところを含めると、やはりいつごろまでにどういった作業を終わらせなければオープンには間に合わないというのを、やっぱりそろそろ検討しなければ間に合わないと思います。本の移動だけでも非常に大変だと思いますし、オープン間近になってくればなるほど、いろんな業務がやはり立て込んでいくのであろうというふうにも思いますので、今も余り余裕はないと思いますが、そういった中でもしっかりと開館に、オープンに合わせてしっかりと円滑な運営ができるようにスケジュールの策定もしていく時期に来ていると思いますので、その辺の考えを教えてください。

最後に、図書室条例等も今後は必要というふうに考えているとのご答弁ですので、余り多くは申し上げませんが、条例の制定には相当時間がやはりかかるのであろうと思いますので、そもそもの図書の管理のマニュアル、例えばラベルであれば作者名に統一をすとか、画家名に統一をすとか、そういった管理をするに当たっての事務レベルでのマニュアルはしっかり作るべきだと思いますので、これは早急な対応をお願いしたいと思いますが、そのあたりのお考えよろしくお願いたします。

以上、2回目の質問を終わります。

教育長（丸山 敬君） それでは、ご理解をいただくために法律的なこと、ちょっとかたい話になって恐縮なのですが、お話しさせていただきたいと思います。

先ほども答弁させていただきましたように、公民館は実は社会教育法のくくりの中で運営されております。多分いろんな方々は、図書館法による図書館レベルを想定されて、いろいろご議論いただくということが多ございますが、公民館はずっと町民説明会でも、現在老朽化している公民館の代替施設として地域交流会館、それから原ヶ崎、現在の交流センターを整備しますよということで一環してきておりますので、社会教育法による公民館でございます。

公民館は、その目的がこういうふううたわれております。「市町村その他一定区域内の住民の生活文化の向上のため、教育、学術、文化に関する各種事業を行う」、本当に各種事業を行うのです。講演会とか公民館の事業として明記されているので

すが、定期講座の開設とか討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等の開催、そして次に図書、その他の資料の整備と利用方針というふうにならわれております。ですから、公民館事業のあまたある事業の中の一つが図書資料の利用提供ということになります。

そういう関係もありまして、ご承知のとおり議員もご案内のとおり、公民館職員も非常に人数が少のうなってきたてきておりまして、その図書室資料の整備だけに注力するというのが非常に難しくなってきたてきております。そういう関係もありまして、なかなか十分な管理とかそういうものできないのが正直現実でございます。ただ、1年に1遍、蔵書等点検を職員でもってやっております。直近ではこの8月でやっておりますが、そういう形でやっておりますし、予算の範囲内で図書等も整備をさせていただいております。

図書館法による図書館ですと、きっと館長がいて、司書教諭がいて、そういう相談とか、そういう指導、そういうものに応ずる職員を置きなさいというふうに明記されておりますが、公民館法はあくまでも公民館事業の目的を達成するために、図書資料、それを整備しなさいというレベルでございます。

学校図書室になりますと、これは学校図書館法による図書室になる。こういうふうに日本の法整備はよって立つ法律がいろいろ違うものですから、なかなかそういうところを同じようなレベルで整備するというのが非常に難しい状況はありますが、将来新潟市との広域連携等を考えて、相互利用を考えていきますと、標準的なルールづくりはきちっとやっぱりしていけないと、利用の便には非常に不都合を来すこととなりますので、そういうことを十分承知しておりますし、今うちの担当職員のほうでも新潟市との広域連携、特に図書業務についての広域連携についてのあり方、今協議に入っておりますが、そういうところでも議論しております。ここでの議論では、包括的に新潟市と近隣市町村が一体となって締結をするというスタイルではなくて、個別に新潟市と田上町、新潟市と弥彦村というような具合で、個別に連携協定を結んで相互利用の便を図りましょうということで、今議論が進んでおります。とはいいいましても、やはり標準的なルール作りは必要であると、そういうふうにご考えておりますし、昨今の状況を考えますと、電子化ということは必須になってまいります。

手始めにご案内のとおり、小学校、中学校につきましては、既に電算化に入っております。この作業をやるにしても、最初の段階、これでは大変大勢のボランティアの方をお願いをして、ラベルの整理、それからそのデータ入力、そういうものを

やらせていただきました。これも町のご理解を得て予算化していただいて、そういうことができました。一旦それが終われば、年次更新のところはそんな大きな作業にはなりませんので、今後新たなそういう会館等ができますので、初期投資等をお願いをして、きちっとやはり相互利用に耐えられる、あるいは住民の皆さん方の利用の便に資するような、可能な限りの仕組みを整備していければなど、そんなふうに思っております。もし電算化ができれば、各学校の図書室もオンライン化ができると思いますし、一々ここへ出向かなくても、地元の学校の図書室でもって貸し借りのような、こういうサービスも可能になると考えておりますので、その辺も頭に置きながら、これから細部は詰めていくこととなります。ご承知のとおり現在は、本体である仮称地域交流会館のほうの設計仕様等が大詰めを迎えておりますので、これがある一段落つきますと、次に第2の拠点である原ヶ崎交流センター、このいろんな仕様等細部詰めていく、そういう段階になろうかと思っております。住民の皆さん方からも広くご意見をちょうだいしておりますので、それらを踏まえながら十分ご期待に沿えるような、そういうものにしていければありがたいなど、教育委員会としてはそんなふうに期待をしておるところでございます。

以上です。

5番（今井幸代君） ありがとうございます。

長期的な部分と短期的な部分で、先ほど申し上げましたプライベートな部分、プライバシーにかかわるような部分に関しては、早急に改善をしていただけるということで理解をしてよろしいのでしょうか。きちっとした管理マニュアル等は、今29年度は地域交流会館等の詳細設計等も踏まえていて、なかなかそこまで実際手が回らないというのが本当のところなのだろうというふうに思いますし、非常にそれは理解もしています。今ほど教育長も一段落したらこういった部分にも、原ヶ崎交流センターのほうにも注力をしていきたいというふうなご答弁をいただきましたので、オープンの際にはきちんと円滑な管理・運営ができるような状態になるように、30年、31年、32年、3年等ありますから、そういった中で管理をしていけるようなスケジュールを一段落した段階、30年度からになるのかわかりませんが、そのあたりからはしっかりとそのスケジュール組みも検討していただきたいなというふうに思います。

まず、早急に改善すべきプライバシーの部分、貸し出しの方法、貸し出しカードのあり方等に関しては、早急な改善をしていただけるということなのか、いま一度確認をさせてください。これは一刻も早く改善をすべきだというふうに思っていま

す。

あわせて、今ほど電算化の話もありましたが、ぜひ町長におかれましても、田上町が教育の町・田上というふうには、「田上12か年教育」ですとか、教育を看板に掲げているわけですから、きちんと整備された図書機能を持つ原ヶ崎交流センターがオープンできるように、電算化はやっぱり必須だと思いますし、それらに関連する関連業務といたしますか、少々予算もかかってくるかと思いますが、ぜひ米百俵の精神で、このあたりはお金をかけるべきところにはしっかりと予算づけをしていただきたいというふうに思います。これは、意見として申し上げておきたいと思います。

最後に、早急に改善をお願いすべきところに関して、改善を図っていただけるのかどうか確認をさせていただきます。お願いします。

教育長（丸山 敬君） 先ほどの答弁にもさせていただきましたが、改修後の整備に向けて準備に入りたいという、そういう含みでございますので、すぐ30年度、来年度にそれを改善するという、そういうスケジュールは今のところ大変難しゅうございます。ご指摘のとおり、確かにカード、私もかつて読書が大好きな人間でしたから、よく図書館の本を借りて、この本あいつが読んでいたのかというようなのが順番にわかったり何かして、その辺ちょっと嫌な思いをしたというのは、もちろん私自身も経験ありますので、改善しなければならないということは十分承知はしておりますが、先ほども申し上げましたように、あまたある公民館事業をこなしながら、これを整備していかなきゃなりませんから、もしどうしてもということであるならば、切り離れた形で全く別枠でそういうものを別の人間でもってやっていかないと大変難しいかなと、そんなふうに思っております。今のところは、そういうスケジュールで全体がなっておりませんので、原ヶ崎交流センターが開館整備をされる、それに間に合わせられるようにいろんなそういう付随したものも整備していきたいということで、先ほどお答えさせていただいております。なかなか来年すぐというところまでは、今のところは難しいと考えております。

議長（熊倉正治君） 今井議員の一般質問を終わります。

次に、7番、浅野議員の発言を許します。

（7番 浅野一志君登壇）

7番（浅野一志君） おはようございます。7番、浅野です。田上地区にもカラオケ装置をとということでお話をしたいと思います。

川船にある老人福祉センターに、通信カラオケ装置があることを皆さんご存じだ

と思います。老人福祉センターの管理人に聞いたところ、3つのグループが使っているとのことでした。火曜日は川船の生涯学習のグループ、木曜日は老連のグループ、そして土曜日は年金受給者協会のグループが確保して使っているとのこと。また、それぞれのグループは、午前中はそれぞれのグループに属している人が使っているようですが、午後からはそれぞれのグループに属していない人も使えるようにしているとのことでした。さらに、日曜日はサンデーカラオケと称して、それぞれのグループで交互に使っているとも聞いております。それぞれのグループで仲よく使っているとのことでした。現在は、川船の老人福祉センターだけしかないようですが、5月にありました年金受給者協会の会合で、田上地区にも置いてもらえないだろうかという要望がありました。いかがでしょうか。

川船の老人福祉センターは、川船だけのものではなく、田上町全体のものであるというお話は以前町長から伺ったことがあります。昨日老人福祉センターに行ってみましたら、99歳の方が来られているとか、泉田寿一議員のお父さんが見えているとのことも聞きました。また、何人も待っている人がいるような場合は、1番しか歌えないようにしているようなことも伺いました。でももう一台、田上町に1台あってもいいのではないかとこのように考えていますが、いかがでしょうか、町長にお伺いいたします。

1 番目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 今ほどの浅野議員のご質問にお答えしますが、事前に通告をいただいた内容と一部割愛されたようでありますが、最初の、いわゆるカラオケ装置を田上地区に設置できないかというご質問でありました。確かに老人福祉センターでのカラオケ利用につきましては、今ほどご指摘がありましたように非常に多くの方が使っておりまして、高齢者の肺炎予防とか、あるいは声を出すことによりまして、継続的な運動によりまして体力向上や免疫力を下げないという、そういったことにつながって健康管理には大変いいというような、そんな利益があるという面も実は考えられます。たまたま私は近くに住んでいるものですから、カラオケの利用が週4回で、カラオケで入って一番奥の広い部屋が、ステージがありまして、そこがカラオケのステージになっておりまして、大変な盛況になっておると、こういうことではありますが、一方カラオケグループに配慮いたしまして、非常に利用しにくいという声もあると聞いております。先般も私の家に来られた80ちょっと過ぎた方が、午前中行くのは私ぐらいだと、おふろ入りにですが、ほとんどの方が最近利用者

が少ないと。こういうようなことで、やっぱり理由はカラオケの方が非常ににぎやかにやっているというようなことで休めない。実際には福祉センターは、入ってすぐ右側のほうに個室があります。個室がありますし、左側のほうにも個室はあることはあるのですが、行ってみるとなかなか必ずしも利用しにくいというようなこともありまして、やはりゆっくり休みたいということだというようなことをお話ししておりました。いずれにいたしましても、そのような状況で、カラオケすることによって健康につながるという面ではプラス面でございますが、そういった苦情もあるということもご理解願いたいなと思っております。

それで、田上地区にもカラオケ装置をとというご質問でございますが、正直言って大変難しい状況だということ、結論から申し上げますと、心起園あるいはコミュニティセンターにもカラオケということでございますが、これも議員の皆様ご承知のように、心起園というのはオープンシステムになっておりまして、構造そのものが、ですからこれは難しいだろうというようなことであります。それから、近所に住宅もあるというようなことで、やっぱりトラブルの原因になるということでもちょっと難しいと。また、コミュニティセンターも同様でございますが、コミュニティセンターも個室があることはあるのですが、これは防音装置がなくということもあります。非常にカラオケの装置を使用しますと、近隣に響くだけではなくて、そもそも施設の使用目的が違っているということもありまして、難しいということでもあります。

いずれにいたしましても、カラオケについては町としては今後は、いわゆる民間の施設もあるわけでありまして、ぜひそういうところをご利用いただければと、こう思っております。現状ではそういった形で、町でカラオケ装置は今のところは考えていないというのが、簡単でございますが、そういう回答になります。

以上であります。

7番（浅野一志君） すみません、先に言われてしまいましたけれども、日本人の死亡原因はかつて、先ほど言いましたように、長年にわたって1位がんで、2位が心臓疾患、3位が血管性疾患です、主に脳卒中ですけれども、これが不動のトップスリーでした。ところが、2011年に肺炎による死亡者数が脳血管性疾患を追い抜いて第3位になって、その座を今キープしています。現在は1位がん、2位心臓疾患、3位肺炎になっています。このことは、2013年6月にも私、一般質問しまして、65歳以上の肺炎球菌は肺炎球菌ワクチンの接種の助成をとということでお話ししました。

なぜ肺炎の死亡者がこんなに増えているかということ、誤嚥性肺炎で命を落とす高

齢者が多くなっています。誤嚥というのは、誤って気道内に食物が入ってしまうことです。つまり飲み込む力を衰えさせてしまったために誤嚥をし、肺炎をこじらせて亡くなるケースが非常に多くなっているということです。つまり死なないようにするには、飲み込む力を衰えさせないようにキープできる力が寿命を決定づける鍵になっています。しっかり声を出す人は、飲み込む力も強いとのこと。ふだんからしっかり声を出す習慣をつけるためにも、本当はカラオケ、おしゃべり、笑いというのを心がけないといけないということですが、実は私もそれが必要な感じます。「肺炎がいやならのどを鍛えなさい」というふうな著書があります。その著者の西山先生は、そういう本を書かれています。

田上町には幾つかのカラオケもありますが、高齢者のご老人がもっと気楽に使えるカラオケがあってもいいのではないかというふうに思うのですが、今町長が言われたように、確かにうるさいということはわかるのですが、実は行ってみましたら、戸をちゃんと締め切って、割と静かに歌っていました。静かというのはおかしいですね、外に声が出ないような感じで歌を歌っていました。特に確かに大広間では、行かれるとわかるのですが、大広間に入っていくと、中本当に割とうるさいです。それぞれの人は割といい気持ちで歌っていました。確かに順番をちゃんと守って、気持ちよく歌われていました。そんな光景がありました。

個人的にはさっき町長言われましたけれども、もう一台田上地区にも設けてほしいと書いたのですが、確かに心起園はオープンスペースですね、あれは確かに。それから、コミセンの防音装置は入っていないと言えば、その感はずごくありますね。なかなか難しいとは思いますが、一応希望としては、もう一台置けないかなというふうに思っています。確かに高齢者にお金をかけるよりも、個人的にはもっと若い人にお金かけてほしいと思うのですが、そうでなければやっぱり人口減るばかりのような気がします。しかし、医療費を抑える意味でも、やはりカラオケ装置を置くことは効果があるのではないかというふうに感じます。田上町に住むフェイスブックの友人は、今年の6月にお父様を亡くされましたけれども、お父さんの後半生は多くのカラオケ仲間に恵まれ、それなりに楽しめたかなというふうに書いていました。こういうこともありますので、本当にできれば置けないかなというふうに感じています。

以上です。

町長（佐藤邦義君） お答えしますが、先ほど冒頭に申し上げましたように、浅野議員がちょっと割愛した分のことを今ご質問なされたようですが、私も実にカラオケが

健康にいいというのはある程度承知しているところではありますが、いずれにいたしましても川船の福祉センターは、近隣に家二、三軒ありますけれども、どんな大きな声を出しても余り影響ないので問題ないのでありますが、そのほかの心起園あるいは山田のコミセンについては、やはり住家がすぐ近くにあるというようなことで、そういったことは心配だと思っております。

先ほど申し上げましたように、健康にいいということ、カラオケに行っている方非常に元気に、私も行って見たことあるのですが、ステージ衣装といいますか、舞台衣装をちゃんと用意してきて華々しく歌っているのです、それはそれで高齢者の方が元気になることですから、それでいいと思っておりますが、結論から申し上げますと、今浅野議員が言われた、田上地区には今の町の施設の中では難しいと。先ほど申し上げましたように、個人的な私的なカラオケの道場もありますので、ぜひ使っていただければと、こう思っているところであります。

いずれにしましても、高齢者の方がカラオケで元気になっていることは、これは町も望むことでありますので、そういう場所がもし今後あいているところあるようであれば、町としても探してはみたいと思っております。

以上であります。

7番（浅野一志君） わかりました。

以上で終わります。

議長（熊倉正治君） 浅野議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 9時47分 休 憩

午前10時00分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開いたします。

次に、1番、高取議員の発言を許します。

（1番 高取正人君登壇）

1番（高取正人君） 1番、高取正人。一般質問を始めたいと思います。

土砂災害の備えについて。今年の梅雨は例年以上の降雨となり、7月には大雨が3回もありました。梅雨明け後から8月上旬にかけては暑く、なおかつ湿度も高い状況でした。お盆過ぎからは、また雨の日が多い状況でした。7月の大雨の被災状況については、8月4日の全員協議会で説明があり、また総務産経常任委員会の所管事務調査で災害現場を視察しました。9月に入り、きのうまでに17個もの台風が

発生しています。今年の台風の発生件数は20個を超える勢いですので、これから台風シーズンを迎えるに当たって、洪水だけではなく、土砂災害の備えについて町長に以下のことを伺いたいと思います。

7月18日の大雨の際は、大雨警報が午前2時22分に発令され、午後11時41分に解除されました。洪水警報は午前3時10分に発令され、午後8時15分に解除されました。新潟県土砂災害警戒情報システムによると、午前8時30分に土砂災害前ぶれ注意情報が発表され、午前9時には土砂災害警報が発表されています。7月4日の大雨の際に避難所が開設され、避難準備情報・高齢者等避難開始が発令されていますが、18日には避難所の開設や避難準備情報の発令はありませんでした。同日午後3時にも再度新潟県土砂災害警戒情報のほうで土砂災害警報が発表されていますが、帰宅時間を迎えるに当たっての対応は大丈夫だったのでしょうか。

同様に、7月24日の大雨の際は、午前6時38分に大雨警報が発令され、午後10時38分に解除されました。洪水警報は午後4時27分に発令され、翌日の午前4時51分に解除されました。新潟県土砂災害警戒情報システムによると、午後1時30分に土砂災害前ぶれ注意情報が発表されています。7月24日も避難所の開設や避難準備情報の発令はありませんでした。道路、河川の被災状況は7月4日ではなく、7月18日、24日の両日に集中していますが、町の対応は大丈夫だったのでしょうか。

役場のホームページに、リアルタイムに雨量や信濃川の水位を表示する機能はありません。ハザードマップもどこかにしまい忘れて、必要とするときにはすぐには見つからない場合が多々あります。国、新潟県は、パソコン用、スマートフォン用の防災情報を提供していますので、役場のホームページに新潟県河川防災情報システム、新潟県土砂災害警戒情報システム、国土交通省の川の防災情報などのリンクを整備していただくことは可能でしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 高取議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、7月18日及び24日の大雨の対応についてのご質問であります。まず土砂災害に係る避難情報の発令につきましては、田上町避難勧告等の判断、伝達マニュアルでお示ししているとおりでありまして、新潟県から伝達される土砂災害危険度情報、それから気象情報、または土砂災害の発生の状況などを踏まえ、総合的に判断しているところであります。

この土砂災害危険度情報につきましては、新潟県土砂災害警戒システムをもとに、

いわゆる土壌中にたまっている雨水の量を示す土壌雨量指数と、今後の降雨の予測から土砂災害発生の危険度をあらわした、いわゆる危険度メッシュ情報を用いまして、土砂災害の危険度を注意レベル、それから警戒レベル、そして危険レベルと、この3段階に分けて判定するものであります。

また、土砂災害前ぶれ注意情報は、この危険度メッシュ情報をもとに、今後2時間後までの危険度の予測値が注意レベルの基準に達すると予想されるときに、新潟県から該当市町村に対して土砂災害の注意を促すとともに、避難準備発令の検討を促すというような情報であります。

そこで、土砂災害に係る町の避難情報の発令に当たりましては、新潟県土砂災害警戒システムの、いわゆる危険度メッシュ情報における危険度の推移や、今後の降雨予測などを参考にいたしまして、土砂災害の危険度が高まっているため避難が必要と判断されるときは、該当する地域に対して避難情報を発令するものであります。7月18日及び7月24日につきましては、これらの情報を総合的に検討した結果、避難準備情報の発令は必要ないものと判断したものであります。また、両日における町の対応も特に支障はなかったものと考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

次に、町のホームページの防災情報についてのご質問であります。町のホームページでは新潟県のホームページにある新潟県防災ポータルにリンクを張っております。議員ご提案の新潟県河川防災情報システムなどの情報サイトにつきましても、そこから閲覧することが可能となっているところであります。しかしながら、その情報を探す過程で若干わかりにくいところもあると思っておりますので、より見やすく、わかりやすくなるように今後検討してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

- 1 番（高取正人君） 町のほうで総合的に判断するというところで、災害警戒本部、災害対策本部の本部長であられる町長が判断することだと思っておりますが、国の情報、大雨洪水警報という形で「発令」という言葉を使っています。人命にかかわることなので、個々の自治体が判断することはできないわけですから、国は「発令」という言葉を使っていると思っております。新潟県は、それに対し「発表」という言葉を使っています。国ほどの責任がとれませんので、「発表」という言葉を使っているのだと思っております。やはり人命にかかわる問題ですので、予防保全、あらかじめ備えておくという意味で警戒本部というのは必要なことだと思っております。

7月24日、7月18日についてなのですが、7月18日には保明新田の水位観測計が

欠測になっています。8時に5.84メートル、9時に6.33メートル、その後欠測が続きまして、14時に休止というふうになっています。これは緊急対応で、業者さんが多分システムのリセットか何かをやってくれたので、データの収集が休止になっているので休止というふうになっているのだと思いますが、15時には6.46メートルという形でデータが上がっています。その後は順次水位は下がっているのですが、水防団待機水位が5.2メートル、氾濫注意水位が5.6メートル、避難判断水位は6.5メートルとなっています。6.33メートルから順次水位が上がっていきまして、欠測が終わった時点で6.46メートルですから、その間6.5メートル、避難判断水位を超えているおそれがあります。やはりここでは警戒本部を設置して、信濃川の状況を調べることが必要だったと思われませんが、いかがでしょうか。

同様に、18日は本当に1日しか雨が降っていないのですが、連続雨量という形で見ますと、この1日の間に122ミリ降っております。連続雨量が90ミリを超えた場合に土中の水分量が増えたりしますので、土砂災害注意レベルだと言われております。やはりこういう形で総合的な情報の収集と判断をしないといけないと思います。土中の水分というものは、田上町では収集していないような気がするのですが、この辺の収集はしているものでしょうか。

同様に、7月24日についてなのですが、この日の累計雨量が連続雨量で176ミリになっております。こちらのほう150ミリの雨量を超えると、一部道路では交通止めが行われるような地区もありますので、これはもう土砂災害警報レベルということですから。同様に、信濃川の保明新田の水位を見ますと、20時で5.88メートル、24時で6.38メートル、7月25日の1時で6.42メートルという形で推移しております。その後下がってきまして、9時に5.78メートルになりまして注意レベルに下がるわけですが、この夜間の中の警戒本部というのは設置されなかったのですか。町民の生命、財産を守るのが役場の職員の仕事だと思います。まして本部長たる町長の責任というものもあるかと思えます。

今回は、過去に記録をした7.13水害、7.29水害の水位レベルまではいっていないので大丈夫かとは思われます。でも、これは結果でしかありません。あらかじめそういうことに備えて職員の配置をするのが町長の責任だと思いますので、その辺の答弁をお願いします。

雑談にはなりますが、北朝鮮のミサイルということでJ—A L E R Tが鳴りました。でも、一般の町民にはその内容について周知をする手段がなかったわけです。時間も短時間で、打ち上がって6時2分に警戒情報が発令され、6時14分にはもう

着弾していた、着水していたという情報になりますので、備えがないことには対応ができません。そういう形で日ごろから訓練をしていかないとだめだと思いますので、こういう場合やっぱり警戒本部は設置されていたほうがいいのかと思うのですが、その辺のことを答弁お願いします。

町長（佐藤邦義君） 今ほどのご質問にお答えしますが、最初にいわゆる土砂災害の発令が出たとき、あるいは県の発表があったときの対応であります。正直言って田上町が土砂災害の発生状況についての把握する方法はありません。あくまでも県からの情報で判断するということになっておりますので、それ以外手がないのでご理解願いたいと思っております。

それから、雨量の、いわゆる降雨によって第一配備、第二配備ということを取りあえずはいたします。第一配備、第二配備になりますと、かなり広範囲の場所に職員を配置しますが、そうなりますと私どもも当然朝でも夜でも出勤をして対応します。それで、ご承知のように保明にある観測所の雨量に関しては、信濃川の雨量は保明の観測所のデータが随時入ってきておりますので、大体それを見るのと、上流にどのぐらい雨が降っているかということを考えて、それで大体、いわゆる避難準備情報、避難勧告、避難指示ということを出す、雨量によって、水量によって出すことになっておりますので、それらのデータをしっかり私らが見ながらやっておりますので問題ないと思っております。

最初の答弁で申し上げましたように、いわゆる避難勧告を出すかどうかというのは、総体的に考えて、このぐらいの雨なら大丈夫だろうということを出しておりますので、現状のところでは問題ないかなと思っております。

それから、雑談と言っておりましたが、むしろこっちのほうが最近ちょっと大変でございますが、北朝鮮の問題については、これも担当がもう朝早く、テレビで報道されて3分か4分後ぐらいにもう来ておりまして、私のところに電話が来たのは6時1分ごろだったのですが、発射されました。私はテレビ見ていたのでわかりましたが、そうこうしているうちに、準備しているうちにもう着弾しましたということなので、担当が何人か来ておりましたので、それではあえてその対応するまでにはいかないなということでもありますので、いずれにいたしましても、これからそういうことがもしかするとあり得るので、私どもがそれを町民にどう周知するかというのは高取議員ご指摘のように、直接町民にはできないということなので、これは研究しなければいけないと思っております。

以上であります。

あと細かいことは担当のほうから説明いたします。

総務課長（吉澤深雪君） ただいまの町長の答弁に若干補足説明させていただきます。

今ほどの高取議員の質問であります。内容的に言いますと、8月4日の全員協議会で町のほうから全て報告させていただいた内容とダブっているのかと思うのですが、特に保明新田の観測所については、欠測したというのは町から報告させていただきましたし、その間の水位については、テレビ画面モニターで中継しておりますので、目視でその間の内容については状況把握をさせていただいたということですので、特に問題はないかなというふうに思っております。

あと土壌中のメッシュの関係で、危険度メッシュの情報というようなことで、土壌中の水量観測ということですが、それはもちろん町はしておりません。実は土壌中の水位についても、実際に国、県がはかっているわけではありませんが、あくまでも雨のレーダー、雨雲によるレーダーから判断して、予測して推測しているというような内容でありますので、実際にその前ぶれ注意情報というの、現場を知って発令するわけではないと。あくまでも推測、雨雲レーダーから推計しての発令というようなことを、まず理解していただきたいということですので、現場にいる私ども、実際に雨が降っている状況もわかりますし、雨雲レーダー、もちろんその上流域での雨が降っている状況等も情報を得ながら、総合的に判断しているというようなことであります。

あと警戒体制というようなことでご質問ありましたが、もちろん大雨警報発令している間は警戒体制の中で、警戒本部の中での第一配備ということで、常時職員が待機しておりますので、もしもの場合に備えては、すぐに第二配備あるいはトップレベルの第三配備までいけるような形に移れるように待機しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

私のほうからは以上であります。

1番（高取正人君） 連続雨量ということで、90ミリ、120ミリ、150ミリという30ミリぐらいずつでステップがあります。例えば国道でいいますと危険箇所、いわゆる土砂災害の危険箇所は90ミリで注意、120ミリで交通止めになる箇所もあります。やっぱり120ミリを超えたら十分に注意をする、150ミリを超えたらもう豪雨になりますので、これはやっぱり土砂災害警報という発令をしたほうがいいと思うのですが、終わってしまったことですので余り言いませんが、これからはやっぱり訓練とあって、そういう形で対応していただきたいと思っております。これは私の意見ですので、答弁は結構です。

議長（熊倉正治君） 高取議員の一般質問を終わります。

最後に、4番、皆川議員の発言を許します。

（4番 皆川忠志君登壇）

4番（皆川忠志君） 議論伯仲で、非常によい論議が進められたらいいなというふうに思いますし、今ほど北朝鮮の話も出ましたので、ぜひ町民の安全・安心、これを第一に対応をお願いしたいというふうに思っております。

私最後になりましたけれども、久しぶりの一般質問でございまして、ぜひかまないうようにしゃべりますので、よろしくをお願いしたいというふうに思います。私は、今定例会におきましては2点について一般質問したいというふうに思っております。町長の見解をよろしくをお願いしたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、小規模企業振興に関する条例の制定についてであります。言うまでもなくここでいう小規模企業とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であります。つまり小規模企業者の定義は、ご承知のように業種分類で、製造業、建設業、運輸業、その他で従業員20名以下、卸売、小売、サービス業で従業員5名以下という企業でございます。しからば、この小規模企業の現状はどうなっているのかと。全国ベースでは2016年版の経済産業省の小規模企業白書によれば、平成26年の小規模企業社数は約325万社、5年前の平成21年では約366万社、この5年間で41万社、12%減っています。大きな数字の12%ですので、いかに大きいかというのはわかろうかというふうに思います。

一方、新潟県の状況は、平成26年の経済センサスでは、中小企業は8万499社、そのうち小規模企業は7万248社ということで、約90%は新潟県の状況とすれば、大企業というのは少ないですけれども、中小企業、しかも小規模企業というのは全体の90%を占めているというような状況です。

そこで、まず田上町の状況を伺いたいと思います。大企業は恐らくありませんけれども、全企業数と中小企業、そして小規模企業社数はどうなっているのか、まずこれを伺いたいというふうに思います。そこから本題の質問に入りたいと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、国の状況から考えるというか、影響されるといいますか、国においては平成26年の6月20日、小規模企業振興基本法が成立しました、6月27日に公布しました。中小企業基本法とは別に、小規模企業振興基本法が成立して公布されたということでございます。

先ほど来申し上げますように、この法律は日本を支える小規模企業の活力発揮の必要性が増大していることに鑑みて、事業の持続的な発展を図ること、そして円滑

かつ着実な事業の運営を適切に支援することを目的としていると思います。美辞麗句を並べたら切りがありませんけれども、この基本法の第7条では、地方公共団体の責務を定めております。これに基づいた形で、新潟県は新潟県小規模企業の振興に関する基本条例を26年の12月25日に施行しました。この条例の第4条では、県の責務と市町村への協力を定めています。今まで申し上げたように、小規模企業の環境は年々厳しくなっているというふうに思いますし、特に田上町では平成32年ごろに道の駅ができ、そして本田上工業団地にP L A N T社の進出が予定されています。このように客観的な情勢からも、町の小規模企業者から見ればかつてないほどの生き残りをかけた闘いに立ち向かわなければならないというふうに思います。今こそ私は、町の小規模企業を支援する必要が高まってきているというふうに思っております。

一方、町に対しては、商工会から平成27年1月に小規模企業振興に関する条例制定の要望書が提出されていると思います。また、県内の他自治体の状況を見ますと、県内30のうち17の市町村が制定し、また田上町を含めた県内の10の町村の状況を見ますと、7町村が制定しております。あと残りは、田上を含めて3つは実質的には100%近いかなというふうに私は思っております。これもやはり小規模企業の成長、発展と、事業の持続的発展を求めているものだというふうに思います。

そこで、私は以上のような、今までの述べましたけれども、ぜひ条例の制定を提案したいということで、町の姿勢、町長の考え方を伺いたいというふうに思います。1点目は以上です。

続いて、2点目ですけれども、農商工連携についてであります。先月の21日に農商工連携地域協議会が開催されました。この協議会は21年発足ですので、今年で8年目になろうとしております。この間、協議会の皆さんには知恵を出していただきまして、梅サイダーあるいは豚肉とタケノコカレーなどの商品を開発していただきました。しかしながら、なかなかメジャーになり切っていないのではないかなというふうに私は感じております。

農商工連携については、過去にも同僚議員が見解を求めておりますけれども、これも何とか農商工連携を発展させたいという思いからだと思っておりますし、今8年をたとうとしているときに、踊り場に差しかかっているかなというふうにも思っております。そうはいつても、停滞させるわけにはいきません。道の駅、それから本田上工業団地のP L A N T社、先ほど言いましたけれども、田上の町を取り巻く環境は大きく変わろうとしております。田上町にはすばらしい資源、素材はあると思

っています。先ほど小規模企業の観点とはまた別に、農商工連携の観点から言えば、私はこれはチャンスが来たなというふうに思っています。

私は、以前から予算委員会などでも話をさせていただきましたけれども、まず1点目は、農商工連携、これを発展させるために、今町は50万円の補助金を出しています。私は、町はもう少し農商工連携プラスワンぐらいの考え方で進めなければいけないというふうに思います。現状を見ますと、例えば梅サイダー、私も祭りとか行ったときに買います、300円。原価は何と230円です、これでは成り立っていきわけない。飲料水でこの価格ではとても太刀打ちできないというふうに思います。しかも決算によれば、このサイダーに43万円が支出されています。町が50万円、商工会が50万円、100万円の予算で農商工連携を今やっているわけです。そこに、新たにまた桃サイダーを開発しようというふうに考えております。本当に今の補助金の水準でいいのかどうか。私は物は考えようで、これは先行投資だというふうに思えばいいのではないかなというふうに思います。この農商工が実を結べば、最終的には町の財政も潤うでしょうと、町がにぎやかになるでしょうというふうに思いたいのです。ぜひ町長のご見解を伺いたい。

加えて、町長は以前道の駅のオープンに合わせ、加工施設等の製造構想も実現できるよう必要に応じて補助金の支援を含めて対応したいという考え方を述べています。現状町長は、どのような対応を考えているのか見解を伺いたいというふうに思います。

話はちょっと農商工とは関係するのですが、越の梅のブランド化についてちょっと質問したいなというふうに思います。先般新聞記事に新潟市の黒崎地区の特産、黒崎茶豆が地理的表示保護制度、これはG Iと言いますが、ジオグラフィカル・インディケーション、英語は苦手なのですが、ちょっと発音がおかしいですが、に登録され、その後の状況の記事が新聞に掲載されました。このG Iは、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律、いわゆる地理的表示法に基づき農林水産省の推奨している制度です。黒崎茶豆は今年4月登録され、全国では39の箇所が、あるいは商品が登録されています。登録されると、G Iマークというラベルを張ることができます、差別化が図られます。生産高も上がって、恐らく需要にも応じ切れないという新聞記事もありましたし、私はそうなることも可能かなというふうに思っているわけですが、田上の越の梅、これは東日本の梅の代表的産地としてここで脚光を浴びるのもいいのではないかと考えております。私は、このG Iに期待するのは、生産者の意識改革と、それから話を聞くと、後継者

不足に悩んでおります。これの後継者不足の歯止めにつながらないかというふうに考えたいのです。町長の見解をお願いします。

それから、最後になりますけれども、本田上工業団地にP L A N T社が進出する予定となっています。この中で、田上町のまちづくりに貢献可能事項というのがあります。P L A N T社はこの中で、商品の仕入れについては地元の生産者や卸売業者からの仕入れを考慮と、非常に前向きになっていただいているというふうに思います。これに関して町長は、現時点でP L A N T社に対してどのようなイメージ、考え方でアプローチしようとしているのか、考え方を伺いたいと思います。

長くなりましたが、以上で第1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長（佐藤邦義君） 皆川議員のご質問にお答えいたします。

最初に、小規模企業振興基本条例の制定についてのご質問であります。議員ご指摘のように平成26年6月に国のほうではこの基本法を制定いたしまして、新潟県は同年の12月に、実は新潟県小規模企業の振興に関する基本条例というのを制定しております。そういったことで、実は27年の1月だったと思いますが、田上町の商工会長が来て、こういうのができたと、こういう条例ができたようなので町のほうでも考えてほしいというようなことで、余り詳しい話はされないで、そういうのができたよという、こういう話をした記憶がありますが、その後再三にわたって産業振興課のほうにはこういうのも県内でも制定してきたと、それで29年3月には新たに5市町村が、加えて今ほど皆川議員お話しになったように、30分の17、いわゆる17市町村がこの法律を制定しているということだそうであります。

いずれにいたしましても、商工業者を支援するのは町の義務でもありますので、特に小企業については町も今後は支援をしていく方向で、今までどおり資金の融資とか、そういうものについては積極的にやってきたことでもありますので、引き続きそこも含めて支援してまいりたいと、こう思っております。

それで、ご質問の田上町の企業の実態についてであります。これは平成24年度の経済センサスをもとにして集計したものであります。企業数が426、小規模事業者数351ということになっています。これも先ほど皆川議員がお話しになったように、製造業は20名以下、それからサービス業とか、そういった小売業は5名以下の、それが小規模の企業ということになっております。ただ、この中小企業数の算定が、実際には資本金の額が必要となってきたので、経済センサスの集計には示されておらず、町では正式な数を算出ができないということで、経済センサスに頼って

いるということでございます。

それから次に、田上町として基本条例を制定すべきではとのことですが、これは当然今ほど申し上げましたように、できるだけ早く制定をしていきたいと思っておりますが、それにはまずは人口減少あるいは高齢化とか、他地域との競争の激化、あるいはとりわけ田上町におきましては、平成32年には町の取り巻く状況が大きく変わってくるということが想定されております。それらのことに対しましても、小規模事業者の方が大きな関心と、実は不安を抱いていると思います。町としてもさまざまな問題を抱える小規模事業者に対しましては、事業の成長あるいは発展のみならず、持続的継続を図りつつ、小規模事業者の振興を通じて地域経済の活性化、ひいては町民生活の向上につながればと考えておるところでありまして、その考えを示すものが、振興基本条例となると思いますが、既存の制度資金等の活用、あるいは関係機関と連携を密にいたしまして、小規模事業者の支援を図ると同時に、振興基本条例の制定に前向きに検討してまいりたいと考えておるところであります。

次に、農商工連携の促進についてのご質問であります。平成32年ごろは新潟市方面へのバイパスが開通、それから道の駅の竣工、本田上工業団地への新たな企業の進出など、田上町が大きく変わる時期であります。こうした中で農商工連携協議会においては、商工会を中心といたしまして各生産農家、それから団体と連携いたしまして、各種商品の開発に取り組んでおりますが、農商工連携という点では、これまで以上に取り組みが必要かと感じております。やはりこの間も申し上げましたように、本来中心になっていくのは農家、生産者でありまして、やはり生産者の方ともう少しそういった視点で生産をお願い、まずはできないかというようなことは今後詰めていかなければいけない問題点であります。

そのような活動の中で、加工施設の製造構想についてでございますが、これは特産品の製品を製造する場所が今まではなかった、私もこれは必要だと。全県的な成功例を見ますと、やはり生産者が中心になって加工施設、あるいは商工業者も協力してということのようではありますが、やはりそういう形の体制ができていかならないとなかなか難しいというようなことで、現在は町外の業者への業務委託の形をとってきました。町としても、今後は具体的な商品や、それにかかわる団体、人が見えてきた段階で、必要に応じて加工施設等を含めた支援等を行っていきたいと考えておるところであります。

次に、G Iという言葉でございますが、地理的表示保護制度ということでございますが、この制度は各地域から申請を行いまして、農林水産省が基準を満たした農

産物などを登録しまして、他産地との差別化を図ったり、いわゆる地域ブランドとして地域の品質管理の基準に適合した生産者が、その名称を使用することができるというものでございます。この登録に関しては、全国的に27都道府県で39品目が登録されておりますが、田上町においても今後農業関係者と連携いたしまして、農業振興を図る中で、議員の言われる越の梅をはじめとした田上の農産物がこの制度になじむかについて研究してまいりたい。このなじむかというのは、実はこれを認証されるのに一番大きなハードルは、どれだけの面積で、どれだけの人たちが耕作しているかということでございます。そういう意味では、残念ながら越の梅はその域に達していないということで、まずそれが今後の、後継者の問題もありますが、そのことをやっぱりクリアしなければいけないというようなことでございますので、生産者と協力して、この越の梅をブランド化をしていきたいと、こう思っております。これは担当者あるいは農業者に聞くと、越の梅というのはどこまで大体知れ渡っているのだという、残念ながら県内だけだそうです。というのは、県内だけで消費ができるということがあって、県外まで行っていないというような話もありますので、そういったことも含めて、今後やっぱり生産の面積も広げ、後継者を育成するというのが大きな問題だということで、今この制度になじむかについて研究ということをお願いしましたが、そういうことでございますので、ご理解願いたいと思っております。

最後に、株式会社P L A N Tが進出に当たっての提案事項にある、田上町のまちづくりの貢献可能事項として、商品の仕入れでは地元業者を考慮すると、こういうことの内容についてであります。商工会から町を通して出されているP L A N Tに対しての要望事項にもありますが、具体的な内容は、これから町とP L A N Tでの協議を進めてまいりたいと思っております。

なお、今後P L A N Tが建設する店舗等の工事関係については、地元業者に発注していただけるよう町として働きかけをしておりますので、P L A N Tもその意向だというようなお答えはいただいているところであります。

以上であります。

4番（皆川忠志君） 第1回目の質問ということで、答弁ありがとうございました。

小規模企業に対する心配といいますか、これは私も、恐らく町長も同じ思いではないかなというふうには考えておりますけれども、先ほど言ったいろんな金に関する支援です。これについては、恐らく私のほうも数字は見ておりますけれども、まだ利用が少ないという状況だというふうに思います。したがって、早急に、先ほど

条例を制定していきたいというお話しありましたけれども、早急にやはり基本的なもの、条例はこれはまず作ると、骨格を作ると。その上で企業に対する支援とか、こういうのは恐らくそこから出てくるのだろうなというふうに思っておりますので、ぜひ早急にです、作っていただきたいなというふうに思います。と申しますのは、先ほども申し上げましたけれども、道の駅、それからPLANT社の進出、これは大きな脅威なのですけれども、私は共存しなければならないなというふうには思っています。私はこれに加えて、もう一つ危惧しているのは、国道403号線のバイパスです。同じころに全線開通というふうになります。これに伴って、私はいわゆるストロー現象を非常に心配しています。世の中にはストロー現象、バイパスを作った便利になったねという反面、車の流れ、人の流れが変わって、町が大きく変わった例は幾つもあります。したがって、こういうことを今のうちから、もうこれは今までも何回も議論させていただいたとは思いますが、やはり今のうちからこのストロー現象に対する予防といいますか、措置といいますか、対策、これは必要ではないかなというふうに思っています。

それから、少子化がなかなか田上でも止まらない状況なのですけれども、今後は少子化で町の小規模企業の後継者不足、恐らく黒字でも会社を店じまいしなければいけないという状況も出てくるのではないかと私は非常に危惧しています。私も個人的には中小企業の家で育っておりますので、よくその辺の状況はわかります。先日共同通信社が行った調査結果を新聞で見ました。人手不足、大企業は人手不足を感じていません。だけれども、中小企業はやはり人手不足を感じているわけです。しかも、県内の有効求人倍率が先日発表されて、正社員が1名以上になっています。このように少子化の対策は、また別に考えることになろうかと思いますが、今日はぜひ早目に条例をつくっていただいて、町の責務、それから小規模企業者の責務、これを明確にさせていただいて、人材の確保・育成に取り組んでいただきたいということをお願いしたいというふうに思います。先ほど町長は、小規模企業は大事だということをお願いいただいたので、これのスタンスを明確にするためにも、ぜひ早目の対応をお願いしたいなというふうに思っています。

次に、農商工連携の関係ですけれども、きのうの議論もそうなのですけれども、非常に農商工連携の厳しいというのはよくわかります。私も群馬の、キャベツを使ったキムチで農商工連携うまくいっているというのが出ていたので見に行こうと思ったら、もう今は1社しかやっていませんという状況だったのです。かように難しいとは思いますが、さりとてここでやめるかという話にはなりません。や

はり前に進めていただきたい。

町長、1回目の答弁いただいたのですが、補助金の関係については支持するとはいっても、増やすということはございませんでした。ここについてもう一回見解をお聞きしたいなど。町の補助金交付規則ございますね、この中では3分の2の範囲内というふうになっています。現在は先ほど言いましたように、町が50、商工会が50になっています、2分の1です。3分の2までは交付規則に書いてあるからといってそこまでやる必要ないと思うのですが、そういうことで言っているのではなくて、農商工連携を進めると、前に進めるという観点からは、以前は100万円ぐらいあったのです、これをやはり私も地域協議会でお話ししましたがけれども、予算が頭打ちになっていると、構成員はやる気がなくなってくるのではないかなというふうに思います。町はもう少し本腰を入れているということの意思表示をしたらどうかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいなど、もう一回答弁をお願ひしたいなというふうに思います。

次に、商品がたくさん出ています。先ほど言いましたように、これは小さいのですけれども、梅サイダーからルレクチェのドレッシングまで、私はもう8年もたちまして、一つの考え方なのですけれども、そろそろ商品を絞り込んだらどうかなというふうに思います。いろいろ開発の意欲はあるにしても、いつまでもそういうわけにはいかないのです、そろそろ先ほど町長言われたように、製造過程のことも考えて、そろそろ商品を絞り込んでいいのではないかなというふうに思います。特に道の駅の開設が近づいています。町の特産品として出すと、提供するというのであれば、なおさらもうそろそろ商品の絞り込みが重要ではないかなというふうに思っております。これはできるかどうか、これは町のスタンスでもあるのですけれども、商品を私が今絞り込んだほうがいいのかというのは、これは今答えられるかわかりませんが、P L A N T社が進出してきます。P L A N T社は、全国で24店舗を展開しています。したがって、私は農商工で開発、作ったものを田上のP L A N T社に納品していただきたい。その納品だけではなくて、全国のP L A N T社に、販売ルートに乗せていただけないかということでございます。

これは私の要望なのですけれども、これからP L A N T社といろいろ事前交渉やっているとありますが、その辺の考え方どうなのでしょうかとということをお聞きしたい。民間企業ですので、民間論理になるかと思うのですが、ただP L A N T社のホームページ見ますと、長野のリンゴは全店舗、こういうふうには売っていますと、この店舗に売っていますよというような、そういうホームページになっています。

したがって、私はできないことではないかなというふうに思いますけれども、そうすると非常に出口、需要ができれば私は生産者の方も恐らく張り合いが出てくる。需要と供給、どっちが先かという、私は情情的には需要です。幾らいっぱい作っても売れるところがなければだめだと。ですから、私は需要をまず作るということが大事ではないかなというふうに思います。ぜひこういう考え方があるのだということで、見解をいただきたいというふうに思います。

それから、G I ですけども、非常に私もハードルは高い部分あるなというふうには思っていますけれども、今のままで果たしていいのかどうか。新潟県で全部消化されるとは言いつつも、後継者もいないと、少なくなっているというのは私も聞いています。したがって、これをこのまま放置すべきなのかどうか、ハードルがこうならば乗り越えることができるのかどうか、努力をしていただきたいなというふうに思っています。この中には夕張メロンとか市田柿とか但馬牛とかいろいろあります、39あります。ただ、紀州の梅はまだ入っていないでしょう、東日本の梅としての私はブランドはあるかなというふうに思っておりますので、そのところをぜひ見解をお願いしたいなど。

2 回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） 4 点ほどの質問ございましたので、お答えをいたします。

最初の、いわゆる小規模振興法の制定については、この法律に基づいて、他市町村のを読みますと、これに基づいて支援するというようになっておりますので、早急に制定をして、それにのっとって支援していきたいと、こう思っております。

それから、403号のストロー現象でございますが、これは403号の進行、いわゆる工事が進んでいる中で、これは以前から言われてきていることでございまして、ぜひそういう現象にならないようにということで、幸いにして道の駅が誘致できたということと、P L A N T が進出して来ることになっておるようでありますので、というのはまだ正式に契約しておりません、進出てくるのですが、そのことによってそれは多少は食い止めることができるだろうとは思っております。

むしろ403号にある今の商店の人たちは、これも前から商工会とも話して、何とか既存の商店街の方からぜひこのにぎわいのまちづくりに参加してほしいという要望をしております。それは、商工会のほうも後継者の問題もあって、なかなかにぎわいづくりの組合員もいろんな意見が盛んに出ているようではありますが、そういう形で既存の商店の皆さんには参加をして、ストロー現象が仮になっても、そうならないように、現道の403は多分その影響を受けると思いますが、ぜひ道の駅あるいは本

田上の工業団地のところに、そういう売り場ができるように交渉していきたいなど、こう思っております。

後継者の問題は、これは今農業だけの問題ではありませんで、どの分野にもなっていることですので、どういうふうにやっていくか、正直言って本当にその手がないということで、これは先般国の会議に出たときも、国のほうも全くその方策が、全くとは言いませんが、余り方策がなくて、細かいのは地方でやってほしいと、こういうような今の総理大臣の方針のようでしたけれども、いずれ課題を与えられた地方は、その後継者を何とか求めていかなければいけないということで、大変な課題だとは思っております。

それから、農商工連携については、具体的に補助金どうするかということでございますが、これは当初は県の商工会だかちょっとわかりませんでしたけれども、どこからか補助金あって100万円になっていました。ところが、それが打ち切られたようございまして、今町と商工会で出している範囲でということになっておりますが、私がこの補助金については再三申し上げますように、やっぱり加工工場ができるときは、やはり田上町としてはそれなりの補助をしなければいけないだろうなと思っておりますので、ぜひ努力していきたいと思っておりますが、残念ながら商品がある一定のロットがないと作れないということがあって、それで価格が高くなっているということで、これは商工会長も盛んに言っているのですが、2,000ぐらいのロットで今お願いしているそうですが、その倍の4,000数量にするにはそれなりの経費もかかると、その商品の、いわゆる販売も見通しをつけないと、やっぱり一気に引き上げることは難しいというようなことを言っておりましたけれども、ちょっと商品の開発と、それはなかなか難しい問題ではありますが、今後当然努力しなければいけないと、こう思っております。

それから、この商品の開発とP L A N Tへの納品については、直接交渉に今当たっております、副町長のほうで後で詳しく説明をしてもらいます。

それから、G Iについては、先ほど申し上げましたように、南高梅がG Iに認証されていないことではありますが、私もうっかりしますと、スーパーで買い物に行くのは私の役目でございますので、どうしても南高梅買ってしまうのですね、価格が非常に安いのと、いろんな加工品が出ておまして、お菓子のように食べられる梅があったりというようなことで、それを田上の越の梅でできないかなというふうにも考えたことはありますが、いずれにいたしましても先ほど申し上げましたように、G Iは第1ハードルの面積と生産者の数、量でございますので、これはこ

れから生産者と話を重ねていきたいと、こう思っております。

以上であります。

副町長（小日向 至君） それでは、私のほうからP L A N Tとの関係、少し補足しますが、きのう池井議員からも似たような質問があって、10項目にわたって地元の商工会から町を通してP L A N Tに対する要望があるというお話をしました。今協議中ということではありますが、今日回答書を商工会のほうにお出ししますので、内容について少し触れさせていただきますが、特に10項目のうち、今皆川議員が関係する部分を中心にお話し申し上げますと、まず基本的には10項目の要望に対して、ほぼ満足できる回答かなと。ただし、残念ながら当初P L A N Tが予定していた面積の半分ぐらいの大きさしかテナント、店ができなかったと。それは、例の隣近所の首長の了解いただけなかったという、あの部分に該当するわけですが、したがって町が要望するようなほどの部分での回答ができなかった部分が一部ありますが、まずは商工会の要望の中での幾つかを紹介申し上げますけれども、要はP L A N T進出に当たって、そこで使用する消耗品も含めまして、地元業者からの購入をお願いしたいという部分については、趣旨は十分理解いたしましたという内容でありますし、現場で店舗等建設する部分につきましても、地元企業を含めて入札でやっているのです、その入札の中で対応していただければ、地元建設業者にもお願いする機会が十分にあるのだと。特定の業者を初めから設定していないのだそうでありますので、そういう意味では入札に参加していただいて頑張っていたいただきたいという話であります。それと、地元の商工会にも加入いたしますということでもあります。今後も、開業後も地元等の意見、要望については十分に意見交換しながら、まちづくりに貢献したいという回答であります。したがって、今の部分がそこに該当するのかと。

ただ、商工会の質問とは別にして、町のほうから独自で質問した項目が1個ありまして、例えば地元の農産物を直接農家の方がP L A N Tの出店場所に置かせていただくための面積が取れるかという話につきましても、先ほどお話ししましたように、当初予定したよりも規模が小さくなったので、例えば見附のP L A N T 5の約半分でございますので、なかなかそういう状況に今はならないと。ただし、地元の商品については、バイヤーを通して購入させていただくということですので、やはりある程度の一定の量を、年間安定した形で需要がないと取引にならないのかなというふうに感じております。

いずれにしても、この回答をこれから商工会のほうにお話し申し上げまして、

細かい部分については詰めていきますので、これらの整理がついたら、きのうもお話ししましたように、全員協議会等開いて議会のほうにまた報告していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

4番（皆川忠志君） 最後の3回目になります。

小規模企業基本法については、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

農商工連携の関係で、今ほど副町長からも補足説明ございましたけれども、今の話を聞いていると、農産物の流れも若干変わってくるのかなという感じもしますし、P L A N T社の地元の商店のスペースといいますか、これは金が高いよという話も仄聞していたので、なかなか難しいなというふうに思いますが、今日は農商工連携の議論しますので、私が聞いたところを限定して質問させてもらおうと、そういう地元の卸売あるいは小売から納品してもらうのに、組合とかそういうのはイメージされているのですか、それがまず1点と、それから先ほど言いましたように、私は農商工を発展させたいというところなので、農商工連携のその商品がルートに乗つけられるような段取りというか、調整といいますか、これは今まで調整されていた中で、どういうふうな感触なのか伺いたい、最後に伺いたいなというふうに思います。

それから、もう一点は、町長ほかのところ、いろんなことで前向きなのですけれども、金の問題になるとなかなか補助金の、増額しますとなかなか言っていただけないので、実際にどうでしょうか、もう少しこの農商工の商品開発がもう期限が来ているというふうに私は考えざるを得ないと思うのです。何かの機会というか、ないとなかなか難しいなというふうに思っています。したがって、ここは増やす方向性を、これ出していただかないとなかなか、やっぱり金です、変な話。補助金というか、それが無いとなかなか前に進まないという部分はあるのではないかなというふうに、本当にそう思っていますので、申しわけないですけども、3回目の質問になりますけれども、ぜひ答弁をお願いしたいというふうに思います。

以上で終わります。

町長（佐藤邦義君） では、3回目のご質問にお答えしますが、最初のは多分農商工連携で生産したもののP L A N Tへの納入のことかなと思っておりますので、後で副町長から説明を。

それから、商品開発に含めて、補助金ということではありますが、補助金につきましても先ほど申し上げましたように、やはり何かないと補助金を出すということはなかなか難しいので、先ほど申し上げましたように、農産物のいわゆる加工工場で、本当に加工工場がきちっとしていないと農産物はなかなかはけないというようなこ

とがあります。そういったことで、私は当初からそのときには町としても最大限協力したいなと思っております。この補助金につきましては、ずっとご承知のように、皆川議員も参加されたことがありますのでわかるように、実はまだこの会長は商工会長でございまして、直接私に補助金増やしてくれという話は残念ながら1回もない。そういうことで、実は今のままで、先ほど言ったロットの問題があつて、新たな商品開発あるいは量の問題があつてだろうと思いますが、これから本当にやっぱり農商工連携で、まずは農家の方が本当に裕福になっていくというか、農産物を有効利用してもらうことが必要でございまして、その辺あたり今度もう少し視点を変えて、本格的に農商工連携に農家の若い人たちに入ってもらい、本当は入っているのですけれども、若い人たちが必ずしも入っていないというようなこともございまして、その辺あたりをこれからしっかりと反省をして、農商工連携を何とか成功させていきたいなと思っております。そういったことで、よろしくご理解願いたいなと思っております。

以上です。

副町長（小日向 至君） まず、PLANTの基本的な考え方は、その地域で求められる商品を扱うというのが基本なのだそうです。要は狭い、残念ながらさっきもお話ししましたように、予定よりも狭い店舗になりましたので、売れる物を中心に置くというのを基本にしているようであります。したがって、今お話ししましたように、農商工連携で作られた品物で好評なものであれば、当然取り扱ってくださるはずだとは思っております。ただ、お話ししましたように、限られた面積の中ということですので、余り売れない物を長くそこに置くというような考え方は持っていないようであります。ただ一つだけ、これもさっきお話ししませんでした、商工会のほうから地元の業者がテナントを出したいというときにどうなるかという部分については、10坪程度のスペースであれば、残念ながら1店舗分にしかないかもしれませんが、それならば何とか確保できるということですので、そこであれば今言った部分は町の裁量なり、出店する方の考え方でどんな商品でも置けるのだろうと。ただし、先ほど皆川議員お話しされましたように、多分テナント料高いのだろうというお話しされましたが、回答では月10万円という回答をいただいております。

もう一点、追加ですでお話し申し上げますが、では店以外に、駐車場のあたりに仮設テント等を出店して出したい、それについてどうだという部分については了解しましたと。ただし、たしか1日当たりの使用料は5,000円いただきたいという、

そういう言い方ですので、創意工夫によっては十分一緒になって共存共栄ができるのかなというふうに考えておりますが、いずれにしろ第1回の今交渉ですので、これからまた細かい部分が出てきた時点で、お互いに詰めながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（熊倉正治君） 皆川議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時14分 散会

別紙

平成29年 第5回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第2号 平成29年9月8日（金） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	
		散会	

第 3 号

(9 月 21 日)

平成29年田上町議会
第5回定例会会議録
(第3号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 議 平成29年9月21日 午後2時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 高取正人君 | 8番 | 熊倉正治君 |
| 2番 | 笹川修一君 | 9番 | 川崎昭夫君 |
| 3番 | 小嶋謙一君 | 10番 | 松原良彦君 |
| 4番 | 皆川忠志君 | 11番 | 池井豊君 |
| 5番 | 今井幸代君 | 12番 | 関根一義君 |
| 6番 | 椿一春君 | 14番 | 小池真一郎君 |
| 7番 | 浅野一志君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|--------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
| 副町長 | 小日向 至 | 保健福祉課長 | 吉澤 宏 |
| 教育長 | 丸山 敬 | 会計管理者 | 佐藤 正 |
| 総務課長 | 吉澤深雪 | 教育委員会
事務局長 | 福井 明 |
| 地域整備課長 | 土田 覚 | 代表監査委員 | 大島 甚一郎 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 小林 亨 |
| 書記 | 渡辺 真夜子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午後2時00分 開 議

議長（熊倉正治君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 承認第6号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第3号））の報告について

日程第2 承認第7号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第4号））の報告について

議長（熊倉正治君） 日程第1、承認第6号及び日程第2、承認第7号の2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 皆川忠志君登壇）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 総務産経常任委員長の皆川です。総務産経常任委員会に付託されました承認第6号及び第7号について審査結果を報告いたします。

まず、概略を報告いたします。承認第6号は、専決処分（平成29年度一般会計補正予算（第3号））でございますけれども、歳入歳出とも2,271万6,000円を追加し、それぞれ総額を48億8,095万4,000円とするものであります。

歳入は、繰越金のみでございます。

歳出は、7月18日に発生しました大雨に伴う災害関連経費であります。

消防費では、職員の水防管理体制に伴う時間外手当60万円。

それから、新たに災害復旧費として13款を新設しまして、この中で公共土木施設

の災害復旧費として道路14カ所、河川10カ所、応急作業8カ所の計32カ所の応急復旧費として1,126万7,000円。

そして、河川災害復旧費、これはにすけ会館前の樋管不良の工事ですが、782万円の災害復旧事業であります。

また、農林水産業施設災害復旧費では、これは護摩堂林道あるいは梅団地道路など6カ所の工事で220万3,000円。加えまして、護摩堂登山道の応急復旧工事で82万6,000円という経費でございます。

次に、承認第7号でございます。こちら専決処分（平成29年度一般会計補正予算（第4号））でございますけれども、歳入歳出ともにそれぞれ738万3,000円を追加し、それぞれ総額を48億8,833万7,000円とするものであります。

歳入は、6号と同じように繰越金のみでございます。

歳出につきましては、7月24日に発生しました大雨に伴う災害関連経費でございます。

消防費ですが、先ほど申し上げましたように職員の水防管理体制に伴う時間外手当、同様に40万円。

災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費で道路4カ所、河川7カ所、応急復旧3カ所の計14カ所の応急復旧費として443万9,000円。

農林水産業施設災害復旧費として、これは60万円ですけれども、法面崩壊の今滝・冬鳥越林道の伐木あるいはシートがけなどの費用でございます。

質疑では、歳入は繰越金のみであるが、国、県からの補助、財源はないのかというような質問ございました。今回は、応急復旧であり、補助対象は難しいとの説明がございました。

なお、にすけ会館前の、これは狐沢川です、一部を県から負担していただくというような説明がございました。

以上の承認第6号、7号ともに原案承認であります。

以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。皆川委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、私のほうから社会文教常任委員会付託案件審査の報告をいたします。

これは、承認第7号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第4号））の報告について中、第1表、歳出のうち、10款教育費でございます。内容は、田上中学校の合併浄化槽の故障修理をしたもので、浄化槽内の破砕機が壊れて取りかえたということでございます。194万4,000円を使用しております。審査の結果は、原案承認でございます。

質問が出ましたので、1つお話しいたします。田上中学校は、築37年を経過し、雨漏り修理などたびたびこういう工事が出ますが、老朽化診断、老朽劣化診断などしてもらってはどうかというお話が出ました。これについて執行側のほうより、コンクリート劣化などを含めて文科省より長寿命の策定を平成32年くらいまでに計画を策定しなさいとのお話があり、そこに含めて検討していきたいとの答弁がございました。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

承認第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、承認第6号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員

長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、承認第7号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第3 議案第40号 平成29年度田上町一般会計補正予算(第5号)議定について

日程第4 議案第41号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について

日程第5 議案第42号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について

議長(熊倉正治君) 日程第3、議案第40号から日程第5、議案第42号までの3案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 皆川忠志君登壇)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) それでは、総務産経常任委員長の皆川です。総務産経常任委員会に付託されました議案第40号及び41号の2案件について審査結果をご報告いたします。

まず、概要を報告します。議案第40号 平成29年度一般会計補正予算(第5号)ですが、歳入歳出ともに4,814万3,000円を追加し、それぞれ総額を49億3,648万円とするものであります。

歳入は、国庫支出金のマイナンバーカードのシステム整備補助金及びコミュニティスクール導入に伴う関係で104万2,000円。財産収入では、これは旧曾根交流センターの跡地の売却益でございますけれども、これで69万円。繰入金は、これは28年度の実績となりますけれども、介護保険の実績ということで繰入金で1,693万円。繰越金が1,093万4,000円であります。

また、単独災害復旧事業債であります地方債補正で、町債を1,850万円を補正するものであります。この地方債は、道路、林道などの復旧債となり得るものをピックアップしたもので、47.5%の交付税算入があるという説明がございました。

一方歳出は、総務費で委託料として特定個人情報に関する安全管理措置、これはマイナンバー等の番号法に基づくものですが、対応支援業務に183万6,000円。これは、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインが求めています安全管理措置に関し、対応状況を点検し、取り扱い規定等の作成支援を行い、特定個人情報の適正な取り扱いを実現することを目的としたものであります。具体的業務としては、特定個人情報の取り扱いに関する基本方針、取り扱い規定等の作成支援業務、職員研修などであります。同じく委託料として、情報セキュリティポリシー改訂支援業務委託料として216万円。これは、先ほど説明しました特定個人情報の安全管理措置と整合を図りつつ、国のガイドラインに沿った文書、マニュアル等の整備と職員の理解浸透を図るものであります。具体的には、情報セキュリティポリシー改訂支援業務、それから職員の研修などであります。

また、交通安全対策関係で、竹の友幼稚園から国道403号線に出るところ、丁字路がございますが、今後信号機の設置をしていくための条件整備であります町道部分の横断歩道設置工事として109万1,000円を計上してあります。

また、土木費は、下水道事業特別会計への繰出金として412万9,000円。災害復旧費として羽生田川の護岸破損などの復旧事業費として772万2,000円。大原・今滝線ののり面崩壊への復旧工事費として222万6,000円。土場林道の法面崩壊などの災害復旧として129万6,000円というふうになっております。

また、消防費は40万円ですが、これは今後の台風や大雨等に備えるための時間外手当というふうになっているという説明でございました。

質疑の中を少しご紹介しますと、旧曽根交流センターの売却に関して、今までなかなか売却できなかったけれども、今回は4区画に分けて入札を行ったということと、町外からの転入者に今まで限定していたのですが、今回は町外の方と町内の方でも町内のアパートに住んでおり、町内に定住する意思があればという条件で広げたとの説明がございました。しかし、今回は1件ですが、落札は加茂市の方が落札したという説明がございました。今年度ももう一回同じ形で行いたいというような説明がございました。

それから、総務費の委託業務に関連して安全措置を先ほど申し上げましたが、成果品の情報公開についての質問がございました。特定個人情報の安全管理措置では、ホームページ上で基本方針、取り扱い規定等が公開する予定であるが、情報セキュリティポリシーの改訂支援業務については、基本方針とともに対策基準なども含んでおり問題があることから、これはホームページ上には公開しないというような説

明がございました。

なお、職員研修ですけれども、安全管理措置のほうは保健福祉課、町民課などのマイナンバーを扱う課の方が対象。それから、セキュリティポリシーのほうは全員が対象であるという説明がございました。

また、交通安全対策の関係で、今後のスケジュールとすると信号機の設置の判断は警察と公安委員会がやりますというふうになっているわけですが、ここに横断歩道を設置して、最低限の事前の環境整備を行うと。その後に警察等に要望していくというような説明がございました。

次に、議案第41号、29年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますけれども、歳入歳出とも1,300万4,000円を追加し、それぞれ総額を3億9,471万6,000円とするものであります。

歳入は、先ほど申し上げました一般会計からの繰入金で412万9,000円、繰越金で887万5,000円でございます。繰入金は、今回の歳出、1,300万4,000円に対して繰越金の887万5,000円では不足するところから、一般会計から繰り出したものであります。歳出では、公共下水道事業計画変更、これは汚水の計画ですが、この業務委託料で1,282万円でございます。これは、公共下水道の、ちょっと長くなるかわかりませんが、公共下水道事業が平成11年に都市計画法に基づき認定され、下水道事業認可を受け着手したわけですが、平成13年に水害対策あるいは財政悪化により事業停止をしたという説明がございました。この前段で平成10年に中央公共下水道事業の拠点となる新たな処理施設を建設するため、農振除外指定を行ったとのことです。関係者は12名、面積は1万7,633平米でございます。一旦事業停止したものを平成25年に汚水の全体計画の見直しを行い、雨水事業に引き続き汚水事業を行うこととしたとの説明がございました。平成27年には人口減少に伴う水洗化人口減あるいは節水志向などから、新たな処理施設の建設は行わず、現在使用開始している田上処理区、これは特定環境保全公共下水道でございますけれども、ここへ接続することになった変更に伴う業務委託料であります。ちょっと説明が長くなって申し訳ありません。

質疑では、公共下水道事業計画変更の策定完了について、年度末には終了したいという説明がございました。また、農振を戻すための手順としては、都市計画認可及び下水道事業計画の変更後に農振除外指定を戻すことになるというような説明がございました。

少し長くなりましたが、以上の2案件とも審査の結果は原案可決でございます。

以上で説明を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。皆川委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、私のほうから社会文教常任委員会の付託案件審査の報告をいたします。

議案第40号 平成29年度田上町一般会計補正予算（第5号）の議定について中、第1表、歳出のうち3款民生費、4款衛生費、10款教育費であります。

主な内容をお話いたします。3款民生費では、各種事業の確定に伴う返還金が主なものでした。中店のふれあいの家では、調理室の床や壁紙の修理費用で、衛生費では保健センターのすこやかルームの空調機器の温度センサー修理などが主なものでございます。この部屋は、各種会議や乳幼児健診または避難所になることもありますので、大至急修理したいとのことでございました。

教育費の時間外手当の内訳では、児童虐待家庭との対応や打ち合わせなどに係るもので、2人1組で4人分ということでございます。虐待の中身としては、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待があります。町の状況としては、相談が少しずつ増えているというお話がございました。

議案第40号は原案可決です。

次に、議案第42号 平成29年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出それぞれ2,620万6,000円を追加し、総額13億7,820万6,000円とするものがございます。

内訳としては、平成28年度事業費確定に伴う返還であり、国、県に償還金の返還やコミュニティデイホームふれあいの家、くつろぎの家の委託料返還が主なものでございます。

議案第42号は、審査の結果は原案可決でございます。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第40号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第42号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第43号 同年度田上町一般会計補正予算(第6号)議定について

議長(熊倉正治君) 日程第6、議案第43号を議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長 (佐藤邦義君) ただいま上程になりました議案第43号 平成29年度田上町一般会計補正予算 (第6号) の議定につきましては、歳入歳出それぞれ563万7,000円を追加するものであります。

その内容といたしましては、石綿障害予防規則の改正に伴い、各学校施設等を調査した結果、田上小学校食堂棟の煙突内にアスベスト含有断熱材の使用を確認しました。また、田上中学校の屋内消火栓設備にも漏水等の不具合を確認をしました。これらいずれも早急に児童・生徒の安全対策を講じる必要があるため、関連経費の追加をお願いするものであります。あわせて教育施設等整備事業債の借り入れに当たりまして、第2表、地方債補正において起債の追加をお願いするものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

議長 (熊倉正治君) 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、議長からお願い申し上げます。ただいま各常任委員会に付託いたしました案件につきましては、これからの休憩中に委員会を開いて審査をお願いいたします。

委員会の開催場所は、総務産経常任委員会は第1委員会室、社会文教常任委員会は大会議室にて同時開催でお願いいたします。

それでは、しばらく休憩いたします。なお、本会議の再開時間は、追って連絡をいたします。

午後2時27分 休 憩

午後3時15分 再 開

議長 (熊倉正治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長（熊倉正治君） 先ほど各常任委員会に付託いたしました案件につきましては、お手元に配付のとおり審査報告書が各委員長から提出されました。

お諮りいたします。ただいま提出されております各委員長からの審査報告書の案件につきましては、日程に追加し、追加日程として直ちに審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの案件につきましては日程に追加し、追加日程として直ちに審議することに決しました。

追加日程第1 議案第43号 同年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について

議長（熊倉正治君） 追加日程第1、議案第43号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 皆川忠志君登壇）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 総務産経常任委員長の皆川です。総務産経常任委員会に付託されました議案第43号について審査結果を報告いたします。

まず、概略を報告します。議案第43号は、平成29年度一般会計補正予算（第6号）でございますけれども、歳入歳出とも563万7,000円を追加し、それぞれ総額を49億4,211万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰越金443万7,000円。それから、教育施設等整備事業ということで地方債の補正120万円でございます。この120万円につきましては、石綿対策事業債ということで40%の交付税算入があるということの説明がございました。

質疑につきましては、特にございませんでした。

審査の結果は、原案可決であります。

以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。皆川委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 松原良彦君登壇)

社会文教常任委員長(松原良彦君) それでは、私のほうから社会文教常任委員会の審査報告をいたします。

追加議案といいたしましょうか、議案は43号でございます。これは、田上小学校ランチルームにあるFF暖房用の排気用煙突からアスベストを検出したことから、検査機関に調査をお願いしましたところ、これはこの断熱材は石綿含有率が70%から80%の非常に高い数値を示す大変危ないというものでございました。内容は、排気用の煙突を除去するか、それとも封じ込めるか、その2案に分かれておりまして、封じ込めに決まりました。これは、金額の問題もございまして、除去する場合は約1,300万円ぐらいかかると。封じ込めの場合は43万8,000円くらいで終わるといような業者さんのお話でございます。また、この関係で今の暖房を使わないと灯油ストーブ10台を買って、それに充てるということでございます。封じ込めの方法は、発泡ウレタンで閉じ込めて、その上にステンレス板で囲うというものでございます。

次に、田上中学校の屋内消火栓の配管が老朽化で3カ所から漏水があるとの報告の件でございますが、早急に直すことに決まりましたというお話に決着いたしました。その工事方法は、新しい配管122メートルを校舎に沿って新設するというところでございます。質問の中に、これはどんなことから発見されたかということ、最初は業者さんから水圧が上がらないというようにお話がありまして、消防署からの検査で新たにまた別のところも出たということで管路の老朽化ということでございます。

議案第43号は、審査の結果は原案可決でございます。

以上、報告を終わります。

議長(熊倉正治君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

議案第43号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第43号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第 7 認定第 1 号 平成 2 8 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 8 認定第 2 号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9 認定第 3 号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 0 認定第 4 号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 1 認定第 5 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 2 認定第 6 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 3 認定第 7 号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 4 認定第 8 号 同年度田上町水道事業会計決算認定について

議長(熊倉正治君) 日程第 7、認定第 1 号から日程第 14、認定第 8 号までの 8 案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査をいただいたものがあります。

審査の結果について決算審査特別委員長の報告を求めます。

(決算審査特別委員長 浅野一志君登壇)

決算審査特別委員長(浅野一志君) こんにちは、浅野です。ただいまから決算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託されました案件は、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 案件でした。審査の結果は、8 案件とも全会一致で原案のとおり認定でした。審査は、9 月 14 日、15 日、そして 19 日までの 3 日間でありました。質問数は、全部で 179 件であり、

町長への総括質疑は4人の方からあり、5件でした。なお、全委員会での審査でありましたので、詳細については省略させていただきます。

1件目の総括質疑は、歳入が安定している中、積極的な財政運営ができるかを問うとのことでした。これに対する町長の答弁は、決算においては当初の見込みよりも余裕が生じた。しかし、これからも多くの事業を抱えていることもあり、さらに学校教育環境の改善なども行わなければならない、町の総合計画、まちづくり財政計画に基づいて、議会と力を合わせて事業の実施を支えていきたいとのことでした。

2件目の総括質疑は、老人福祉施設維持、そのあり方についての質問でした。これに対する町長の答弁は、老人福祉センターが築35年、心起園については築45年になっています。老人福祉センターについては、できるだけ改修をしながらもたせていきたいとのことでしたが、心起園については緊急度が増してきているので、早急にプロジェクトチームを立ち上げて検討していきたいとのことでした。

また、総括質疑ではありませんが、冬囲いのような施設は学校管理費から支出すべきではないかとの質問がありました。また、関連してほかの学校の現状も紹介していただきました。それによると、冬囲いについては昨年から町費で半分を賄ってもらっているとのことでした。さらに、臨時に発生する講師謝礼金、学校が独自に校長判断で実施し、教育効果を上げたいということで行うのですが、支出は認められていないので、同窓会のほうに依頼されてくるということもありました。そのほかにも学校備品のプリンターもあるとのことでした。教育長の答弁は、必要なものは予算を上げてほしいと言っているが、上がってこないということで、早急に改めるとのことでした。これら様々な質疑や審議を行い、本委員会に付託されました全案件を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。浅野委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、認定第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

最後に、認定第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第15 請願第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する請願について

日程第16 請願第2号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願について

議長（熊倉正治君） 日程第15、請願第1号及び日程第16、請願第2号の2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 皆川忠志君登壇）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 総務産経常任委員長の皆川です。当委員会に付託されました請願第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する請願について、審査結果を報告いたします。

請願の趣旨につきましては、紹介議員であります小池議員から概要の説明がございました。趣旨につきましては、皆さんに配付されたとおりでございます。

議論の中身をご報告いたします。環境税が市町村に配分された場合、再生事業を市町村で本当に実施できる体制あるいは実態があるのかどうか。また、当初の森林環境税の検討では、CO₂の排出源を課税対象としていたが、なぜ個人住民税均等割に変わってきたのか、住民の理解が得られるのか、税金の創設が先走っていないかなどの意見がある一方、水は命の源であり、税を徴収したとの不安を感じる部分はあるが、森林の荒廃は見逃せない。また、最近の水問題の中国などの動きなどの状況を考えれば、国として資源を守ることは必要であり、制度としてしっかりやっていくべきだ。あるいは森林の所有者は、土砂流出防止や水源涵養機能を果たしており、これの受益者公平の面から負担があってもよいのではないかなどの意見ございました。制度を早く作るのがいいのではないかなどの意見がございました。

採決は、起立採決で行われ、採択すべきものというふうに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。皆川委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 松原良彦君登壇)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 社会文教常任委員長の松原です。私のほうから当委員会に付託されました請願第2号について報告をいたします。

件名は、「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願であります。請願者は昨年同様、新潟県私学の公費助成をすすめる会会長の中村直美さんであります。紹介議員の浅野一志さんより参考資料と要旨の説明がありましたし、幾つかその中からお話をいたします。

法律で公教育として明確に位置づけられた私立学校のお話、県内私立高校生の学費負担の現状、減らない私立高校の学費長期滞納者問題、県内私立高校への経常費助成の状況など、浅野さんよりたくさんお話がありました。

質疑の中で幾つか質問や意見がありましたので、お話しいたします。田上町議会は、毎年採択していますし、お祭り行事ではなく、もう少し補助金を上げてほしいとか県内市町村と比較して何が不具合なのか趣旨をはっきり言ってほしい。この状態だと、継続審査にしたほうがよいとお話も出てきました。答えとしては、公私間格差がなくなるまでこの請願書を出して来るとおもいます。また、この請願は県内全市町村に出されていますというお話がございました。

次に、少子化で公立の学校や先生を減らさざるを得ないようになりつつある中、学校数や生徒数が減ってきた場合、そのとき私立をどうするか、私立のほうを皆で負担をするのか、一番の大前提の内容が書いていない、この方向性についてどうなっているかと、そういう質問がございました。お答えでは、私の意見で聞いたお話だが、公立高校のほうを調整して、私立高校はそのままにいくと聞いたことがありますというようなお話もございました。

最後に、委員会全員で決めたことは、紹介議員の答弁では無理な点があり、この次からは請願者またはその代理から来ていただくことになりました。

採決の結果は、請願第2号は採択と決しました。

議長(熊倉正治君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

請願第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、請願第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択と決しました。

暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。

午後3時39分 休憩

午後3時40分 再開

議長(熊倉正治君) 再開いたします。

日程の追加

議長(熊倉正治君) 先ほどの請願の採択に伴い、お手元に配付のとおり意見書が提出されました。

お諮りいたします。ただいまの2案件につきましては、日程に追加し、追加日程として直ちに審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、ただいまの2案件については日程に追加し、追加日程として直ちに審議することに決しました。

追加日程第2 発委第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について

議長（熊倉正治君） 追加日程第2、発委第2号を議題といたします。

提案者、総務産経常任委員長の説明を求めます。

（総務産経常任委員長 皆川忠志君登壇）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、意見書を提案させていただきます。なお、意見書につきましては先ほどの議論を踏まえ、一部修正になっております。

それでは、意見書を読み上げて提案にかえさせていただきますので、議員各位のご賛同を申し上げたいと思います。それでは読み上げます。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）。

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記

森林環境税（仮称）の創設に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。皆川委員長、ご苦労さまでした。

これより討論及び採決を行います。

発委第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発委第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案どおり決し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、発委第2号は原案どおり決し、意見書を関係機関に提出することに決しました。

追加日程第3 発委第3号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書について

議長（熊倉正治君） 追加日程第3、発委第3号を議題といたします。

提案者、社会文教常任委員長の説明を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、先ほど採択された請願の意見書について別紙のとおり読み上げますので、よろしく願いいたします。

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書。

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

平成22年度より私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度

の見直しによって加算支給額の増額および加算支給対象世帯の拡大がおこなわれました。これに新潟県独自の学費軽減制度が加わり、学費の負担は一定に軽減されました。しかし、国・県の学費軽減の支援を受けた後も新潟県平均の初年度納付金負担が約19万～45万円（年額）残ります。

今年度は、就学支援金制度の2回目の見直しの年にあたります。公立との学費格差を是正していくためには、国の就学支援金制度の拡充によって、学費負担のいっそうの軽減をはかることが求められます。

また、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約8割を占めています。それに対し私立高校は、経常経費への助成が不十分なため、約6割にとどまっているのが現状です。専任教員の増員など教育条件の向上をはかるには、経常経費への助成のいっそうの増額が不可欠です。

政府ならびに国会におかれましては、未来を担う私立高校生の教育の充実をはかるため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1. 私立高校生への就学支援金制度を拡充すること。
2. 私立高校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

もう一つ、学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書でございます。

新潟県では、高校生の約2割は私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

平成22年度より私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって加算支給額の増額および加算支給対象世帯の拡大がおこなわれました。これに新潟県独自の私立高校生に対する学費軽減制度が加わり、学費の負担は一定に軽減されました。しかし、国・県の学費軽減の支援を受けた後も新潟県平均の初年度納付金負担が約19万～45万円（年額）残ります。公立との学費格差を是正していくためには、県独自の学費軽減制度のさらなる拡充によって、学費負担のいっそうの軽減をはかることが求められます。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「経常経費2分の1以内」に限定されてきたために、とりわけ教育条件において公立との格差が生じています。全教員に

占める専任教員の割合は、公立高校が約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割にとどまっており、不足分を期限付きの教員で補っているのが現状です。専任教員の増員など教育条件の向上をはかるには、経常経費に対する助成のいっそうの増額が不可欠です。

新潟県におかれましては、未来を担う私立高校生の教育の充実をはかるため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1. 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること。

2. 私立高校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、新潟県知事でございます。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

これより討論及び採決を行います。

発委第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発委第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案どおり決し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、発委第3号は原案どおり決し、意見書を関係機関に提出することに決しました。

日程第17 発議第2号 道路財特法による補助率等のかさ上げ措置に関する意見書について

日程第18 発議第3号 北朝鮮の「核ミサイル軍事行動」と拉致問題の解決を求める意見書について

議長（熊倉正治君） 日程第17、発議第2号及び日程第18、発議第3号の2案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案件は、会議規則第39条3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

提案者、川崎議員の説明を求めます。

（9番 川崎昭夫君登壇）

9番（川崎昭夫君） 9番、川崎です。皆さん大分疲れているので、簡単に言いますので、よろしく願いいたします。

それでは、発議第2号、道路財特法による補助率等のかさ上げ措置について提案いたします。

平成29年度までとされている道路整備事業にかかわる国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等のかさ上げを田上町の道路改良率、まだ低くなっていますが、通学路における歩行空間の未整備箇所等が多く存在しているほか、道路施設の老朽化対策も大きな課題となっていることから、規定による補助率等のかさ上げを平成30年度以降も継続するとともに、必要な道路関係予算を確保するよう強く要望するものであり、意見書を提起いたします。

既に皆さんの手元に配付されている意見書（案）を読み上げて提起させていただきます。

道路財特法による補助率等のかさ上げ措置に関する意見書（案）。

道路は、我が国の経済社会活動の基盤であり、生活を支える最も基礎的な社会資本であります。

田上町の道路改良率は未だ低く、通学路における歩行空間の未整備箇所やすれ違い困難箇所が未だ多く存在しているほか、道路施設の老朽化対策も大きな課題となっている。

このような状況下において、安定的・持続的な道路整備を進めるためには、必要な道路関係予算を確保するとともに、平成29年度までとされている「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定による補助率等のかさ上げを平成30年度以降も継続し、地方創生に資する道路整備については、特別措置を拡充する必要がある。

よって国会並びに政府におかれては、道路財特法の規定による補助率等のかさ上げを平成30年度以降も継続するとともに、地方創生に資する道路整備については特別措置を拡充するなど、必要な道路関係予算を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

私の提案内容は、以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

それから、続きまして発議第3号、北朝鮮の「核ミサイル軍事行動」と拉致問題の解決を求める提案をいたします。既に皆さんご存じのとおり、北朝鮮は弾道ミサイルの発射を頻繁に繰り返すとともに、水爆、核実験を行い、我が国のみならず、国際社会の平和と安全を脅かすとともに破壊する行為であり、断じて容認できません。田上町議会は、核兵器の廃絶を願う核兵器廃絶・平和宣言を決議し、国際平和の実現に貢献するとしていることから、世界唯一の被爆国として、核兵器廃絶を理念とした外交努力による解決を政府に求めるべく意見書を提起いたします。

これも既に皆さんのもとに配付されています意見書（案）を読み上げて提起させていただきます。

北朝鮮の「核ミサイル軍事行動」と拉致問題の解決を求める意見書（案）です。

北朝鮮は、我が国はじめ国際社会の自制を求める声を無視し、弾道ミサイルの発射を頻繁に繰り返しています。とりわけ8月29日早朝、我が国上空を通過させた弾道ミサイルの発射は北朝鮮の軍事挑発が新たな段階に入ったものと言えます。また9月3日に強行した水爆・核実験は、核開発の放棄を求める国連安保理決議を拒否する行為であります。かかる行為は、我が国のみならず国際社会の平和と安全を脅かし、破壊する行為であり断じて容認できません。

北朝鮮の暴挙に対し国際社会は、国連安保理決議による制裁を一層強めようとしています。しかし手詰まりの状況のトランプ米大統領は軍事力行使も辞さない構えを見せ、朝鮮半島情勢は緊迫する懸念が高まっています。安倍首相は、米国との緊密な連携を表明しつつ、石油禁輸も含めた新制裁の安保理採択を求めさらなる圧力強化を訴えています。

こうした中で日本政府がとるべき道は、日米韓、日中、日口の緊密なコミュニケーションがきわめて重要であり、特に、国際安保理決議の実効性を高める中国、ロシアへ一層働きかけ、軍事衝突を避ける日本外交に総力を挙げるべきであります。田上町議会は、核兵器の廃絶を願う「核兵器廃絶・平和宣言」を決議し、国際平和の実現に貢献するとしています。世界唯一の被爆国として、核兵器廃絶を理念とした外交努力による解決を政府に求めます。

同時に、こうした情勢下でも日本国民は、北朝鮮による拉致問題を忘れることはできません。しかし安倍政権下においても、未だ解決の糸口が見い出せない現状にあります。これまでの政府の取組みを検証し、核・ミサイル問題と同時に拉致問題の早期解決に向けた実効性ある措置が講じられることを、改めて政府に求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

私の提案内容は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

ただいまの案件について質疑に入りますが、その前に少し暫時休憩をさせていただきますので、自席にてお願いいたします。川崎議員、戻ってください。

午後4時01分 休憩

午後4時05分 再開

議長（熊倉正治君） 再開いたします。

12番（関根一義君） 私からただいま提案されました意見書に対しまして、修正を求めたいと思いますので、発言をいたします。実は、議員発議として私が発議したものでございますので、私のほうからあえて意見を申し上げたいと思います。

私が意見書として提出したのは、この案文で間違いはないのですけれども、その後各派代表者会議等々で意見交換を行いまして、文面、文章の一部修正を行ってきたということでありまして、それに対しても私はそういう意見を尊重して、意見書の文面の修正について同意したものでありますので、ぜひ議長の取り扱いで今回ただいま提案されていますけれども、一部修正が必要になるといいますから、一旦議会議を休憩していただいて修正案文に差しかえていただくというふうに提起したいと思っておりますので、議長の取り計らいをお願いしたいと思います。

議長（熊倉正治君） それでは、ちょっと文面が修正の必要があるということでございますので、大変申し訳ありませんが、少し休憩をさせていただいて文面を修正をしたいと思っておりますので、暫時休憩いたします。

午後4時07分 休憩

午後4時28分 再開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

ただいま関根議員のほうから提案のありました意見書の文言が少し修正をしたいという申し出がありましたので、それで皆さんお諮りをいたしますが、それでよけ

れば修正をしたもので改めて提案をし直したいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。それでは、修正文を配ってください。

暫時休憩します。

午後4時28分 休憩

午後4時29分 再開

議長(熊倉正治君) それでは、再開をいたしますが、修正をした意見書案を提案者、川崎議員から再度訂正をお願いして提案をお願いします。

9番(川崎昭夫君) すみません、では時間ばかりとらせて。早目にしますから、すみません。

それでは、議長からの言葉で読み直して提起させていただきたいと思います。

それでは、北朝鮮の「核ミサイル軍事行動」と拉致問題の解決を求める意見書(案)。

北朝鮮は、我が国はじめ国際社会の自制を求める声を無視し、弾道ミサイルの発射を頻繁に繰り返しています。とりわけ8月29日早朝、我が国上空を通過させた弾道ミサイルの発射は北朝鮮の軍事挑発が新たな段階に入ったものと言えます。また9月3日強行した水爆・核実験は、核開発の放棄を求める国連安保理決議を拒否する行為でもあります。かかる行為は、我が国のみならず国際社会の平和と安全を脅かし、破壊する行為であり断じて容認できません。

北朝鮮の暴挙に対し国際社会は、国連安保理決議による制裁を一層強めようとしています。しかし手詰まり状況のトランプ米大統領は軍事力行使も辞さない構えを見せ、朝鮮半島情勢は緊迫する懸念が高まっています。安倍総理は、米国との緊密な連携を表明しつつ、石油禁輸も含めた新制裁の安保理採択を求めさらなる圧力強化を訴えています。

田上議会は、核兵器の廃絶を願う「核兵器廃絶・平和宣言」を決議し、国際平和の実現に貢献するとしています。こうした中で日本政府がとるべき道は、日米韓、日中、日口の緊密なコミュニケーションがきわめて重要であり、特に、国連安保理決議の実効性を高める中国、ロシアへの一層働きかけを行い、軍事衝突を避けるよう日本外交に総力を挙げることを求めます。

同時に、こうした情勢下でも日本国民は、北朝鮮による拉致問題を忘れることはできません。しかし安倍政権下においても、未だ解決の糸口が見い出せない現状に

あります。これまでの政府の取組みを検証し、核・ミサイルの問題と同時に拉致問題の早期解決に向けた実効性ある措置が講じられることを、改めて政府に求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

私の提案内容は以上ですが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。川崎議員、ご苦労さまでした。

これより順次討論及び採決を行います。発議第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり決し、意見書を関係機関に提出することに決しました。

次に、発議第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり決し、意見書を関係機関に提出することに決しました。

日程第19 議員派遣の件について

議長（熊倉正治君） 日程第19、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、会議規則第129条の規定によりお手元に

配付いたしました内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決定しました。

日程第20 閉会中の継続調査について

議長(熊倉正治君) 日程第20、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

佐藤町長からご挨拶をお願いいたします。

町長(佐藤邦義君) 大変ご苦労さまでございました。7日から本日までの15日間にわたりまして、慎重審議をいただきまして大変ありがとうございました。特に今議会は決算議会ということで、先ほどのお話、委員長さんの報告のように178件という事項についてのご質問をいただいて、私らのほうにもその資料が届いておりますが、今後の町運営に反映していくものはできるだけ反映をしていきたいと、こう思っておるところであります。特にまた、池井議員からご質問がありました決算を通しましてそろそろ新規事業はどうだと、こういうようなご意見をいただきましたので、これから予算に取りかかりますので、十分そのことについても検討してまいりたいと思っております。

また、今ほどミサイルの件のほうも議員発議があったようでありますが、6月議会に関根議員からのご質問をいただきました、いわゆる防災無線につきましても、まさに今北朝鮮からミサイルが上空を飛んでいくというような大変な状況になってきておりますので、これらにつきましても財政計画の中に取り込めるように、できるだけ早急に検討をしようということをごこれからまた庁議の中で話を進めていきま

すが、新規事業になるように努力はしていきたいと、こう思っておるところであります。

本当に長期間にわたりまして長丁場でありましたが、ご苦労さまでございました。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（熊倉正治君） これをもちまして平成29年第5回田上町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時38分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年9月21日

田上町議会議長 熊 倉 正 治

田上町議会議員 松 原 良 彦

” 議員 池 井 豊

別紙

平成29年 第5回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第3号 平成29年9月21日（木） 午後2時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1	承認第6号	専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第3号））の報告について	承認
第2	承認第7号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第4号））の報告について	承認
第3	議案第40号	平成29年度田上町一般会計補正予算（第5号）議定について	原案可決
第4	議案第41号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について	原案可決
第5	議案第42号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について	原案可決
第6	議案第43号	同年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について	付託
追加 日程 第1	議案第43号	同年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について	原案可決
第7	認定第1号	平成28年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	認定
第8	認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第9	認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定

日程	議案番号	件名	議決結果
第10	認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第11	認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第12	認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第13	認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第14	認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	認定
第15	請願第1号	「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する請願について	採択
第16	請願第2号	「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願について	採択
追加 日程 第2	発委第2号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書について	原案可決
追加 日程 第3	発委第3号	学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書について	原案可決
第17	発議第2号	道路財特法による補助率等のかさ上げ措置に関する意見書について	原案可決
第18	発議第3号	北朝鮮の「核ミサイル軍事行動」と拉致問題の解決を求める意見書について	原案可決
第19		議員派遣の件について	決定
第20		閉会中の継続調査について	決定

日程	議案番号	件名	議決結果
		閉会	